

中標津町都市計画マスタープラン

～中標津町の都市計画に関する基本的な方針～

平成13年3月

北海道 中標津町

目 次

1 都市計画マスタープランの必要性	1
1 - 1 都市計画マスタープランの必要性.....	1
1 - 2 都市計画マスタープランの目的と構成.....	3
1 - 3 都市計画マスタープラン策定の方法.....	4
2 地域全体の都市づくり構想	5
2 - 1 中標津町の特性と都市づくり上の課題.....	5
2 - 2 将来都市像と都市づくりの基本目標.....	10
2 - 3 都市の骨格をつくるミレニアムプラン.....	12
2 - 4 都市の構造を形成する夢実現化構想.....	17
2 - 5 都市整備を進める総合計画連動構想.....	23
2 - 6 都市づくりの重点構想.....	29
2 - 7 都市整備の基本方針.....	31
3 地域別の街づくり構想	45
3 - 1 地域と街づくり.....	45
3 - 2 西町地域の街づくり構想.....	46
3 - 3 東中地域の街づくり構想.....	50
3 - 4 東部地域の街づくり構想.....	54
3 - 5 中心部地域の街づくり構想.....	58
3 - 6 南部地域の街づくり構想.....	62
3 - 7 西部地域の街づくり構想.....	66
4 テーマを大切にしまちづくり構想	71
4 - 1 テーマのあるまちづくり.....	71
4 - 2 安全・安心のまちづくり：安心して子育てや生活のできる安全なまちづくり構想.....	73
4 - 3 交流と活力のあるまちづくり：地域を元気にするまちづくり構想.....	75
4 - 4 自立と共生のまちづくり：地域の教育力を高めるまちづくり構想.....	77
4 - 5 冬の快適なまちづくり構想.....	79
5 パートナーシップによる実現化方策	81
5 - 1 都市計画マスタープランの実現化.....	81
5 - 2 住民・行政による検討から決定までのしくみづくり.....	82
5 - 3 パートナーシップ・プロジェクト.....	85
用語解説	92
資料編	104
1 策定の経緯.....	104
2 策定への参加者.....	107
3 策定に関する各種資料.....	109
4 都市計画マスタープラン策定委員会答申書.....	110
5 町民憲章（昭和40年7月1日制定）.....	118

1 都市計画マスタープランの必要性

1 - 1 都市計画マスタープランの必要性

地方分権型の社会においては、地域が自ら将来像を描き、それを実現するための独自のルールを定め、住民と行政が協働する推進体制をつくる必要があります。そのため、都市計画の分野では、都市計画法が改正され、市町村による都市計画マスタープランの策定が責務となりました。

このような背景のもと、中標津町では、新たな総合計画（第5期中標津町総合発展計画）とともに、その将来目標に対応した都市の姿と実現化の方策を“都市計画マスタープラン”として策定することになりました。策定にあたっては、“近年顕著となってきた都市づくり上の課題の解決”とともに、“個性的で魅力的なまちづくりを支える多様な活動との連携”を図る必要があります。

地方分権型の社会においては、地域が自ら将来像を描き、それを実現するための独自のルールを定め、住民と行政が協働する推進体制をつくる必要があります。

中央集権型社会が終焉を迎え、地方分権型社会の到来が加速するなか、国家と地域・国家と住民の関係が大きく変化してきています。このような変化と同時に、与えられた将来像を目指し、決められたルールを守る時代から、自らが将来像を描き、自らのルールを律する時代へと大きく転換しつつあります。

中標津町を始めとする日本の将来都市像は、日本が目指した20世紀の主役である“アメリカ型とでもいうべき、都市と農村、職と住といった機能分離型”を前提に描かれてきましたが、新しい世紀における農業を基盤とした地方都市としての中標津町の都市像は、“ヨーロッパ型と称される、地域独自の文化性が醸成されたゆるやかな機能融合型”を前提に検討する必要があると考えられます。

また、その将来像を実現するための取り組みは、これまでの行政主導型から、地域が自ら将来像を描き、それを実現するための独自のルールを定め、住民と行政が協働する推進体制をつくるといった住民主導型へ転換させ、さらには地域の将来を真剣に考え、見守り、行動する“旦那衆”とでも呼ぶべき地域リーダーが活躍できる環境をつくる必要があります。

都市計画の分野では、都市計画法が改正され、市町村による都市計画マスタープランの策定が責務となりました。

平成4年（1992年）に都市計画法が改正（平成5年6月施行）され、法第18条2項として「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（以下、「都市計画マスタープラン」という）が新たに創設され、都市計画区域を有する市町村では、その策定が責務となりました。

この「都市計画マスタープラン」とは、住民に最も近い立場にある市町村が、原則として都市計画区域を対象とし、創意工夫のもとに住民の意向を反映させて、都市づくりの将来ビジョンを確立し、特に、地域別の市街地像、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活や経済活動を支える諸施設の計画等についてきめ細かくかつ総合的に定めるものです。

また、この「都市計画マスタープラン」は、市町村の個性・課題などを反映した中での市町村が定める都市計画の基本的な方針としての役割を担うこととしています。

中標津町では、新たな総合計画（第5期中標津町総合発展計画）とともに、その将来目標に対応した都市の姿と実現化の方策を“都市計画マスタープラン”として策定することになりました。

中標津町では、これまで「第4期中標津町総合発展計画（計画期間：平成3～12年度）」に基づ

き、「中標津町市街地整備基本計画（計画期間：平成4～22年度）」等において将来都市像・地区整備基本計画・整備プログラムを定め、市街地整備に取り組んできました。

町では、平成13年3月までに平成13年度から始まる新たな総合計画（第5期中標津町総合発展計画）の策定作業と並行して、長期的・根幹的な視野をもちながら新しい総合計画に対応した都市の姿を描くとともに、土地利用や基盤施設整備等の基本的な方向を示し、あわせて各地区ごとの街づくりの方針やテーマごとのまちづくり方針を定め、実現化の方策を検討することを目的とした「都市計画マスタープラン」を策定することになりました。

都市計画マスタープランの策定にあたっては、“近年顕著となってきた都市づくり上の課題の解決”とともに、“個性的で魅力的なまちづくりを支える多様な活動との連携”を図る必要があります。

都市計画マスタープランの策定にあたっては、特に、人口増加や交通網の広域化に伴う市街地の空洞化や郊外店舗の立地に伴う市街地中心部の変化、交流人口が増加する一方での街なみ景観の混乱、市街地における高齢化等への対応の必要性など、“近年顕著となってきた対応が急務な都市づくり上の課題の解決”を図る必要があります。

同時に、（社）中標津青年会議所による「なかしべつネイチャーマップ」（町教育委員会共著）や「21世紀へ向けたまちづくり活動の柱」の作成を始め、商工会や農協青年部、ボランティア団体などによるFM放送局の開設や開陽台の景観保全運動への取り組み、町内会による子供から高齢者までが参加する運動会の開催など、“個性的で魅力的なまちづくりを支える多様な活動との連携”を図る必要があります。

1 - 2 都市計画マスタープランの目的と構成

策定目的は、中標津町が、都市づくり等の将来ビジョンを確立し、実現化方策を示すことです。

対象地域は、原則として都市計画区域です。

目標期間（年次）は、原則として20年（2001年度～2020年度）です。

構成は、都市づくり構想、地域別街づくり構想、テーマ別まちづくり構想、実現化方策からなります。

策定の目的：都市計画マスタープランは、町が都市づくり等の将来ビジョンを確立し、実現化の方策を示すためにつくります。

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条2項に基づき策定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」です。

中標津町の都市計画マスタープランは、住民に最も近い立場にある中標津町が、創意工夫のもとに住民の意向を反映させて、都市づくりの将来ビジョン（将来の都市像と都市整備方針）さらに、地域別の街づくりの将来ビジョン（将来の地域市街地像と街づくり方針）テーマ別のまちづくりの将来ビジョン（まちづくりの将来像と方針）を確立し、実現化の方策を示すことを目的とします。

対象地域：原則として都市計画区域です。

対象地域は、原則として現在の中標津町都市計画区域とします。

ただし、将来的な都市的土地利用が見込まれる地域についても検討対象とします。

目標期間（年次）：原則として20年（2001年度～2020年度）です。

都市計画マスタープランの目標期間（年次）は、原則として20年（2001年度～2020年度）とします。

また、都市計画マスタープランは、原則として新しい総合計画の策定（10年毎）と並行して総合検証と全面見直しを行うとともに、総合計画の実施計画策定（3年毎）に併せて中間検証と部分見直しを行います。

さらに、地域別街づくり構想は、地域住民の発意や具体的事業に併せて随時見直すこととします。

構成：都市づくり構想、地域別街づくり構想、テーマ別まちづくり構想、実現化方策からなります。

中標津町の都市計画マスタープランは、地域全体を対象とする都市づくり構想、6地域を対象とする地域別街づくり構想、主要テーマに対応するテーマ別まちづくり構想、各構想の具体化に向けた実現化方策から構成されます。

1 - 3 都市計画マスタープラン策定の方法

策定体制は、“中標津町都市計画マスタープラン策定委員会”と“街づくり協議会(街づくりワークショップ)”からなる住民参加の検討体制と、事務局ならびに都市マス検討会議(専門委員会、調整委員会、作業部会)からなる行政の作業・調整体制により構成されます。

策定期間は、平成10年度(1998年)から平成12年度(2000年)の3カ年です。

都市計画マスタープランは、中標津町都市計画マスタープラン策定委員会及び都市マス検討会議から計画案が答申され、中標津町都市計画審議会の審議を経て、中標津町長が決定します。また、決定後は、自由に閲覧できる体制づくりが図られるほか、パンフレット等の配布により広く公表されます。

策定体制：“中標津町都市計画マスタープラン策定委員会”と“街づくり協議会(街づくりワークショップ)”からなる住民参加型の検討体制と、事務局ならびに都市マス検討会議からなる行政内部の作業・調整体制により構成されます。

住民参加による検討体制は、主として都市づくり構想・テーマ別まちづくり構想・実現化方策を検討する“中標津町都市計画マスタープラン策定委員会”と、主として地域別街づくり構想を検討する“街づくり協議会(街づくりワークショップ)”を設置します。

また、行政による作業・調整体制として、庁内に事務局ならびに都市マス検討会議(専門委員会、調整委員会、作業部会)を設置します。

策定期間：平成10年度(1998年)から平成12年度(2000年)の3カ年です。

策定期間は、平成10年度(1998年)から平成12年度(2000年)の3カ年です。

平成10年度(1998年)は、現況調査(都市全体カルテの作成、町民アンケートの実施)を実施し、その結果をもとに都市マス検討会議を開催しながら、都市づくり構想の検討を進めました。また、街づくり新聞を3回発行するとともに、都市計画フォーラム&パネルディスカッションを開催しました。

平成11年度(1999年)は、街づくり協議会(街づくりワークショップ)による地域別街づくり構想(町民版)の策定と、中標津町都市計画マスタープラン策定委員会による都市づくり構想を主と

した原案の検討を行いました。また、ホームページを開設・更新(1回)するとともに、街づくり新聞を2回発行しました。さらに、女性セミナーによる“安全・安心のまちづくりワークショップ”や中心市街地勉強会を開催しました。

平成12年度(2000年)は、原案と地域別街づくり構想(町民版)をたたき台に、中標津町都市計画マスタープラン策定委員会による案を策定しました。また、ホームページを更新(1回)し、街づくり新聞を3回発行しました。さらに、ポスターセッションや都市マス講演会&シンポジウムの開催や町内会アンケートを実施しました。

決定・公表：都市計画マスタープランは、中標津町都市計画マスタープラン策定委員会及び都市マス検討会議から計画案が答申され、中標津町都市計画審議会の審議を経て、中標津町長が決定します。また、決定後は、自由に閲覧できる体制づくりが図られるほか、パンフレット等の配布により広く公表されます。

都市計画マスタープランは、中標津町長から諮問を受けた中標津町都市計画マスタープラン策定委員会及び都市マス検討会議が計画案を策定し、中標津町長に答申します。その後、中標津町長は、中標津町都市計画審議会に計画案を諮問し、審議を経て最終案として答申され、その結果を受けて中標津町長が決定します。

また、決定された都市計画マスタープランは、自由に閲覧できる体制づくりが図られるほか、パンフレット等の配布によって広く公表されます。

2 地域全体の都市づくり構想

2 - 1 中標津町の特性と都市づくり上の課題

(1) 中標津町の特性

中標津町には、武佐岳や標津川など町民に愛されている“豊かな自然と大地”があるとともに、防風保安林などの保全や活用が強く意識されている“街の基盤が形成された20世紀の近代化遺産”があります。

一方、人口の増加に代表される地域の発展とともに、市街地が拡大し、都市基盤施設等も充実してきましたが、同時に市街地のスプロール化や市街地中心部の空洞化の進行、自然災害に対する脆弱さの露呈、都市運営上の基盤等の整備・維持に関する負担の増大など、都市全体の安全性や活力度、都市経営などにわたる課題が複合化しながら顕著となり、町民全体が懸念し始めています。

また、地域においては、自然の緑地や小河川などといった身近な自然環境の保全に対する意識が高い一方、地域コミュニティの希薄化や交通事故、犯罪などの増加に対する不安が強くなっています。

中標津町には、武佐岳や標津川など町民に愛されている“豊かな自然と大地”があるとともに、防風保安林などの保全や活用が強く意識されている“街の基盤が形成された20世紀の近代化遺産”があります。

中標津町には、武佐岳や標津川、広く続く平地と変化に富んだ河岸段丘の地形など、悠久の時を超えて形成された“豊かな自然と大地”に恵まれており、町民には大切にすべき環境として高く評価されています。

また、中標津町の街の基盤が形成された20世紀は、次世代に語り継ぐべき重要な時代として町民の記憶に残っており、その時代を代表する防風保安林や鉄道跡地・道路などの交通体系、防空壕跡地、空港・海軍による空港建設用道路、神社周辺の鎮守の森、植民区画整理地区、農業試験場、さけますふ化場などは“街の基盤が形成された20世紀の近代化遺産”として保全や活用が強く意識されています。

人口の増加に代表される地域の発展とともに、市街地が拡大し、都市基盤施設等も充実してきましたが、同時に市街地のスプロール化や市街地中心部の空洞化の進行、自然災害に対する脆弱さの露呈、都市運営上の基盤等の整備・

維持に関する負担の増大など、都市全体の安全性や活力度、都市経営などにわたる課題が複合化しながら顕著となり、町民全体が懸念し始めています。

ただし、そのような自然や大地、街の基盤の上に発展を続けてきた現在では、人口増加に代表される地域の発展とともに、市街地が拡大し、都市基盤施設も充実してきましたが、同時に市街地のスプロール化や市街地中心部の空洞化の進行、自然災害に対する脆弱さの露呈、郊外市街地における開発圧力の高まりなどによる都市運営上の基盤等の整備・維持に関する負担の増大など、都市全体の安全性や活力度、都市経営などにわたる課題が複合化しながら顕著となり、町民全体が懸念し始めています。

特に、町民は、市街地中心部の空洞化の進行により衰退する商業地域を始め、消滅する近代化遺産や魅力に乏しい街並み、増加する交通事故や遅れが露呈した自然災害時対策、高齢化への対応が十分ではない都市環境、心のゆとり不足と青少年の行動、新たな創造が求められる地域独自の文化や産業、対応が必要な分権化や環境共生への体制、大変な冬期の雪処理対策などに関する関心が強くなっています。

地域においては、自然の緑地や小河川などといった身近な自然環境の保全に対する意識が高い一方、地域コミュニティの希薄化や交通事故、犯罪などの増加に対する不安が強くなっています。

一方、身近な生活空間である地域においては、タワラマップ川等の小河川、エゾリンドウ群生地などといった貴重な自然の緑地や小河川など、身近な自然環境の保全に対する意識が高い一方、地域コミュニティの希薄化や交通事故、犯罪などの増加に対する不安が強く、集会所や公園の整備などといったコミュニティ環境や安全性の高い交通環境の充実など求める声が高まっています。

(2) 今後のまちづくりの方向性

中標津町の今後の10年のまちづくりのテーマは、“活力みなぎる緑の郷土なかしべつ ~人と自然と街の共生~”です。

その将来像は、“豊かな自然環境と調和する美しい景観のまち”、“活力ある産業が展開される交流のまち”、“人がふれあう郷土愛に満ちたまち”です。

その実現に向け、“人と自然と産業の共生推進プロジェクト”、“ふれあい交流プロジェクト”、“安心快適生活タウンプロジェクト”、“人が財産 中標津プロジェクト”を戦略的に展開していきます。

中標津町では、今後10年間(2001年~2010年)を計画期間とした第5期中標津町総合発展計画を策定しており、まちづくりのテーマ、将来像、戦略プロジェクトなどが示されています。

まちづくりのテーマ：“活力みなぎる緑の郷土なかしべつ ~人と自然と街の共生~”

21世紀の中標津町のまちづくりの理念を、「美しい自然環境・景観」、「個性、創造性、魅力に富む人」、「活気とふれあいのある美しいまち」の3つの原動力を創造するとともに、それぞれの要素が共生し、調和のとれたまちを形成することとし、まちづくりのテーマを“活力みなぎる緑の郷土なかしべつ ~人と自然と街の共生~”としています。

将来像

ア) 豊かな自然環境と調和する美しい景観のまち
豊かな自然を大切に、身近な生活空間にうおいを持たせ、四季を通じて快適な生活が営まれ、自然と調和した暮らしが多くの人を引き付ける魅力あふれるまちをめざします。

豊かな自然と調和する環境にやさしいまち

自然環境が保全され、快適でゆとりのあるまち

イ) 活力ある産業が展開される交流のまち

根室管内の交流拠点としての機能を担い、地域を支える基幹産業である酪農や観光、商業・サービス業の創造的な活動が展開され、多くの人が行き交う、にぎわいと活力みなぎるまちをめざします。

自然と共生する循環型農業のまち

創造性のある産業活動の推進と交流機能が充実するまち

ウ) 人がふれあう、郷土愛に満ちたまち

次世代を担う子どもたちがいきいきと育ち、子供から高齢者まですべての町民が健康で安心のできる生活のなかで、生涯を通じて、心豊かに生きがいをもち充実して暮らせるまちをめざします。

すべての人にやさしく心豊かに健康で安心して暮らせるまち

ともに行動し、ともに誇れる郷土愛あふれるまち

戦略プロジェクト

(: プロジェクトの柱 : 施策)

ア) 人と自然と産業の共生推進プロジェクト

環境保全と循環型社会の形成

自然環境の保全・調和に配慮した中標津町土地利用計画の策定と推進

自然保全、美化活動「沿道フラワー&クリーンネットワークの推進」

廃棄物の処理機能の充実や他用途への再利用などの研究開発

地球温暖化対策実行計画の策定と推進

自然環境共生型農業の創出

家畜排せつ物の利活用施設などの整備による循環型農業の推進

農村景観の形成と観光農業の推進

ブランド農業の推進による中標津食文化の創造と普及の促進

魅力とうるおいのある景観形成

人にやさしい都市景観の創造

周囲の景観との調和に配慮した「中標津町サイン計画」の推進

環境保全や景観に配慮した企業（自然共生型産業）の立地誘導

道路並木や河畔林、防風林などが連なる「みどりのネットワーク」の形成

「街中花と緑でいっぱい」の形成

イ) ふれあい交流プロジェクト

中標津「空（そら）のミルクロード」形成

中標津「空（そら）のミルクロード」の拡充
空港と町内外の観光拠点を結ぶ「観光ネットワーク」の開発と利用促進

観光関連産業の育成

北方四島在住ロシア人との交流の推進

出会いとふれあいのまち形成

「出会いとふれあいのまち」中心市街地活性化計画の策定

新規産業分野や新しいビジネス産業の創出支援
魅力ある地域商店街づくりの促進

心ふれあう笑顔の推進

青少年の社会参加活動の推進

観光ボランティアの拡充

ふれあいマイタウン運動

住民企画型各種イベントの開催

地域情報化の推進

光ファイバー網など高度情報化社会に対応した基盤整備

広域での公共施設間の情報ネットワーク化の推進

IT（情報技術）社会に対応した情報サービス網の構築と情報発信

ウ) 安心快適生活タウンプロジェクト

人にやさしい福祉社会の創造

保健・医療・福祉サービスの情報ネットワーク化の推進

総合的な地域福祉拠点施設の整備充実

福祉・医療関連ビジネスの研究・創出

すべての人にやさしいユニバーサルデザイン空間の創出

中標津「ボランティア研修・活動センター」の設置

児童育成総合推進計画の推進

いきいき健康づくりの推進

スポーツ・レクリエーション施設など健康づくり活動拠点の整備

「いきいき健康づくり」の推進

住民ニーズに対応した学習プログラム開発や指導者の確保

学習支援者バンク、交流、研修機能を有する「高齢者生きがいセンター」の整備

安心、安全ネットワークの形成

防災、防犯施設や交通安全施設の整備拡充

「安心&安全ネットワーク」組織の機能充実
全町的な防犯・交通事故防止キャンペーンの展開

快適生活空間創造

「快適総合生活空間（アメニティ）中標津」の形成

北国の冬の暮らしの充実

エ) 人が財産 中標津プロジェクト

多彩な人が織りなす、まち再発見

郷土文化や酪農など地域産業の研究促進・学習機会の提供

郷土館施設の機能の整備・充実

郷土文化や地域産業の研究

農業及び環境関連研究組織や機関の誘致

人材関連ネットワークの形成

人材関連組織ネットワーク化

地域リーダー人材バンクの拡充

住民と行政のパートナーシップの推進

ボランティア団体、NPO組織の拡充・支援
まちづくりへの住民参画の場拡充

(3) 都市づくり上の課題

まず、町民に大切にすべき環境として高く評価されている2つの環境（豊かな自然と大地、街の基盤が形成された20世紀の近代化遺産）を大切にしながら、次世代に継承する超長期的な視点での目標像と取り組みが必要です。

また、地域の発展とともに顕著となっている都市全体の複合的課題を解決しながら、新しい総合計画等の将来像を実現するための中長期的な目標像と取り組みが不可欠です。

同時に、地域住民の意識が高い2つの地域課題（身近な自然環境の保全と地域コミュニティ等の再生）の解決に取り組みながら、地域の教育力を高めていくため、地域住民の観点から目標像を設定し、地域住民が主体的に取り組むことが求められます。

中標津町の都市の特性とまちづくりの方向性から、今後の都市づくり上の課題としては、以下の3点が重要と考えます。

町民に大切にすべき環境として高く評価されている2つの環境（豊かな自然と大地、街の基盤が形成された20世紀の近代化遺産）を大切にしながら、次世代に継承する超長期的な視点での目標像と取り組みが必要です。

特に、武佐岳や標津川、広く続く平地と変化に富んだ河岸段丘の地形などの“豊かな自然と大地”を次世代に継承し、防風保安林や鉄道跡地・道路などの交通体系、防空壕跡地、空港・海軍による空港建設用道路、神社周辺の鎮守の森、植民区画整理地区、農業試験場、さけますふ化場など“街の基盤が形成された20世紀の近代化遺産”を大切にすることが重要です。

地域の発展とともに顕著となっている都市全体の複合的課題を解決しながら、新しい総合計画等の将来像を実現するための中長期的な目標像と取り組みが不可欠です。

特に、新しい総合計画にみられる都市づくりへの課題は、“安全・安心の都市づくり”、“交流と活力の都市づくり”、“自律と共生の都市づくり”、“冬の快適な都市づくり”とまとめて対応すると同時に、町民全体が懸念し始めている様々な複合的課題を解決するためには、市街地中心部の活性化と公共性の高い環境のネットワーク化を図ることが最も効果的です。

地域住民の意識が高い2つの地域課題（身近な自然環境の保全と地域コミュニティ等の再生）の解決に向けて、地域住民の観点から目標像を設定し、地域住民が主体的に取り組むことが求められます。

特に、タワラマップ川等の小川、エゾリンドウ群生地などといった貴重な自然の緑地や小川などの“身近な自然環境”の保全と地域コミュニティの希薄化や交通事故、犯罪などの増加などの“地域コミュニティ等に関する課題”の解決を図りながら地域の教育力を高めることは、子供から親、高齢者、女性、学生などといった様々な観点から検討され、取り組まなければならない事です。

2 - 2 将来都市像と都市づくりの基本目標

我々は、中標津の将来都市像を「環境首都 なかしべつ」と呼ぶこととし、その具体化に向けた都市づくりの基本目標を以下の3点とします。

自然環境と歴史環境を大切にした超長期的な都市の骨格づくりに取り組みます。

交流・共生・自律をテーマとした長期的な都市の構造づくりを進めます。

新しい総合計画の将来像を実現する中期的な都市の整備推進を図ります。

(1) 将来の中標津町民のライフスタイルと都市像

将来の中標津町民は、悠久の時を超えて形成された豊かな“自然や大地”に感謝し、開拓に始まる街の基盤が形成された“20世紀の近代化遺産”を大切にしながら、それらを次の世代へ継承する人々です。また、広域から地域にわたる様々な人々との“交流”を楽しみ、自然や農業との“共生”を積極的に図り、自由と責任を意識しながら“自律”して行動している人々でもあります。

このような町民の生活を実現するため、将来の中標津町の都市は、“豊かな自然と大地”と“街の基盤が形成された20世紀の近代化遺産”を骨格としながら、“交流・共生・自律”をテーマとした拠点やネットワークからなる構造を有することが大切です。

まず、市街地は、人口の大幅な増加が見込めない時代の到来に対し、既存の都市基盤を最大限活用した経営効率と公共サービス水準の高いコンパクトな規模を維持しなければなりません。

また、市街地の中心部は、商業の場としてのみならず、すべての町民が親しみ、誇れることのできる豊かな環境のもと、安心して安全に生活できる場であり、酪農などの基幹産業と連携した生業の場であり、観光客などとの交流を楽しむ場として活性化されることが期待されます。

さらに、多くの町民のつながりや思い出を育んできた学校や集会所、公園などの公共性の高い環境は、河川や緑道、人にやさしい歩行者道路などによってネットワークされ、いつまでも町民のきずなをしっかりと結んでいく役割を担う必要があります。

中標津町では、自然や歴史といった環境を大切にするなかで、交流を楽しみ、共生を重んじ、そして自律を追求し、人間を中心に据えた都市を実現するため、将来の都市像を「環境首都 なかしべつ」と定め、北海道全体の目標である“北の美しい国づくり”などの21世紀のモデル都市を目指した取り組みを継続していく、強い意志を内外に示す必要があります。

(2) 都市づくりの基本目標

自然環境と歴史環境を大切にした超長期的な都市の骨格づくりに取り組みます。

“豊かな自然と大地”を次世代に継承し、“街の基盤が形成された20世紀の近代化遺産”を大切にするために、自然と共生した“持続的な都市”と歴史を積み重ねた“個性ある都市”を目指します。

そのため、自然環境と歴史環境を大切にした超長期的な都市の骨格づくりに取り組みます。

交流・共生・自律をテーマとした長期的な都市の構造づくりを進めます。

町民ひとりひとりが、それぞれの人生を豊かにするための“地域への夢や希望”を叶えるため、様々な魅力にあふれ、深い思いやりに包まれた“交流都市”、地球に優しく、身近なうらおいのある“共生都市”、無駄が少なく、ゆとりある“自律都市”を創造します。

そのため、交流・共生・自律をテーマとした長期的な都市の構造づくりを進めます。

新しい総合計画の将来像を実現する中期的な都市の整備推進を図ります。

第5期総合発展計画を上位計画とし、行政と住民のパートナーシップのもと、実効性の高い施策を展開するため、“生活実感に基づいたリアリティのある都市”を整備します。

そのため、新しい総合計画の将来像を実現する中期的な都市づくりを進めます。

特に、“安全・安心”、“交流・活力”、“自律・共生”、“快適な冬”をテーマとしたまちづくりとともに、市街地中心部の活性化と公共性の高い環境のネットワーク化に重点的に取り組みます。

2 - 3 都市の骨格をつくるミレニアムプラン

“自然環境と歴史環境を大切にしたい超長期的な都市の骨格づくり”に向けた構想を「ミレニアムプラン」とします。

“持続的な都市”を創造する「自然との共生」の目標を“都市化以前の状態に近い良好な自然の維持”とし、それに該当する自然環境を大切にすることを位置づけます。

“個性ある都市”を創造する「歴史の積み重ね」の目標を“語り継ぐべき開拓から近代化にいたる20世紀の歴史の継承”とし、それに該当する歴史環境を大切にすることを位置づけます。

(1) 基本的な考え方

「豊かな自然と大地」を次世代に継承し、“街の基盤が形成された20世紀の近代化遺産”を大切にすることを目標とした超長期的な視点での都市の骨格づくりを目指します。

具体的には、“自然と共生した持続的な都市づくり”と“歴史を積み重ねた個性ある都市づくり”を基本的な方針とする「自然環境と歴史環境を大切にしたい都市の骨格づくり」を進めます。

この“自然環境と歴史環境を大切にしたい都市の骨格づくり”に向けた構想のキャッチフレーズを「ミレニアムプラン」とし、その基本的考え方を以下のとおりとします。

“持続的な都市づくり”にむけた「自然との共生」の目標を“都市化以前の状態に近い良好な自然の維持”とし、それに該当する自然環境を大切にします。

“個性ある都市づくり”にむけた「歴史の積み重ね」の目標を“開拓から近代化にいたる20世紀の歴史の継承”とし、それに該当する歴史環境を大切にします。

て位置づけます。

また、標津川や河岸段丘によって分けられてきた“積極的な利用を図るべき土地”を利用ゾーンとして、また“自然との共生に配慮すべき土地”を共生ゾーンとして位置づけます。

“開拓から近代化にいたる20世紀の歴史”に該当する歴史環境を大切にすることを位置づけます。

“開拓から近代化にいたる20世紀の歴史”に該当する歴史環境として、基幹産業の発展に貢献した防風保安林、農業試験場、さけますふ化場や、街の発展や人・ものの動きを支えてきた道路・鉄道・空港、さらに市街地発展の礎となった開拓当時の市街地区画形態、町民の心の拠り所となっていた中標津神社周辺の鎮守の森、先人の足跡である史跡・遺跡などを大切にすることを位置づけます。

(2) ミレニアムプランの内容

“都市化以前の状態に近い良好な自然”に該当する自然環境を大切にすることを位置づけます。

“都市化以前の状態に近い良好な自然”に該当する自然環境として、骨格的な河川としての標津川、河岸段丘などの特色的な地形、ゆめの森公園や森林公園周辺、防風保安林の緑地、武佐岳への眺望を確保する空間、などを大切にすることを

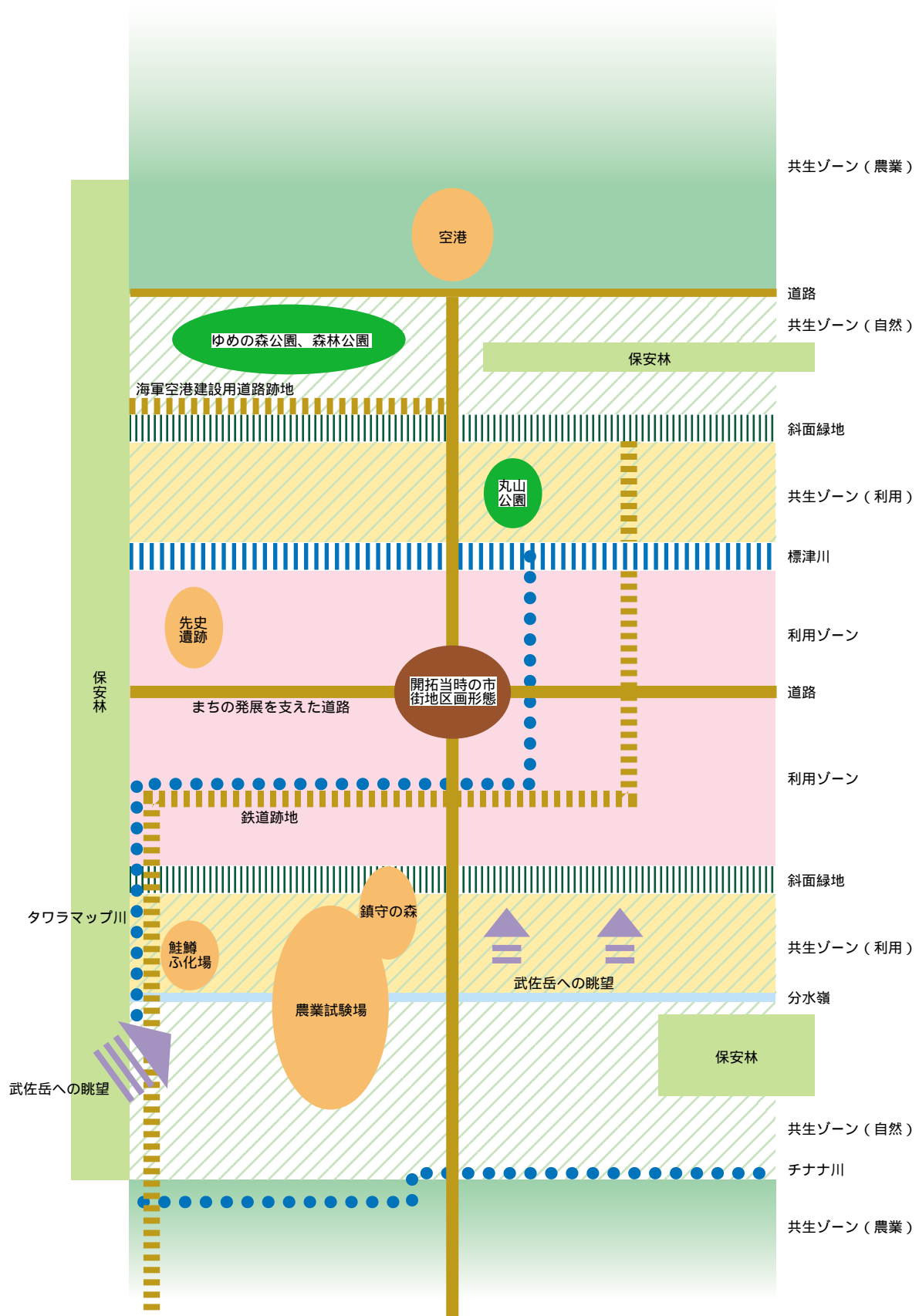







図 ミレニアムプランの概念

中標津町都市計画 マスタープラン




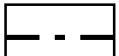
ミレニアムプラン
～自然と歴史からなる都市の骨格構造～

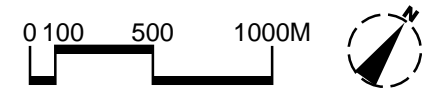
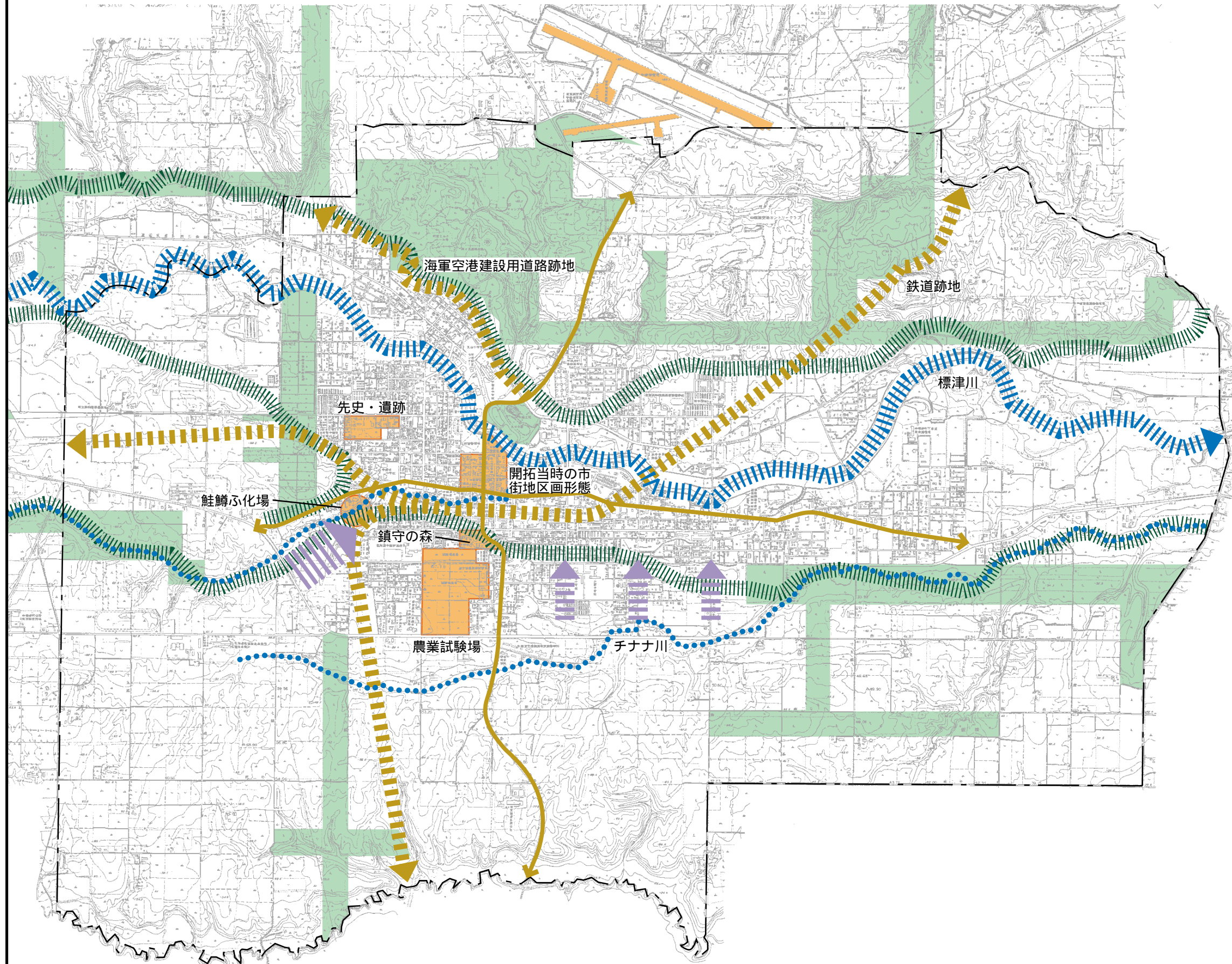
凡例

自然との共生

-  保安林・大規模緑地等
-  標津川
-  大事な小河川
-  河岸段丘
-  武佐岳の眺望

歴史の積み重ね

-  面的記憶
-  線的記憶
-  線的記憶（鉄道跡地など）
-  都市計画区域界



2 - 4 都市の構造を形成する夢実現化構想

“交流・共生・自律をテーマとした長期的な都市の構造づくり”に向けた構想を「夢実現化構想」とします。

様々な魅力にあふれ、暖かな思いやりに包まれた“交流のある都市”を実現するため、世界との交流・広域との交流・地区内での交流のための拠点づくりと多様な移動ネットワークをつくりま

す。地球に優しく、身近なうるおいのあふれる“共生する都市”を実現するため、中標津らしい風景や美しい景観、自然との共生を促進する地区（共生型利用促進地区）、小河川を大切にします。

無駄が少なく、ゆとりのある“自律した都市”を実現するため、コンパクトな市街地を目指します。

（1）基本的な考え方

「町民ひとりひとりが、それぞれの人生を豊かにするための“地域への夢や希望”を叶えること」を目標とした長期的な視点での都市の構造づくりを目指します。

具体的には、“交流のある都市づくり”、“共生する都市づくり”、“自律した都市づくり”を基本的な方針とする「交流・共生・自律をテーマとした都市の構造づくり」を進めます。

この“交流・共生・自律をテーマとした都市の構造づくり”に向けた構想のキャッチフレーズを“夢実現化構想”とし、その基本的考え方を以下のとおりとします。

様々な魅力にあふれ、温かな思いやりに包まれた“交流のある都市”を実現するため、世界との交流・広域との交流・地区内での交流のための拠点づくりと多様な移動ネットワークをつくりま

す。地球に優しく、身近なうるおいのあふれる“共生する都市”を実現するため、中標津らしい風景や美しい景観、自然との共生を促進する地区（共生型利用促進地区）、小河川を大切にします。

無駄が少なく、ゆとりのある“自律した都市”を実現するため、コンパクトな市街地を目指します。

クをつくりま

す。様々な魅力にあふれ、暖かい思いやりに包まれた“交流都市”の実現のため、「世界との交流」を促進する空港を中心とした空港活用型活性化拠点の形成を図るとともに、「広域との交流」を促進する市街地中心を活性化させ、さらに「地域のコミュニティ交流」を活発化する地区交流拠点の形成やパブリックオープンスペースの確保などを図ります。

また、様々な交流を支える多様な移動ネットワークを形成するため、広域間の移動ネットワーク（空港、広域幹線道路、広域公共交通）、都市内の移動ネットワーク（幹線、歩行者・自転車道路、公共交通）、地区内の移動ネットワーク（補助幹線、歩行者・自転車道路）を充実させます。

中標津らしい風景や美しい景観、自然との共生を促進する地区（共生型利用促進地区）、小河川を大切にします。

地球に優しく、身近なうるおいのあふれる“共生都市”の実現のため、「中標津らしい風景」である武佐岳への眺望を確保する空間、「美しい景観」を創り出す市街地の中心部と空港アクセス道路、「自然との共生を促進する地区」（共生型利用促進地区）を創り出す東中地区のエゾリンドウ群生地周辺の低未利用地、「小河川」としてのタワラマップ川、チナナ川、ポンタワラマップ川、ますみ川、などを大切にします。

（2）夢実現化構想の内容

世界との交流・広域との交流・地区内での交流のための拠点づくりと多様な移動ネットワ

ークをつくりま

す。コンパクトな市街地を目指します。無駄が少ない土地の有効利用を図り、ゆとりあ

る快適生活空間のある“自律都市”を実現するため、「コンパクトな市街地」を担保する南北の保安林や急傾斜な丘陵地を保全するとともに、東西の市街化抑制や車に頼らなくても快適に移動できる交通手段の充実などによる環境負荷の抑制に努めます。

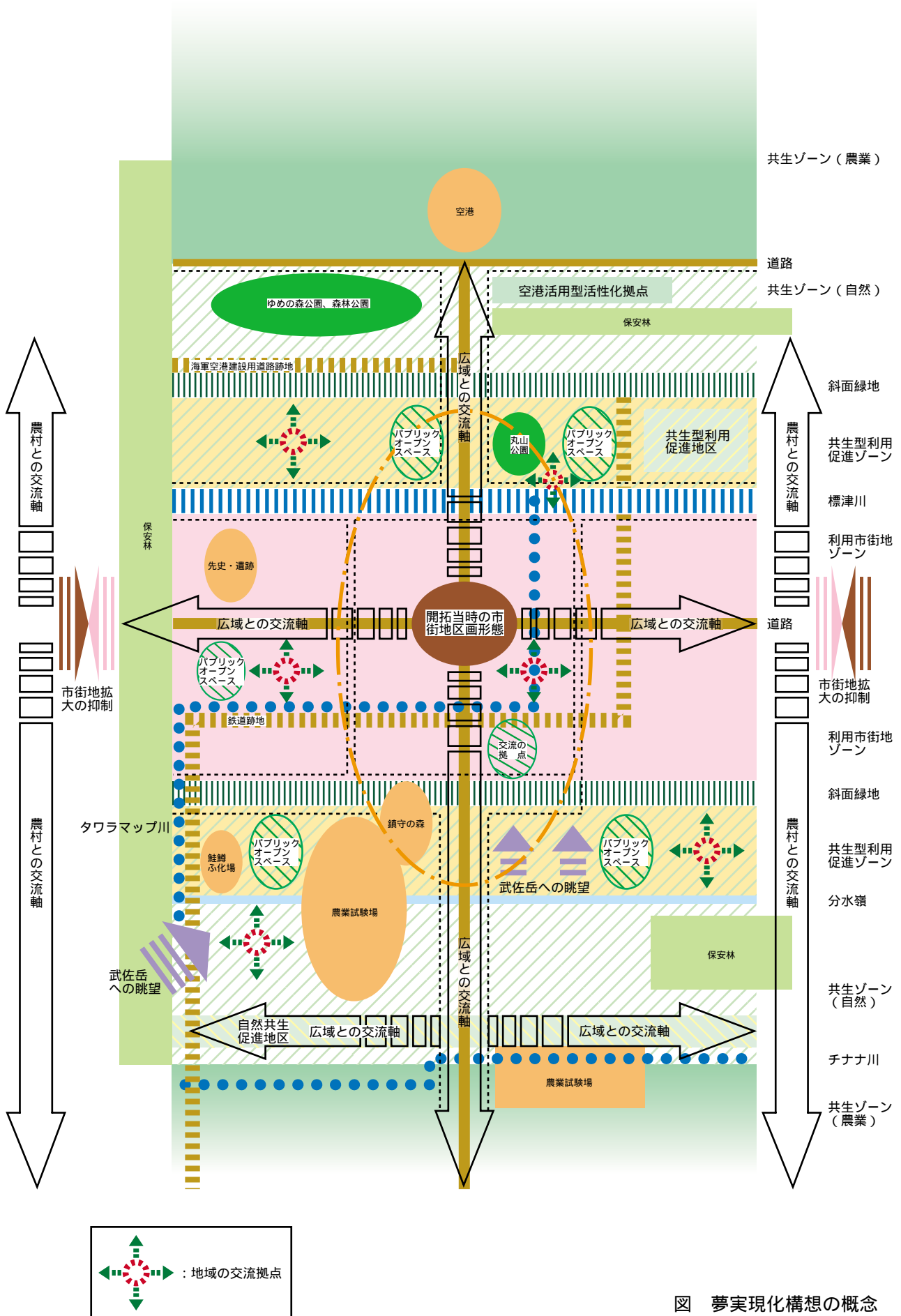







図 夢実現化構想の概念

中標津町都市計画 マスタープラン




夢実現化構想
～交流・共生・自律をテーマとした
拠点と軸からなる都市構造～

凡例





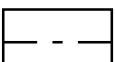
交流都市系

-  空港活用型活性化拠点
-  中心市街地
-  パブリック
オープンスペース
-  地区交流拠点
-  地区内ネットワーク

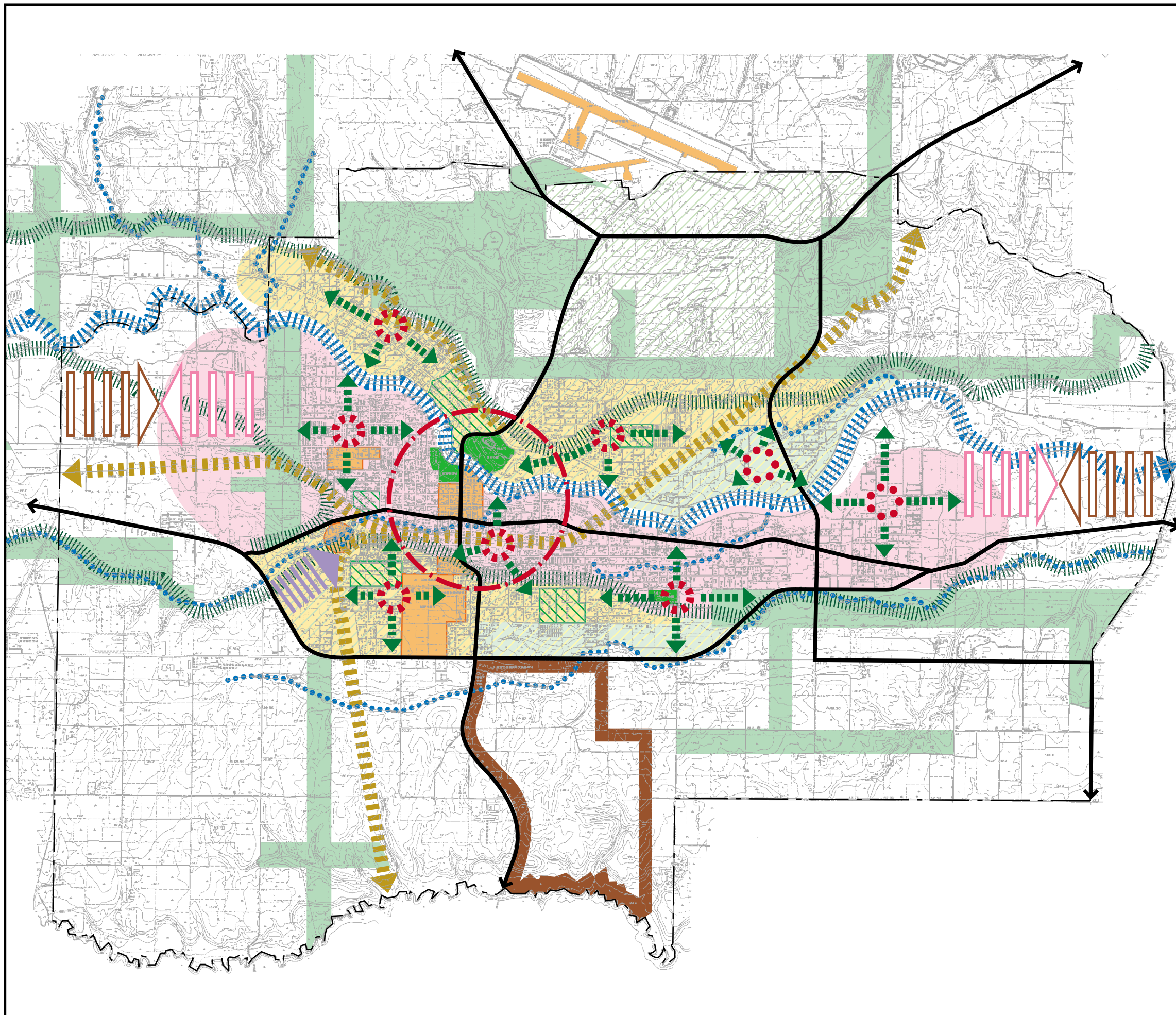
共生都市系

-  共生市街地ゾーン
-  共生型利用促進地区
-  利用市街地ゾーン

自律都市系

-  市街地開発の力
-  農業利用の力
-  骨格道路
-  線的記憶（鉄道跡地など）
-  都市計画区域界

0 100 500 1000M



2 - 5 都市整備を進める総合計画連動構想

“第5期総合発展計画の将来像を実現する中期的な都市の整備推進”に向けた構想を“総合計画連動構想”とします。

そのため、“安心して子育てや生活のできる安全なまちづくり”、“地域を元気にするまちづくり”、“地域の教育力を高めるまちづくり”、“冬の快適なまちづくり”を基本的な方針とするとともに、重点的に市街地中心部の活性化と公共性の高い環境のネットワーク化に取り組みます。

(1) 基本的な考え方

「第5期総合発展計画を上位計画とし、行政と住民のパートナーシップのもと、実効性の高い施策を展開すること」を目標とした中期的な視点での都市整備を推進します。

具体的には、“安心して子育てや生活のできる安全なまちづくり”(安全・安心)、“地域を元気にするまちづくり”(交流と活力)、“地域の教育力を高めるまちづくり”(自律と共生)、“冬の快適なまちづくり”(快適な冬)を基本的な方針とし、市街地中心部の活性化と公共性の高い環境のネットワーク化に重点的に取り組む「新しい総合計画の将来像を実現する都市の整備」を進めます。

この“新しい総合計画の将来像を実現する都市の整備推進”に向けた構想のキャッチフレーズを「総合計画連動構想」とし、その基本的考え方を以下のとおりとします。

誰もが“安心して子育てや生活のできる安全なまちづくり”を進めます。

レクリエーションと産業の両面からの“地域を元気にするまちづくり”を進めます。

持続的な発展に向けて自律し、自然や歴史と共生する“地域の教育力を高めるまちづくり”を進めます。

“冬の快適なまちづくり”を進めます。

重点的に市街地中心部の活性化と公共性の高い環境のネットワーク化に取り組みます。

(2) 総合計画連動構想の内容

誰もが“安心して子育てや生活のできる安全

なまちづくり”のため、市街地中心部の総合的な生活支援・防災拠点化と町立病院や都市公園等を中心とした専門拠点化を図り、誰にでもやさしい歩行者道路のネットワークをつくります。誰もが“安心して子育てや生活のできる安全なまちづくり”のため、高齢者や身障者のみならずすべての住民が、安心して医療や福祉に関するサービスを楽しめる市街地中心部の総合的な生活支援・防災拠点化と町立病院や都市公園等を中心とした専門拠点化を図り、また、誰もが安心、安全に移動できる歩行者道路のネットワークをつくります。

レクリエーションと産業の両面からの“地域を元気にするまちづくり”のため、市街地中心部の総合拠点化とゆめの森公園や空港周辺等を核とした専門拠点化を図り、多様な移動ネットワークをつくります。

レクリエーションと産業の両面からの“地域を元気にするまちづくり”のため、レクリエーション面での“高齢者や身障者のみならずすべての町民が様々な水準で参加できる多様なスポーツ・レクリエーション環境”及び“農業や自然と楽しめる環境”とともに、産業面での“空港や広域交通体系といった広域交通拠点としての優位性やインターネット等に代表される情報ネットワークを活かし、既存の商工業・流通産業の集積を基盤とした新たな産業振興を図るための受け皿”を、市街地中心部では総合活性化拠点として、また、ゆめの森公園や空港周辺等では専門活性化拠点を形成すると同時に、多様な移動ネットワークをつくります。

持続的な発展に向けて自律し、自然や歴史と共生する“地域の教育力を高めるまちづくり”のため、市街地のコンパクト化と同時に、市街地中心部の緑園都心化を図り、多様な共生ネットワークをつくります。

持続的な発展に向けて自律し、自然や歴史と共生する“地域の教育力を高めるまちづくり”のため、環境負荷の抑制に向けた市街地のコンパクト化と同時に、市街地中心部の地域の歴史や豊かな自然環境を子どもたちに伝える地域教育拠点化を図り、多様な共生ネットワークをつくります。

“冬の快適なまちづくり”のため、市街地中心部の総合的な冬（雪・寒さ）対策を図り、多様な利雪・親雪プログラムを推進します。

“冬の快適なまちづくり”のため、北国にふさわしい住まいや冬ならではの楽しみを体験できる市街地中心部の総合的な冬対策（防寒・耐雪・利雪・親雪）拠点化を図り、冬期の快適な交通ネットワークをつくります。

市街地中心部の活性化と公共性の高い環境のネットワーク化のため、重点的に“緑園都心”と“パブリックオープンスペース・ネットワーク”の創造に取り組みます。

市街地中心部の活性化と公共性の高い環境のネットワーク化のため、重点的に“緑園都心”と“パブリックオープンスペース・ネットワーク”の創造に取り組みます。

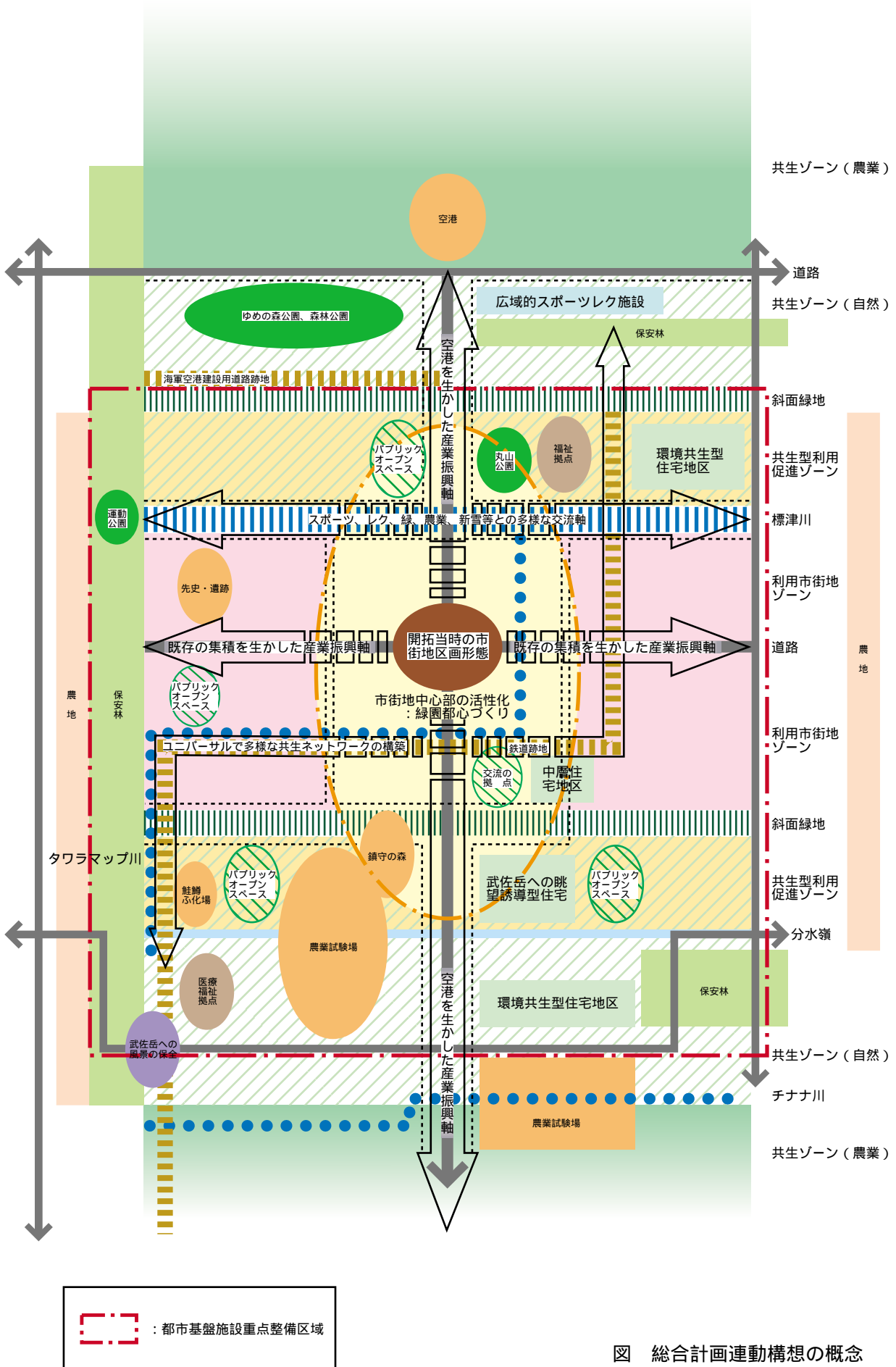











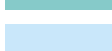





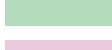






図 総合計画連動構想の概念

中標津町都市計画 マスタープラン

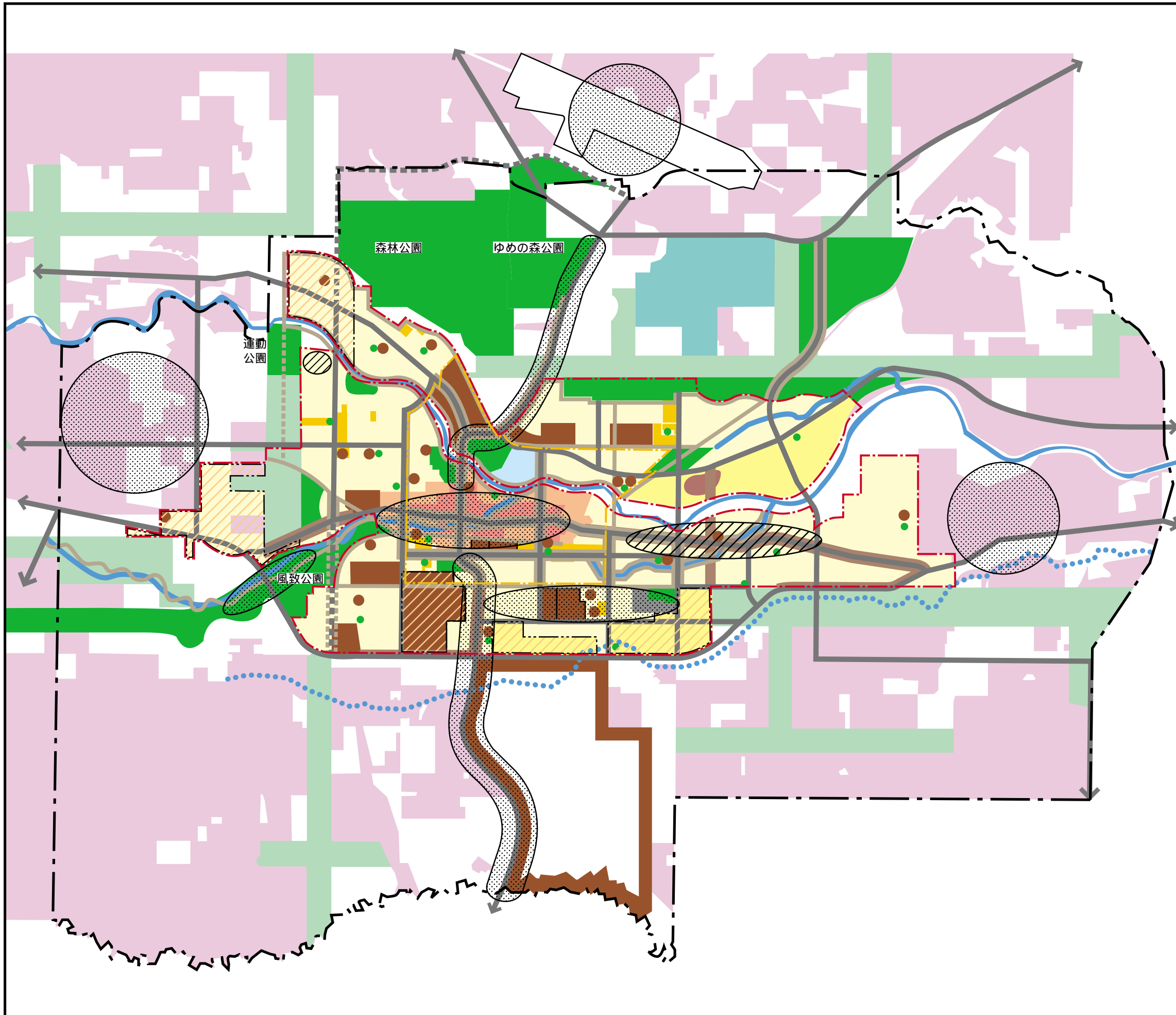
総合計画連動構想

安全・安心、交流・活力、自律・共生、
快適な冬をテーマとした市街地中心部の活
性化と公共性の高い環境のネットワーク化

凡 例

-  道路（主要幹線・幹線・補助幹線）
-  歩行者ネットワーク
-  低層一般住宅地区
-  中層住宅地区
-  環境共生型住宅地区
-  商業・業務地区
-  まちなか居住・業務地区
-  沿道サービス・業務地区
-  観光・レクリエーション地区
-  工業地区
-  産業・住宅混在地区
-  景観に配慮する地区
-  公園・緑地等
-  街区公園
-  保安林等
-  農地
-  主な生活環境施設
-  集会所
-  都市基盤施設重点整備区域
-  都市基盤施設整備協議区域
-  市街地中心部の範囲
-  都市計画区域界

0 100 500 1000M



2 - 6 都市づくりの重点構想

2 - 6 - 1 市街地中心部の活性化に向けた緑園都心構想

市街地中心部の活性化の目標を「緑園都心の創造」とし、都市部に残る貴重で身近な自然との共生と酪農を基盤とした歴史の積み重ねにより醸成される環境（緑園都心）を骨格としながら、生活都心、生業都心、交流都心としての機能を充実させます。

（１）中標津町の将来都市像と市街地中心部の役割

市街地中心部は、ミレニアムプランにおいて“都市部に残る貴重で身近な自然との共生と酪農を基盤とした歴史の積み重ねを有する地域”であると同時に、夢実現化構想において“様々な交流・多様な共生・確固たる自律の複合機能を有する地域”です。具体的には、総合計画連動構想において、“安心して子育てや生活のできる安全なまちづくり”の総合的な生活支援・防災拠点、“地域を元気にするまちづくり”の総合活性化拠点、“地域の教育力を高めるまちづくり”の地域の歴史や豊かな自然環境を子どもたちに伝える地域教育拠点、“冬の快適なまちづくり”のため総合的な冬対策拠点と位置づけられています。

（２）第５期中標津町総合発展計画における市街地中心部

第５期中標津町総合発展計画においては、市街地中心部を対象に「出会いとふれあいのあふれる市街地中心づくり」（市街地中心）を目標とし、「出会いとふれあいのあふれる市街地中心づくり」を基本方針として、市街地中心機能の強化、空き店舗（家）対策の推進、駐車場対策の推進が主要施策となっています。

（３）市街地中心部の活性化の目標

「環境首都 なかしべつ」の市街地中心部の活性化の目標は、都市部に残る貴重で身近な自然との共生と酪農を基盤とした歴史の積み重ねにより醸成される環境を骨格としながら、総合的な生活支援・防災拠点、総合活性化拠点、地域教育拠点、総合的な冬対策拠点としての役割を担うため、“生活都心”、“生業都心”、“交流都心”としての

機能が充実した「緑園都心の創造」とします。

（４）市街地中心部活性化の基本方針

都市部に残る貴重で身近な自然との共生と酪農を基盤とした歴史の積み重ねにより醸成される環境（緑園都心）を骨格とします。

便利で快適なまちなかの生活の場（生活都心）づくりを進めます。

町民生活と密接に結びついたまちなかの仕事場（生業都心）づくりを進めます。

町民と来訪客の交流の場（交流都心）づくりを進めます。

2 - 6 - 2 公共性の高い環境のネットワーク化に向けたパブリックオープンスペース・ネットワーク構想

公共性の高い環境のネットワーク化の目標を「パブリックオープンスペース・ネットワークの創造」とし、都市部に残る貴重で身近な自然環境（ネイチャースペース）と酪農を基盤とした歴史環境（ヒストリカルスペース）を骨格としながら、道路、公園・緑地、河川、公共施設及び大規模民間施設等の公共性の高い施設用地（パブリックスペース）を、自然環境や歩行者用道路などでネットワークさせます。

（１）中標津町の将来都市像と公共性の高い環境の役割

公共性の高い環境（ここでは、自然環境と歴史環境、道路、公園・緑地、河川、公共施設及び大規模民間施設等の公共性の高い施設用地としています）は、ミレニアムプランにおいて“大切にすべきもの（自然環境と歴史環境）”であると同時に、夢実現化構想において“交流・共生・自律を支える軸”です。具体的には、総合計画連動構想において、“安心して子育てや生活のできる安全なまちづくり”の誰もが安心、安全に移動できる歩行者道路のネットワーク、“地域を元気にするまちづくり”の多様な移動ネットワーク、“地域の教育力を高めるまちづくり”の多様な共生ネットワーク、“冬の快適なまちづくり”冬期の快適な交通ネットワークと位置づけられています。

（２）第５期中標津町総合発展計画における公共性の高い環境

第５期中標津町総合発展計画においては、各分野における公共性の高い環境について検討されていると同時に、町有地などの施設整備にともなう利活用の検討が大きな課題となっています。

特に、道立農業試験場や警察署、郵便局などの公共施設の再配置や全町的な学校の再編の中での都市部の施設配置、町立病院跡地の活用、大規模商業施設の配置などが主要課題となっています。

（３）公共性の高い環境のネットワーク化の目標

「環境首都 なかしべつ」の公共性の高い環境のネットワーク化の目標は、都市部に残る貴重で身近な自然環境（ネイチャースペース）と酪農を基盤とした歴史環境（ヒストリカルスペース）を

骨格としながら、自然環境と歴史環境、道路、公園・緑地、河川、公共施設及び大規模民間施設等の公共性の高い施設用地（パブリックスペース）を、自然環境や歩行者用道路などでネットワークさせた「パブリックオープンスペース・ネットワークの創造」とします。

（４）公共性の高い環境のネットワーク化の基本方針

都市部に残る貴重で身近な自然環境（ネイチャースペース）と酪農を基盤とした歴史環境（ヒストリカルスペース）をネットワークの骨格とします。

道路、公園・緑地、河川、公共施設及び大規模民間施設等の公共性の高い施設用地（パブリックスペース）をネットワークの対象とします。

自然環境や歩行者用道路などでネットワークします。

2 - 7 都市整備の基本方針

人口フレームと将来市街地

人口フレームは、平成22年の総人口を23,500人～25,000人、都市計画区域内の人口をその約9割にあたる20,000人～23,000人と設定します。

将来市街地は、都市的土地利用を図る地区（都市計画区域）の中で、道路、下水道等を重点的に整備等する都市基盤施設重点整備区域（約800ha）を基本にできるだけコンパクトな規模を維持し、特に、都市基盤施設重点整備区域のうち、現用途地域から外れる地域は、住宅等の集積の動向を見ながら慎重に基盤整備をおこなう都市基盤施設整備協議区域とします。さらに都市計画区域外で住宅等の立地需要が高く、かつ、生活基盤施設整備の必要性も高い地区については、生活基盤施設の確保を図ります。

土地利用

土地利用は、住居系、商業・業務系、工業系、観光・レクリエーション系をバランスよく配置することを基本方針とします。特に、市街地中心部は、住居系や商業・業務系、観光・レクリエーション系の複合拠点としての土地利用を図るとともに、既成市街地では、ミレニアムプランに位置づけられた自然環境や歴史環境、公共性の高い環境とそのネットワーク化を図りながら、低未利用地の有効活用や住環境や業務環境、レクリエーション環境の向上に向けた土地利用を進めます。

都市基盤施設

道路整備（自動車道路、歩行者道路）は、自動車優先型から歩行者優先型に視点を転換し、特に、市街地中心部における歩行者優先の道路整備に重点的に取り組むとともに、鉄道跡地や標津川の河川敷を活用して、公共性の高い環境をネットワークさせる歩行者道路の整備を進めます。

公園・緑地整備及び河川整備は、緑豊かな環境の確保の観点からの配置、多様化するレクリエーションニーズへの対応の観点から、標津川や防風保安林、道立ゆめの森公園、森林公園など“都市の骨格的な公園・緑地及び河川”とタワラマップ川などの小河川や地域の公園・緑地など“地域生活に密着した公園・緑地及び河川”を大切にし、歩行者系道路とのネットワーク化や子供から大人までが安心して楽しめる環境づくりと併せた「水と緑のネットワーク」の形成を図ることを基本方針とします。

下水道整備は、宅地化の動向を考慮しながら整備を進め、特に用途地域指定や道路整備の状況を考慮しながら整備の検討を進めることを基本方針とします。

生活環境施設

生活環境施設整備は、各種都市基盤施設との連携を図りながら、市街地中心部への集積や高齢者や身障者などの移動制約者に配慮した整備と配置を図るとともに、地域の交流環境としての機能や施設を確保することを基本方針とします。

景観整備

景観整備は、りんどう大橋や南部地域からのぞむことのできる武佐岳と市街地が一体となった風景や中標津らしさを感じさせる農地や保安林の景観を大切にします。また、公共施設のみならず、住宅や商店、工場などの民間施設は、周辺と調和した建物デザインへと誘導し、電線類の地中化や街路灯・歩道のデザイン化、沿道緑化と併せて美しい市街地の景観をつくります。

(1) 人口フレーム

人口フレームは、平成22～32年の総人口を23,000人～25,000人、都市計画区域内の人口をその約9割にあたる20,000人～23,000人と設定します。

中標津町における人口フレームは、第4期総合発展計画において平成12年(2000年)の総人口を25,000人と設定していましたが、第5期総合発展計画では、今後人口減少傾向に拍車がかかることを念頭に平成22年の総人口を23,500人と設定しています。また、今後の各種施設整備等における事業計画においては、平成22年の総人口を23,500人～25,000人の間で弾力的に対応することとしています。

一方、平成11年の総人口(23,013人)に占める都市計画区域内の人口(19,627人)の割合は約85%ですが、今後は、市街地中心部の活性化に向けた便利で快適なまちなかの生活の場(生活都心)

づくりや既成市街地内の低未利用地を活用した住宅・宅地の供給を図ることによって、社会増・自然増にともなう人口増加や住み替えを都市計画区域内に集中させることにより、平成22～32年の都市計画区域内人口の割合を約90%に高めることとします。

将来の人口は、全国的には平成32年をピークに減少に転じ、特に北海道は平成22年をピークに人口が減少すると予測されているなか、中標津町の都市計画マスタープランにおいては、平成22年の総人口を23,500人～25,000人、都市計画区域内の人口をその約9割にあたる20,000人～23,000人と設定します。

(2) 将来市街地の基本方針

将来市街地は、都市的土地利用を図る地区(都市計画区域)の中で、道路、下水道等を重点的に整備等する都市基盤施設重点整備区域(約800ha)を基本にできるだけコンパクトな規模を維持し、特に、都市基盤施設重点整備区域のうち、現用途地域から外れる地域は、住宅等の集積の動向を見ながら慎重に基盤整備をおこなう都市基盤施設整備協議区域とします。さらに都市計画区域外で住宅等の立地需要が高く、かつ、生活基盤施設整備の必要性も高い地区については、生活基盤施設の確保を図ります。

市街地の動向

中標津町の市街地は、当初旧国鉄中標津駅周辺を核として形成されましたが、これを貫く国道272号及び地区内を環状する道路を中心とした幹線道路の整備に合わせて拡大してきています。

市街地の南側は南環状線及び保安林、北側は保安林及び急傾斜な丘陵地となっていることから南北方向の市街化は抑えられている一方、東西方向の市街地の拡大が進行しています。

また、市街地の拡大に伴って、市街地内の都市的土地利用の停滞と市街地周辺のスプロール化が進行しています。

将来市街地の基本方針

将来市街地は、都市的土地利用を図る地区(都市計画区域)の中で、“道路や公園、公共下水道などの都市基盤施設を重点的に整備する区域(都市基盤施設重点整備区域)”を基本にできるだけコンパクトな規模を維持し、その範囲は、南側が南環状線までの既成市街地、北側が保安林及び急傾斜な丘陵地等までの既成市街地、東方向が優良農地等までの既成市街地、西方向が原則として苗畑までの既成市街地および緑町地区の既成市街地とその周辺までを基本とします。

また、都市基盤施設重点整備区域のうち、現用途地域から外れる地域は、住宅等の集積の動向を

見ながら慎重に基盤整備をおこなう都市基盤施設整備協議区域と位置づけます。

さらに、西町地域の川西地区以西などにみられ

る住宅等の立地需要が高く、生活基盤施設整備の必要性も高い地区については、生活基盤施設の確保を図ります。

(3) 土地利用の基本方針

土地利用は、住居系、商業・業務系、工業系、観光・レクリエーション系をバランスよく配置することを基本方針とします。特に、市街地中心部は、住居系や商業・業務系、観光・レクリエーション系の複合拠点としての土地利用を図るとともに、既成市街地では、ミレニアムプランに位置づけられた自然環境や歴史環境、公共性の高い環境とそのネットワーク化を図りながら、低未利用地の有効活用や住環境や業務環境、レクリエーション環境の向上に向けた土地利用を進めます。

都市全体の土地利用方針

土地利用は、住居系、商業・業務系、工業系、観光・レクリエーション系をバランスよく配置することを基本方針とします。

特に、市街地中心部は、住居系や商業・業務系、観光・レクリエーション系の複合拠点としての土地利用を図るとともに、既成市街地では、ミレニアムプランに位置づけられた自然環境や歴史環境、公共性の高い環境とそのネットワーク化を図りながら、低未利用地の有効活用や住環境や業務環境、レクリエーション環境の向上に向けた土地利用を進めます。

住居系地区の土地利用方針

既成市街地内の住居系地区は、市街地中心部の周辺に形成されていますが、大小様々な低未利用地が見られます。また、主として東西方向に拡大している新市街地のほとんどは住居系地区であり、特に、国道、道道沿線では無秩序な空洞化が進行しています。

以上のことから、市街地中心部においては、低未利用地の活用や老朽化した集合住宅の建替の促進等による中層住宅の供給を促進します。(まちなか居住・業務地区)

また、既成市街地内の住居系地域では、未利用地の住居系土地利用への転換を図るとともに、必要に応じて、道路、公園、下水道、公共サービス施設の整備や冠水対策など、良好な住環境の形成に向けた都市基盤施設整備を進め、新市街地にお

いては、周辺の自然環境や景観との調和を重視し、計画的な住宅地の開発を誘導します。(低層一般住宅地区、環境共生型住宅地区、景観誘導地区)

特に、公的住宅は、計画的な都市づくりへの寄与を図るよう、市街地中心部を始めとする既成市街地での移転等建替や新規建設を進めます。(中層住宅地区)

商業・業務系地区の土地利用方針

商業・業務系地区は、市街地中心部にある環状線周辺や中央通沿道に商店や飲食店が集積して形成されている一方、主として市街地の東方向でバイパス沿線の沿道サービス型商業・業務施設の立地・集積が進んでいます。

以上のことから、市街地中心部を核とし、中央通、大通等の沿線における商業・業務系施設の集積を誘導します。(商業・業務・交流地区)

また、広域アクセス性の高い国道等沿線では、住居系施設との関係に配慮しながら、広域圏を対象とした大規模商業・業務施設や空路に対応する流通・観光リゾート関連の新規商業・業務施設の立地を誘導します。(沿道サービス・業務地区)

さらに、商業・業務地区の周辺においては、低未利用地の活用や老朽化した集合住宅の建替の促進等による都市型中層住宅の供給や業務施設の整備を誘導します。(まちなか居住・業務地区)

工業系地区の土地利用方針

工業系地区は、施設単位で市街地内に点在して

おり、西町通、川沿通、中央通等の沿線では、工場、資材置場等が住宅地に混在して立地しています。

また、市街地の中心部には、基幹産業である酪農のシンボリックな存在である大規模な牛乳加工工場があります。

以上のことから、市街地内の中小規模の工場は、工業系の土地利用を図っている地域への移転を促進するとともに、大規模工場と併せて、周辺の住環境の向上を図る敷地内での緑地の確保などを誘導します。(工業地区)

また、住環境が悪化している地区の要因となっている住居系施設と工業系施設による土地利用混在の解消や周辺の住環境の向上を図る工業系施設敷地内での緑地の確保などを誘導します。(産業・住宅混在地区)

さらに、空港周辺における臨空型新規工業系施設の立地を誘導するとともに、景観に配慮した敷地内での緑地の確保などを誘導します。(景観に配慮する地区)

観光・レクリエーション系地区の土地利用方針

中標津町の観光・レクリエーション系施設は、主として養老牛、開陽台方面にあります。市街地内および隣接地には、広域的に利用されている道立ゆめの森公園や緑ヶ丘森林公園(西町)、中標津空港カントリークラブ(東中)、プラムカントリークラブ(東部)等があるほか、町民に利用されている末広公園・野球場(西部)、スポーツ施設群(西町)、丸山公園(東中)などがあります。

以上のことから、市街地の中心部を核とし、飲食、宿泊、物販、文化・芸術などといった都市型の観光・レクリエーション系施設の集積を誘導します。(商業・業務・交流地区)

また、スポーツ・運動系レクリエーション機能の充実を図るため、本格的な設備を持つ運動公園の新規整備や既存スポーツ施設等の機能充実とともに、標津川河川敷地におけるジョギングコースや釣り場、歩くスキーコース等の整備を図り、スポーツ・運動系レクリエーション施設のネットワ

ーク化を図ります。(観光・レクリエーション地区)

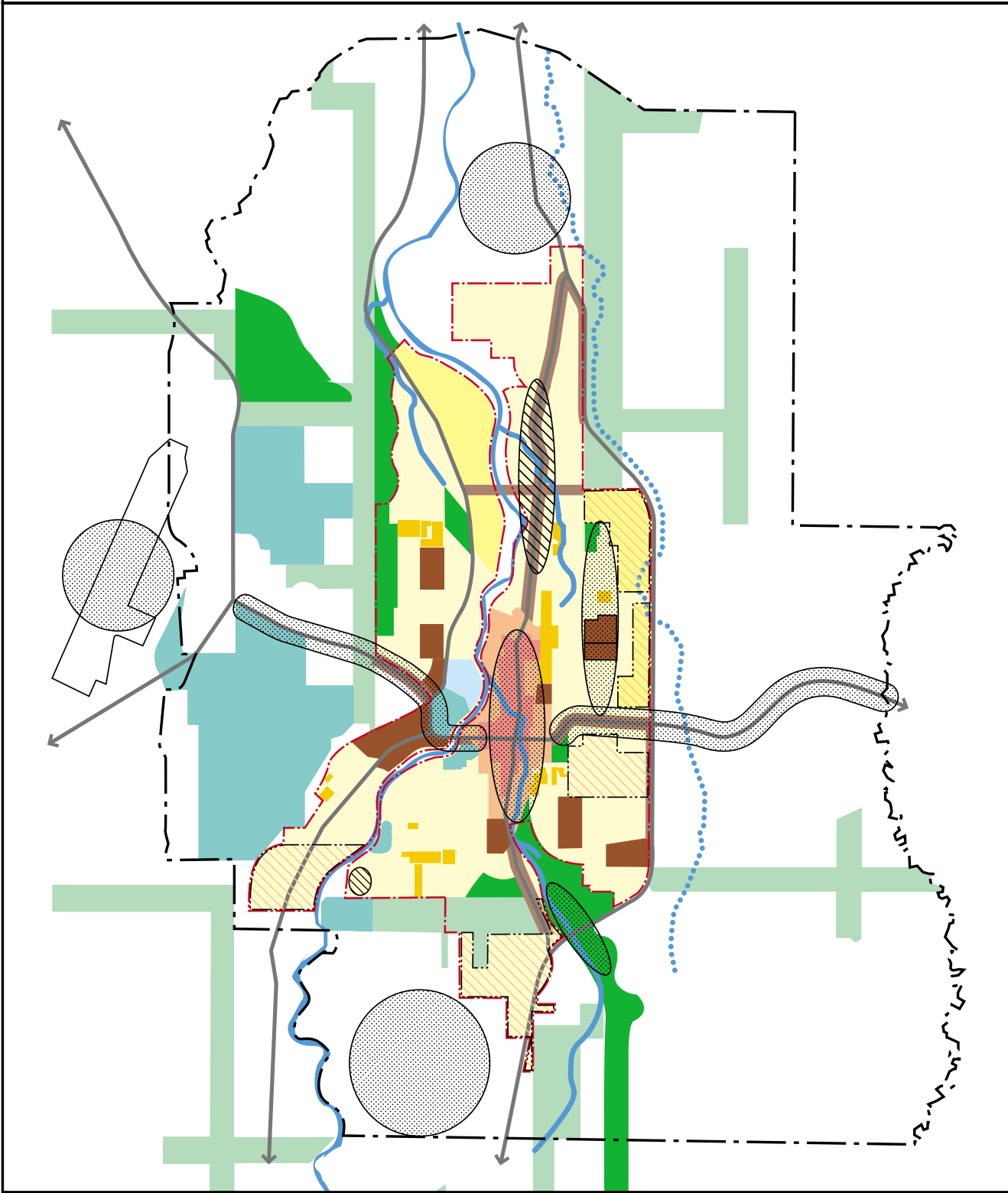
さらに、酪農と観光が連携した中標津らしい酪農体験等レクリエーション機能の充実を図ります。(景観に配慮する地区)

中標津町都市計画 マスタープラン

土地利用方針図

凡例

- 低層一般住宅地区
- 中層住宅地区
- 環境共生型住宅地区
- 商業・業務地区
- まちなか居住・業務地区
- 沿道サービス・業務地区
- 観光・レクリエーション地区
- 工業地区
- 産業・住宅混在地区
- 公園・緑地等
- 保安林等
- 主な生活環境施設
- 景観に配慮する地区
- 都市基盤施設重点整備区域
- 都市基盤施設整備協議区域
- 都市計画区域界



(4) 道路整備の基本方針

道路整備（自動車道路、歩行者道路）は、自動車優先型から歩行者優先型に視点を転換し、特に、市街地の中心部における歩行者優先の道路整備に重点的に取り組むとともに、鉄道跡地や標津川の河川敷を活用して、公共性の高い環境をネットワークさせる歩行者道路の整備を進めます。

道路整備の基本方針

中標津町の道路体系は、広域通過交通を既成市街地からバイパスさせ、既成市街地の内環状線に沿って中心的な商業・業務地が形成されることを前提としています。特に、主要幹線道路は、広域通過交通を既成市街地からバイパスするための南環状線が整備・供用されており、既成市街地内には主要な公共公益施設を環状に結ぶ幹線道路（内環状）を核としながら放射状に整備されています。また、補助幹線道路は、主要幹線道路を補完するものとして格子状に整備されています。

一方、自動車道路の一定の充足が図られるなか、子供から高齢者までや体に障害のある方々など誰にでもやさしい歩行環境や、散策など歩いて楽しい歩行環境へのニーズが高まってきたため、公園緑地や生活環境施設周辺を中心とした歩行者優先型の道路整備が重要となってきています。

また、今後の道路整備の上の課題は、ア)自動車優先型から歩行者優先型への転換、イ)新たな都市構造への再編に併せた段階的な骨格的交通網の形成、ウ)需要に適切に対応した公共交通システムの整備、エ)広域交通体系の強化、の4点があげられます。

以上のことから、中標津町における道路整備は、これまで自動車優先型から歩行者優先型に視点を転換し、特に、市街地中心部における歩行者優先の道路整備に重点的に取り組むとともに、鉄道跡地や標津川の河川敷を活用して、公共性の高い環境をネットワークさせる歩行者道路の整備を進めます。

歩行者道路整備の基本方針

ア) 日常利用歩行者ネットワーク

地区のパブリックオープンスペースへの安全な主要歩行者動線を確保し、車の速度を抑制する工

夫により歩行者の安全性を確保します。

また、沿道景観の整備を図るとともに、防犯対策等を考え照明の明るさについても配慮します。

さらに、鉄道跡地の一部などにおいては、歩行者専用道路化を図ります。

イ) レクリエーション利用歩行者ネットワーク

広域的な利用も含めたレクリエーション・スポーツ目的に対応する歩行者ネットワークを整備します。

また、道立ゆめの森公園や丸山公園等の公園やスポーツ施設が周辺に集積をみせているほか、エゾリンドウ群生地等良好な自然のある標津川の河川敷を活用します。

さらに、既存保安林内や小河川沿い、斜面緑地についても散策路整備等をおこない、標津川河川敷とともにネットワークの形成を図ります。

ウ) 市街地中心部歩行者ネットワーク

市街地中心部については、商業、交流等様々な機能の集積が見られる地区であることから、誰でも安全・快適に歩行できるよう、バリアフリー化を特に重点的に進めます。

自動車道路整備の基本方針

ア) 主要幹線道路

主要幹線道路は、本町に隣接する都市を相互に連絡する道路を位置付け、必要な整備を推進します。

市街地の南側にバイパスし、釧路市、弟子屈町、標津町を連絡する主要幹線道路として南環状線を位置付け、景観整備を推進します。

市街地中央を縦断し、中標津空港、斜里町、根室市を連絡する主要幹線道路として大通（道道根室・中標津線、中標津空港線）を位置付け、拡幅や景観整備を推進します。

イ) 幹線道路

幹線道路は、主に地域内の移動に使われる道路で約1km毎に配置します。

また、市街地中心部と空港へのアクセス性の向上のため、市街地東部および西部方面から空港へ市街地中心部を経由せずにアクセスできる道路整備を推進します。

さらに、農村部へのアクセスの向上を図るための道路整備を推進します。

ウ) 補助幹線道路

補助幹線道路は、幹線道路を補完し、住区相互を連絡する道路としてグリット状に、約500m毎に配置します。

また、小中学校等公共施設周辺では、より歩行者の安全性に配慮し、車の速度を抑制させる工夫を図ります。

エ) その他

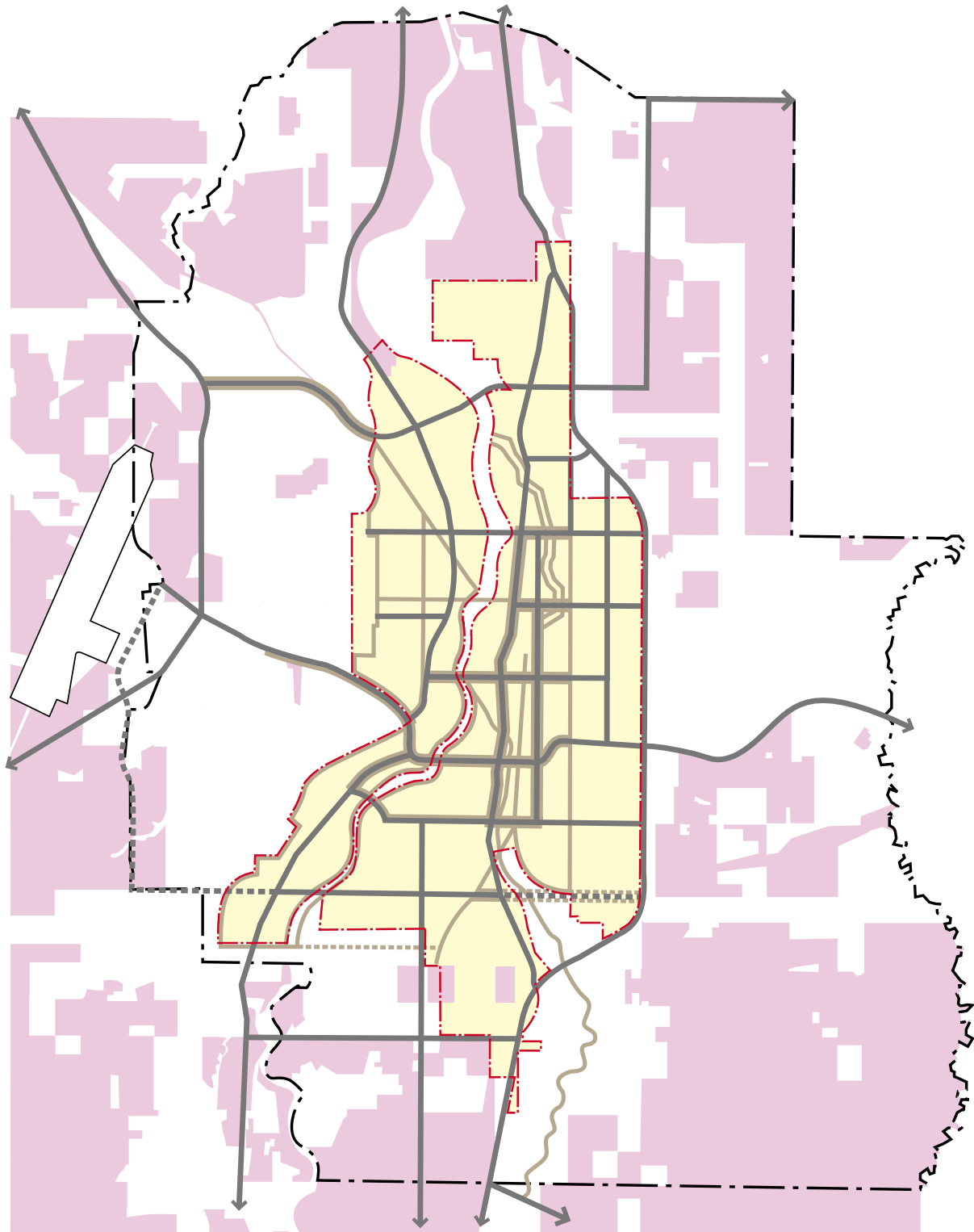
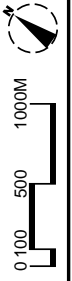
特に市街地の中心部においては、魅力ある市街地中心部の形成を図るため、沿道景観整備や歩行者の安全性や快適性により配慮した整備を行いません。

中標津町都市計画 マスタープラン

道路整備方針図

凡例

- 道路（主要幹線・幹線・補助幹線）
- 歩行者ネットワーク
- 農地
- 都市基盤施設重点整備区域
- 都市計画区域界



(5) 公園・緑地整備及び河川整備の基本方針

公園・緑地整備及び河川整備は、緑豊かな環境の確保の観点からの配置、多様化するレクリエーションニーズへの対応の観点から、標津川や防風保安林、道立ゆめの森公園、森林公園など“都市の骨格的な公園・緑地及び河川”とタワラマップ川などの小河川や地域の公園・緑地など“地域生活に密着した公園・緑地及び河川”を大切にし、歩行者系道路とのネットワーク化や子供から大人までが安心して楽しめる環境づくりと併せた「水と緑のネットワーク」の形成を図ることを基本方針とします。

公園・緑地及び河川の現況と課題

中標津町市街地の周辺には、保安林、緑地が取り囲むように位置しており、市街地内部においても標津川やその河川敷、森林公園などがあるといった、水と緑の豊かなまちです。

また、末広公園等スポーツ利用される公園や平成12年に一部開園した道立ゆめの森公園など広域利用される公園もあるなど、多様な公園緑地を有しています。

河川環境については、市街地内に貴重な緑と潤いを与えてくれており、現在河川環境の保全や親水性の向上、治水のための整備が進められています。

今後、中標津町市街地の河川、公園・緑地の整備を考えていく上では、緑豊かな潤いのある環境の確保、多様化するレクリエーションニーズへの対応という、2つの観点からその整備・保全に努める必要があります。

公園・緑地整備及び河川整備の基本方針

公園・緑地整備及び河川整備は、緑豊かな環境の確保の観点からの配置、多様化するレクリエーションニーズへの対応の観点から、標津川や防風保安林、道立ゆめの森公園、森林公園など“都市の骨格的な公園・緑地及び河川”とタワラマップ川などの小河川や地域の公園・緑地など“地域生活に密着した公園・緑地及び河川”を大切にし、歩行者系道路とのネットワーク化や子供から大人までが安心して楽しめる環境づくりと併せた「水と緑のネットワーク」の形成を図ることを基本方針とします。

ア) 緑豊かな環境の確保の観点からの配置

将来市街地の外周は、西側が苗畑、南側が保安

林、北側が東中団地外側の保安林などといった緑に囲まれており、これら緑は市街地拡大のバッファとしての効果があります。したがってこれら緑の積極的な保全を図ります。

市街地内には標津川を始め大小様々な河川が流れており、標津川の河川敷やタワラマップ川上流部は豊かな緑の環境を市街地にもたらしめています。また、ますみ川等市街地内を流れる河川は重要なうるおいの空間ともなっています。よってこれら河川および周辺環境の積極的な保全、水源の保全、親水性の向上を図っていきます。

また、鉄道跡地沿いの樹林地や市街地内の斜面緑地および墓地公園なども、市街地内においては重要な生活空間に快適さや潤いを与える緑であることから積極的な保全をります。

さらに、これら緑、河川は市街地の必要な景観構成要素でもあるので、その景観の維持や修景を積極的に図っていきます。

イ) 多様化するレクリエーションニーズへの対応の観点からの配置

標津川沿いには、丸山公園、野球場を有する近隣公園、パークゴルフ場のある森林公園等町内だけではなく広域的にも利用される公園があります。これらをより魅力的なものにするため、標津川を活用し、冬でも楽しめるなどのレクリエーション機能の向上や施設間のネットワーク化を図ります。

また、より専門的にスポーツが楽しめる運動公園等の整備を推進します。

さらに、ジョギングやウォーキングへのニーズも高まってきていることから、ウォーキングコースにも使える緑道の整備を図ります。

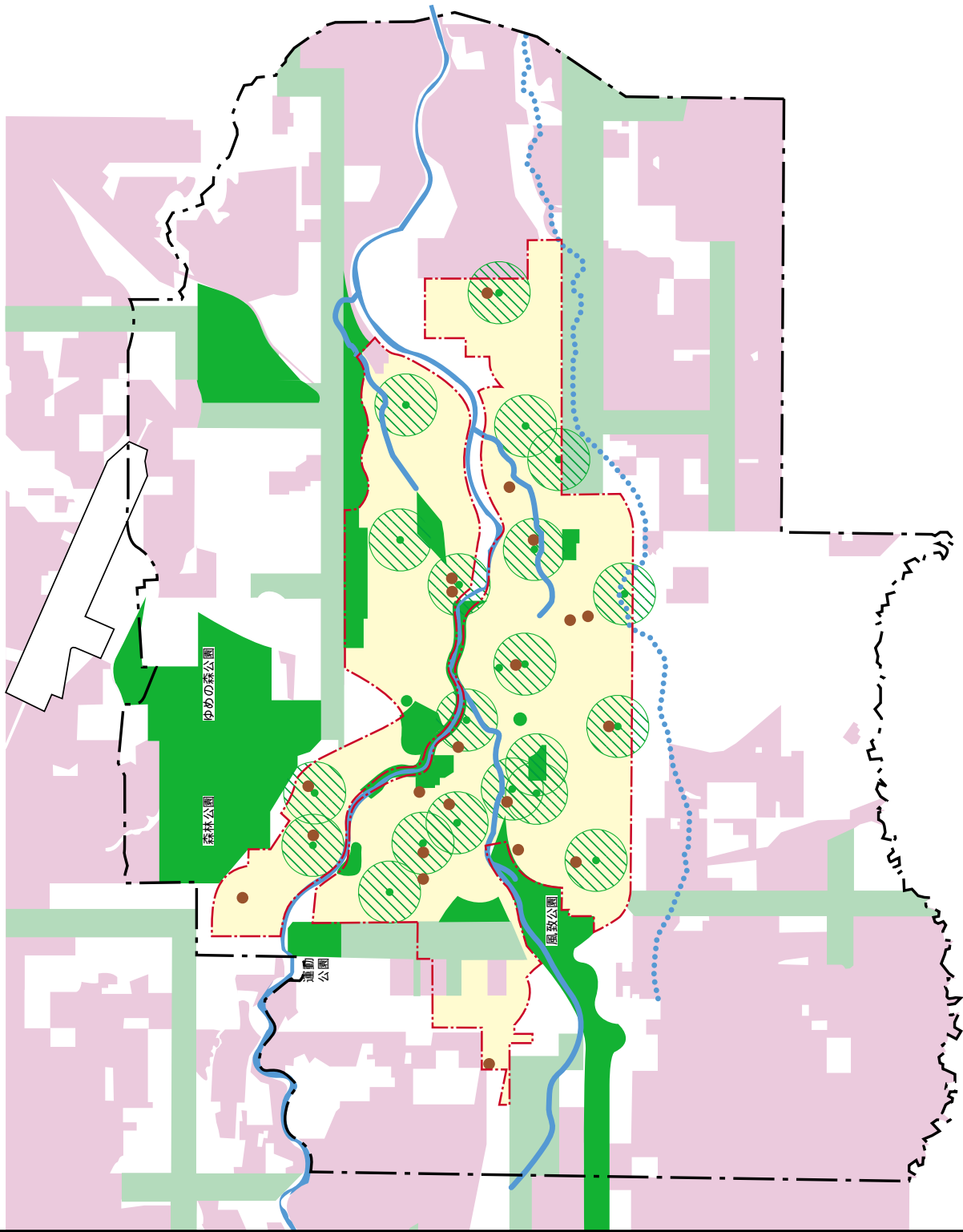
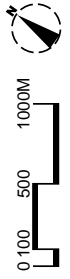
一方、児童公園、街区公園は、誘致圏250m圏が将来市街地をカバーするよう地域の宅地化や住宅立地の動向の状況等を考慮ながら整備を進めます。

中標津町都市計画 マスタープラン

公園・緑地及び河川整備方針図

凡例

- 公園・緑地等
- 保安林等
- 河川
- 農地
- 集会施設
- 街区公園250m誘致圏
- 都市基盤施設重点整備区域
- 都市計画区域界



(6) 下水道整備の基本方針

下水道整備は、宅地化の動向を考慮しながら整備を進め、特に用途地域指定や道路整備の状況を考慮しながら整備の検討を進めることを基本方針とします

下水道整備の現況と課題

下水道は生活環境や自然環境の向上に大きな役割を果たしていることから、今後とも既成市街地内の未整備区域を中心に整備の促進を図る必要があります。

その一方、市街地が拡大を見せていることから、その効率的整備を図っていく必要があります。

特に、市街地内の各地域では、大雨時に冠水する場所が多くあるため、早期に対策を図る必要があります。

下水道整備の基本方針

将来市街地内において宅地化の動向を考慮しながら整備を進めるとともに、雨水対策を促進します。

特に、都市基盤施設整備協議区域においては、用途地域指定や道路整備の状況を考慮しながら、下水道整備の検討を進めます。

(7) 生活環境施設整備の基本方針

生活環境施設整備は、各種都市基盤施設との連携を図りながら、市街地中心部への集積や高齢者や身障者などの移動制約者に配慮した整備と配置を図るとともに、地域の交流環境としての機能や施設を確保することを基本方針とします。

生活環境施設整備の現況と課題

学校施設や官公署施設、福祉施設等の生活環境施設は、市街地中心部およびその周辺に比較的集中していますが、町立病院が国道沿いに移転するなど郊外への配置も最近見られており、市街地中心部の利便性の低下による魅力の低下や、郊外施設へのアクセス手段の充実の必要性等の問題等があります。

また、交流空間への住民ニーズが高く、総合文化会館が市街地中心部に整備されていますが、地域においては、集会所などの交流空間施設が求められています。さらに、施設整備においては、その使いやすさ等の向上の観点から、住民参加等による利用者ニーズの施設への反映（バリアフリー化など）が必要です。

生活環境施設整備の基本方針

生活環境施設整備は、各種都市基盤施設との連携を図りながら、市街地中心部への集積や高齢者や身障者などの移動制約者に配慮した整備と配置を図るとともに、地域の交流環境としての機能や施設を確保することを基本方針とします。

(8) 景観整備の基本方針

景観整備は、りんどう大橋や南部地域からのぞむことのできる武佐岳と市街地が一体となった風景や中標津らしさを感じさせる農地や保安林の景観を大切にします。また、公共施設のみならず、住宅や商店、工場などの民間施設は、周辺と調和した建物デザインへと誘導し、電線類の地中化や街路灯・歩道のデザイン化、沿道緑化と併せて美しい市街地の景観をつくります。

景観整備の現況と課題

中標津町の市街地は、周辺を牧歌的景観や保安林をはじめとする森林に囲まれているとともに、地形は標津川によって形成された河岸段丘となっています。

そのため、南北方向から市街地にはいる場合、牧歌的景観を背景に緑を抜けてまちなみを見下ろしながら中心部に向かう景観となっています。

市街地中心部では、広域的な商業の中心地ともなっている商業集積が見られ、賑やかな商業的景観があるとともに、標津川の河畔林や、農業試験場などもあり、緑豊かな風景や牧歌的な風景が親しまれています。

また、武佐岳への眺望が空港周辺や南部において良好で、特にりんどう大橋からの景観は住民からの評価が高くなっています。

しかし、沿道商業施設の立地の増加や周辺農地の宅地化などによる市街地の拡大が進んでいることから、緑に囲まれた景観や武佐岳への眺望景観の保全、市街地中心部にふさわしい魅力づくりが求められています。

このような景観を有する中標津町は、平成8年度に中標津町景観ガイドプランの策定と中標津町景観条例の制定を行い、景観形成の目標像としくみを明確にするとともに、特に、市街地中心部を景観形成重点地区として位置づけました。

景観整備の基本方針

中標津町の市街地における景観形成は、中標津町景観ガイドプランを踏まえつつ、中標津町景観条例に基づいて進めます。

景観整備は、りんどう大橋や南部地域からのぞむことのできる武佐岳と市街地が一体となった風景や中標津らしさを感じさせる農地や保安林の景

観を大切にします。また、公共施設のみならず、住宅や商店、工場などの民間施設は、周辺と調和した建物デザインへと誘導し、電線類の地中化や街路灯・歩道のデザイン化、沿道緑化と併せて美しい市街地の景観をつくります。

まず、りんどう大橋や南部地域からのぞむことのできる武佐岳と市街地が一体となった風景を大切にするとともに、市街地周辺部においては、牧歌的景観から緑を抜けて市街地にはいるという中標津特有の景観を保全するため、農地や保安林（特に、南大通沿道の保安林）の保全に努めます。

また、住宅地においては、豊かな緑と河岸段丘という地形を活かした住宅地の形成を図るとともに、庭の緑化や周辺と調和した建物デザインを誘導し、特に、市街地南部においては武佐岳への眺望に特に配慮するとともに、夢実現化構想の共生市街地ゾーンにあたる地区を中心に、住宅敷地内の緑化を促進し、区画道路等は、街路灯のデザインの統一化やプランターの設置等による景観整備を進めます。

工場地においては、できるだけ開放的な印象を与えるよう、塀等の工夫や敷地内の緑化を誘導し、周辺の環境との調和を目指します。

商業地においては、店舗のシャッターのデザイン化やショーウィンドーを活かした照明など夜間や休日の景観に配慮するとともに、高さや壁面の位置についても建物群としての調和が図られるよう誘導します。また、広告については、位置、規模、材質、色彩について建築物や周辺の景観と調和が図られるよう誘導します。

主要幹線沿線は、街路灯のデザインの統一化や電線の地中化などを図るとともに、住民と協働で花や樹木による沿道緑化による景観整備を進めます。

3 地域別の街づくり構想

3 - 1 地域と街づくり

地域別街づくり構想は、居住者が身近な地域の街づくりに自発的に関わるための構想であり、地域の特性を踏まえた都市づくりや街づくりを進めるための構想としての役割を担います。

地域区分は、空間的まとまりと社会的まとまりから6地区（西町地域、東中地域、東部地域、中心部地域、南部地域、西部地域）としています。

（1）地域別街づくり構想の役割

居住者が身近な地域の街づくりに自発的に関わるための構想

中標津町の都市づくりを進めるにあたっては、住民が都市づくりを身近な問題として考え、将来像を共有化し、自発的に関わることが重要です。

地域別街づくり構想は、都市全体構想と比べ、より身近な地域の将来像であり、居住者が自発的に関わる指針となります。

地域の特性を踏まえた都市づくりや街づくりを進めるための構想

各地域には、それぞれの歴史や自然、活動からなる特性があり、都市づくりや街づくりにあたっては、各地域の持つ特性を踏まえて取り組む必要があります。

地域別街づくり構想は、地域の特性を踏まえた

都市づくりや街づくりの上での指針となります。

（2）地域区分の考え方

地域別街づくりにあたっては、その役割を念頭に、地理的条件や土地利用等の空間的まとまりと地域コミュニティ等の社会的まとまりに関する視点から、住民に理解されやすい6地域（西町地域、東中地域、東部地域、中心部地域、南部地域、西部地域）に区分します。

空間的まとまり

空間的に地域を区分する要素としては、河川、地形（がけ地）、都市計画道路、土地利用（用途地域、規模の大きい公共施設）があります。

社会的まとまり

社会的に地域を区分する要素として、町内会区分、小学校区があります。

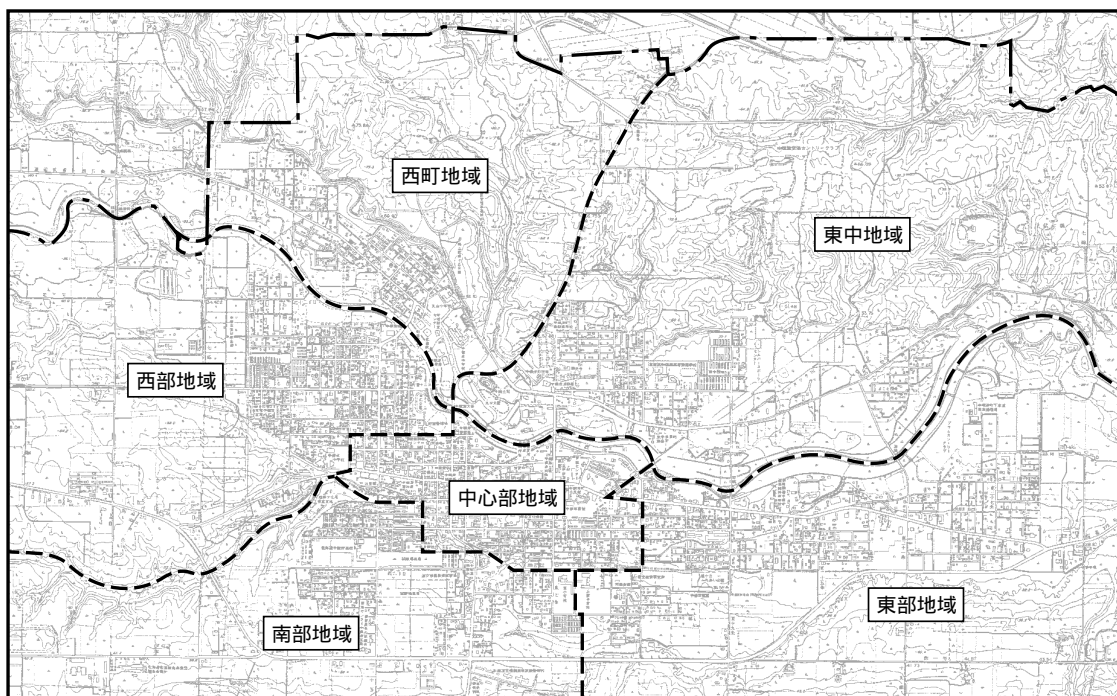


図 地域の位置と範囲

3 - 2 西町地域の街づくり構想

西町地域の街づくりは、「快適な生活と様々な交流のできる人にやさしい緑の街」を基本的な考え方とし、以下の方針に基づき進めます。

斜面緑地やポンショカンナイ川などを守り、旧海軍が建設した道路を散策できる道に再生します。

虫食いの宅地化を抑えながら、緑豊かな住宅地をつくります。

丸山小学校や西町コミュニティセンターなどのバリアフリー化を進め、散策できるようにした標津川とつなぎます。

3 - 2 - 1 地域の特性と街づくり上の課題

(1) 地域の概要

本地域は、自然が豊かで、スポーツ施設や文教施設の集積がみられる住宅地域である一方、一部の斜面緑地のがけ崩れの危険性があり、人口の増加にともなう地域の西側での虫食いの宅地化の進展や脆弱な道路ネットワークといった問題を抱えています。

また、ミレニアムプランにおいて“共生ゾーン”として位置づけられ、“旧海軍空港建設用道路跡地”は歴史の積み重ねの構成要素となっています。また、夢実現化構想においては“丸山小学校、中標津体育館などの文教施設、スポーツ施設が集積する公共公益施設群”がパブリックオープンスペースと位置づけられています。

(2) 地域環境に対する住民評価と街づくり上の課題

地域環境に対する住民評価

住民は、地域の西側での虫食いの宅地化による緑の減少・水洗化未整備・除雪体制の不備といった市街地の拡大に伴う問題を感じています。

また、地域内部の東西方向を連絡する西町通の代替路線が確保できていない、川西地区の街灯が少ない、標津川における危険箇所があるなど、防犯・防災の観点からの問題も感じています。

さらに、地域内外から多くの利用者が訪れる公共公益施設の集積を評価しつつも、車椅子による施設出入口などへのアクセス性の問題などを感じています。

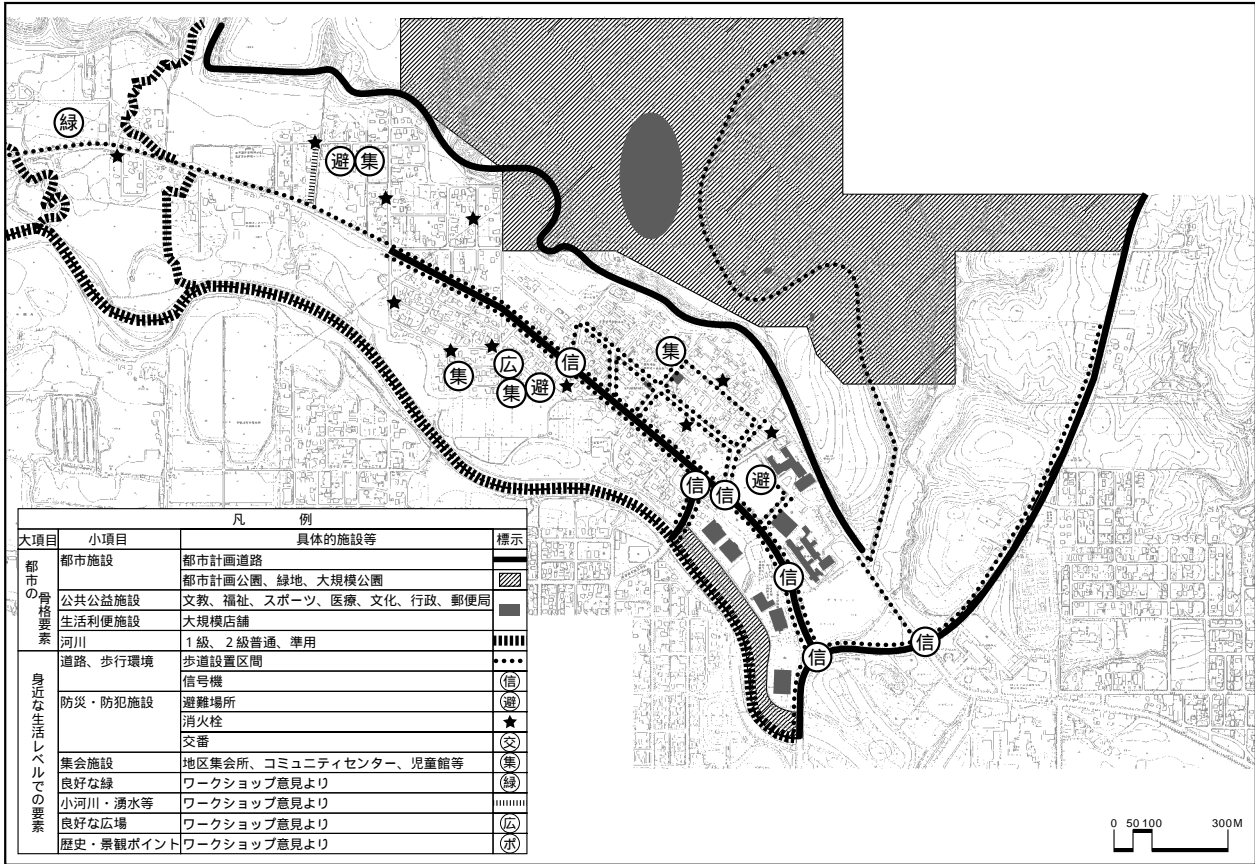
街づくり上の課題

本地域は、自然が豊かな住宅地域であり、スポーツ施設や文教施設の集積がみられる一方、人口の増加にともなう問題などを抱えています。

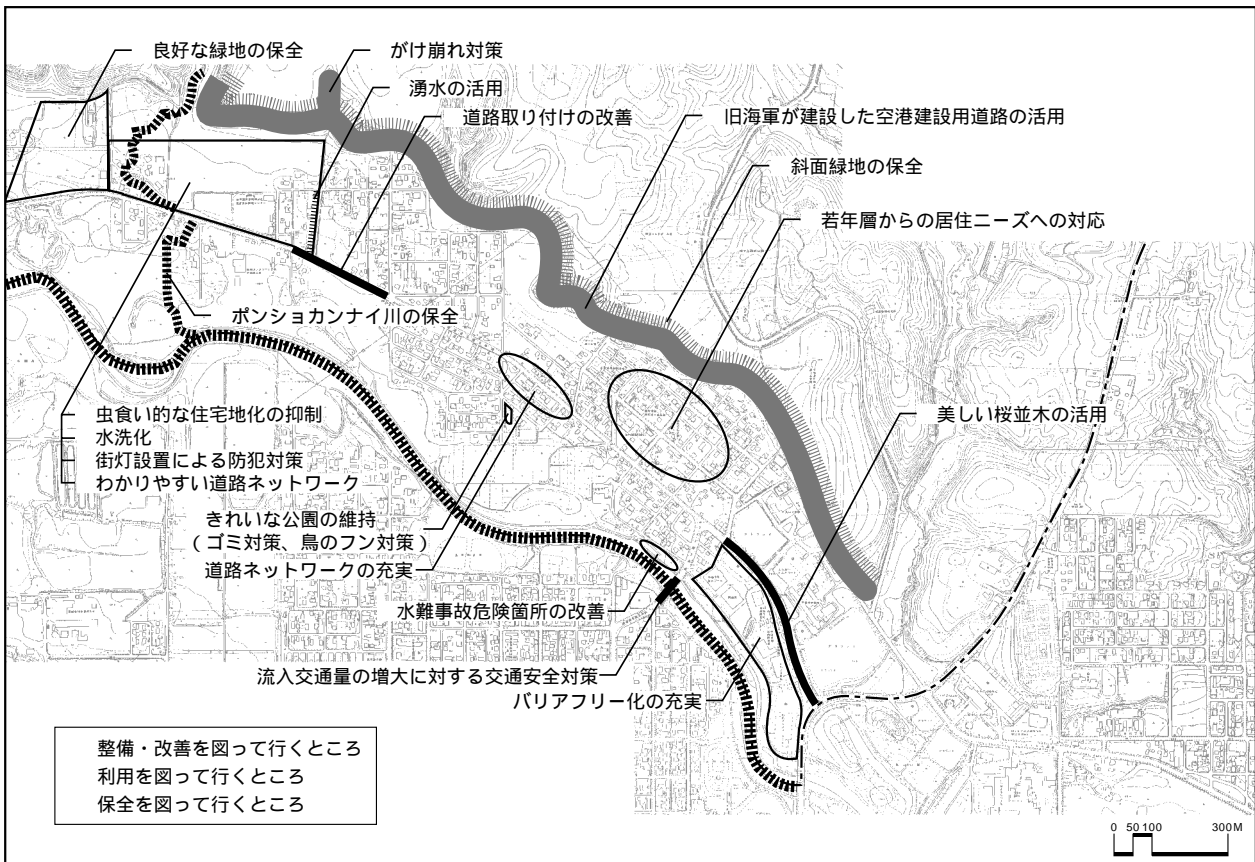
特に、住民は、市街地の拡大にともなう問題や防犯・防災の観点からの問題、アクセス性の問題を指摘しています。

以上のことから、本地域の街づくりの上では、安心感や安全性の確保を柱とした生活の場・広域から地域内までの交流の場としての充実などが課題となっています。

【地域の現況】



【地域の課題】



3 - 2 - 2 地域街づくり方針

(1) 街づくりの考え方

本地域の街づくりの主要課題は、安心感や安全性の確保を柱とした生活の場・広域から地域内までの交流の場としての充実となっています。

一方、都市づくり構想においては“共生ゾーン”として位置づけられ、歴史の積み重ねの構想要素やパブリックオープンスペースがあります。

よって、本地域の街づくりの考え方を「快適な生活と様々な交流のできる人にやさしい緑の街」とします。

(2) 街づくりの方針

「快適な生活と様々な交流のできる人にやさしい緑の街」の実現のため、街づくりの方針を以下のとおりとします。

斜面緑地やポンショカンナイ川などを守り、旧海軍が建設した道路を散策できる道に再生します。

虫食いのな宅地化を抑えながら、緑豊かな住宅地をつくります。

丸山小学校や西町コミュニティセンターなどのバリアフリーを進め、散策できるようにした標津川とつなぎます。

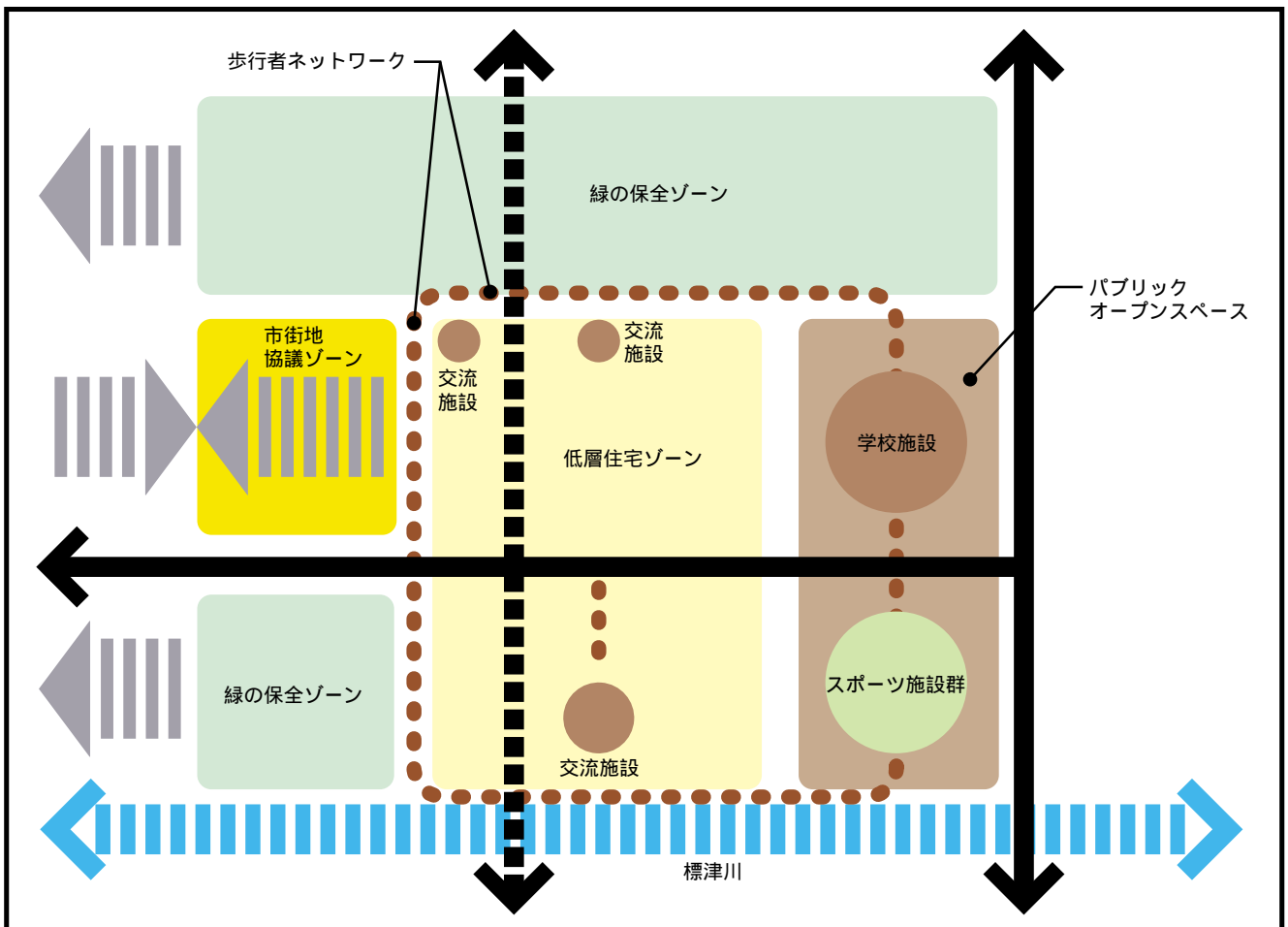


図 街づくり方針

3 - 2 - 3 地域街づくり構想

(1) 土地利用の方針

本地域では、緑が豊富で閑静な住居系市街地としての土地利用を図ります。

そのため、虫食的な宅地化が進んでいる西側の地区は、低層の住宅地としての開発を誘導します。また、緑豊かな住環境を維持・増進させるため、河岸段丘部の緑地の保全や市街地内のオープンスペースの確保を図っていきます。

(2) 地域基盤施設の整備方針

道路の整備方針

本地域では、歩行者が安心して安全に歩けるネットワークと災害等の緊急時に利用できる車道の確保を図ります。

そのため、斜面緑地沿いの歩行者専用道路および標津川緑地と斜面緑地を結ぶ歩行者道路、主要道路の歩道などを確保します。また、緊急時における西町通の代替路として、住宅地内の細街路の一部を位置づけます。

河川の整備方針

本地域では、親水性やレクリエーション効果が高い河川環境と身近な河川環境の確保を図ります。

そのため、標津川河川敷では、親水性のある環境のほか、散策、ジョギング、サイクリングなどのレクリエーション利用が可能な環境を確保します。また、ポンショカンナイ川、ショカンナイ川は、周囲の住宅地開発に合わせた小さなせせらぎ空間とします。

公園緑地・オープンスペースの整備方針

本地域では、高齢者や障害者にやさしい公園緑地・オープンスペースの確保を図ります。

そのため、既存の街区公園のバリアフリー化等を図ります。また、西側の宅地化の状況を勘案しながら、誘致距離に合わせた街区公園の設置や高齢者や障害者に配慮したきめ細かな緑地・オープンスペースの確保を検討します。

公共下水道ほかの整備方針

本地域では、早期に公共下水道の整備や水洗化を図り、特に雨水対策に重点的に取り組みます。

そのため、宅地化が進む西側地区における公共下水道の整備を検討します。また、公営住宅西町団地の建替に併せ、周辺地区の一体的な水洗化などを行います。

(3) コミュニティ施設の整備方針

本地域では、高齢者や障害者に配慮しながら、住民全員が交流しやすいコミュニティ施設の確保・充実を図ります。

そのため、既存の集会施設についてバリアフリー化や西町通から中標津体育館などの施設入口への歩行者アクセスのバリアフリー化の促進等を図ります。また、子供と高齢者等の多世代交流や地域内外の住民間の交流が促進される機能を有するコミュニティ施設の活用・確保を図ります。

3 - 3 東中地域の街づくり構想

東中地域の街づくりは、「高齢者や障害者の豊かな生活と交流のある自然と共生する街」を基本的な考え方とし、以下の方針に基づき進めます。

エゾリンドウ群生地とポンタワラ川を守り、鉄道跡地を散策できる道に再生します
使われていない土地を有効に活用し、自然と共生する住宅地をつくります。

高等養護学校やシルバースポーツセンターとともに、東中公住などの施設や周辺環境のバリアフリー化を進め、散策できるようにした標津川や鉄道跡地とつなぎます。

高齢者や障害者も楽しめる家庭菜園や水辺の自然と触れ合う場をつくります。

3 - 3 - 1 地域の特性と街づくり上の課題

(1) 地域の概要

本地域は、比較的新しい住宅地域で、高齢者向けのスポーツ施設があり、貴重な植生や河川環境に恵まれ、町営の家庭菜園など町全体から人が訪れる一方、川沿通の沿道景観の混乱やバイク等の暴走行為などの問題や開発行為による貴重な自然の減少といった問題を抱えています。

また、ミレニアムプランにおいて“共生ゾーン”として位置づけられ、“防風保安林”は自然との共生の、“鉄道跡地”は歴史の積み重ねの構成要素となっています。また夢実現化構想において“東側の標津川沿いの地区”は共生型利用促進地区、“防風保安林の空港側の地区”は空港活用型活性化拠点、“高等養護学校”はパブリックオープンスペースと位置づけられています。

(2) 地域環境に対する住民評価と街づくり上の課題

地域環境に対する住民評価

住民は、土地利用の混在による川沿通の景観の混乱や開発行為によるエゾリンドウ群生地など貴重な自然の減少を懸念しています。また、シルバースポーツセンター周辺での急な道路勾配などの歩行環境の問題のほか、バイクなどの暴走行為など、防犯の観点からの問題も感じています。また、町営の家庭菜園や高齢者向けのスポーツ施設などについては評価されています。

街づくり上の課題

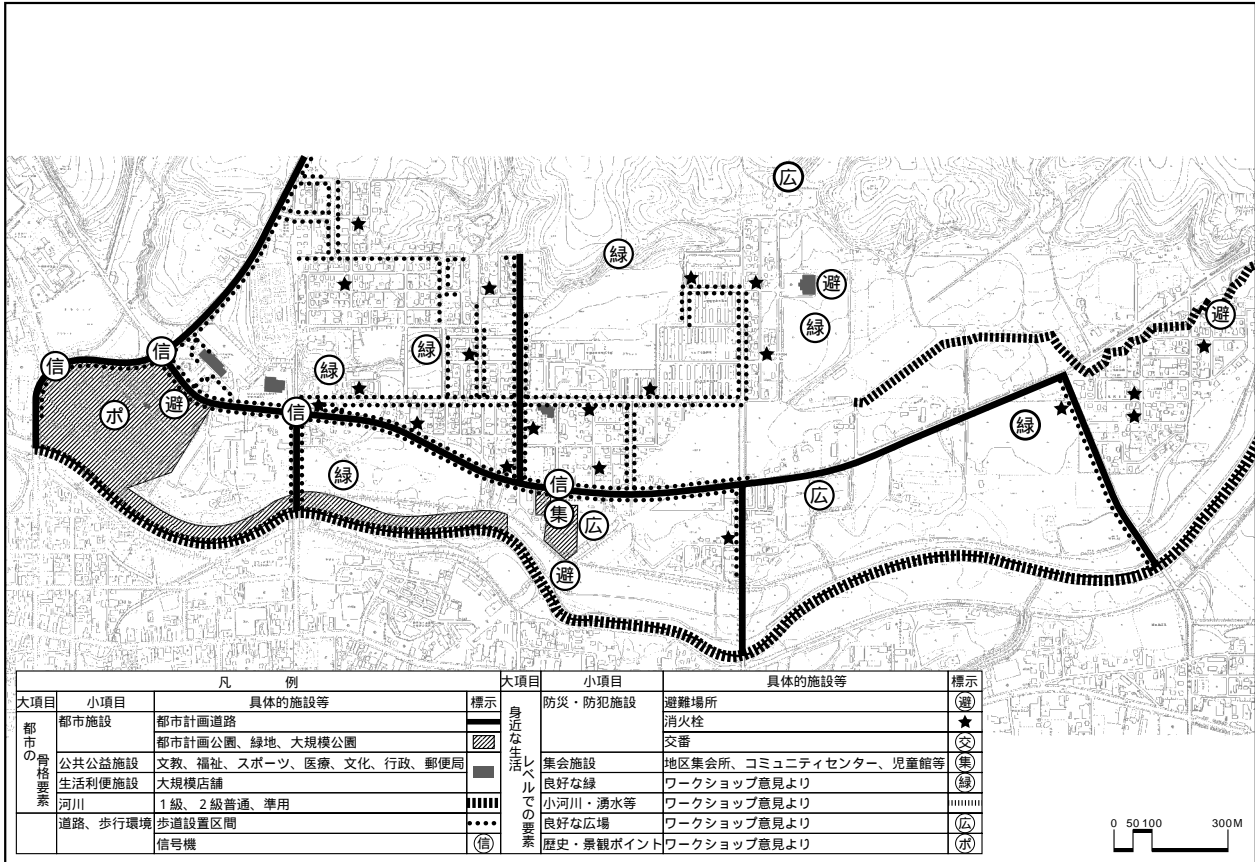
本地域は、貴重な植生や河川環境に恵まれた比

較的新しい住宅地域で、町営家庭菜園や高齢者向けのスポーツ施設がある一方、暴走行為や貴重な自然の減少といった問題を抱えています。

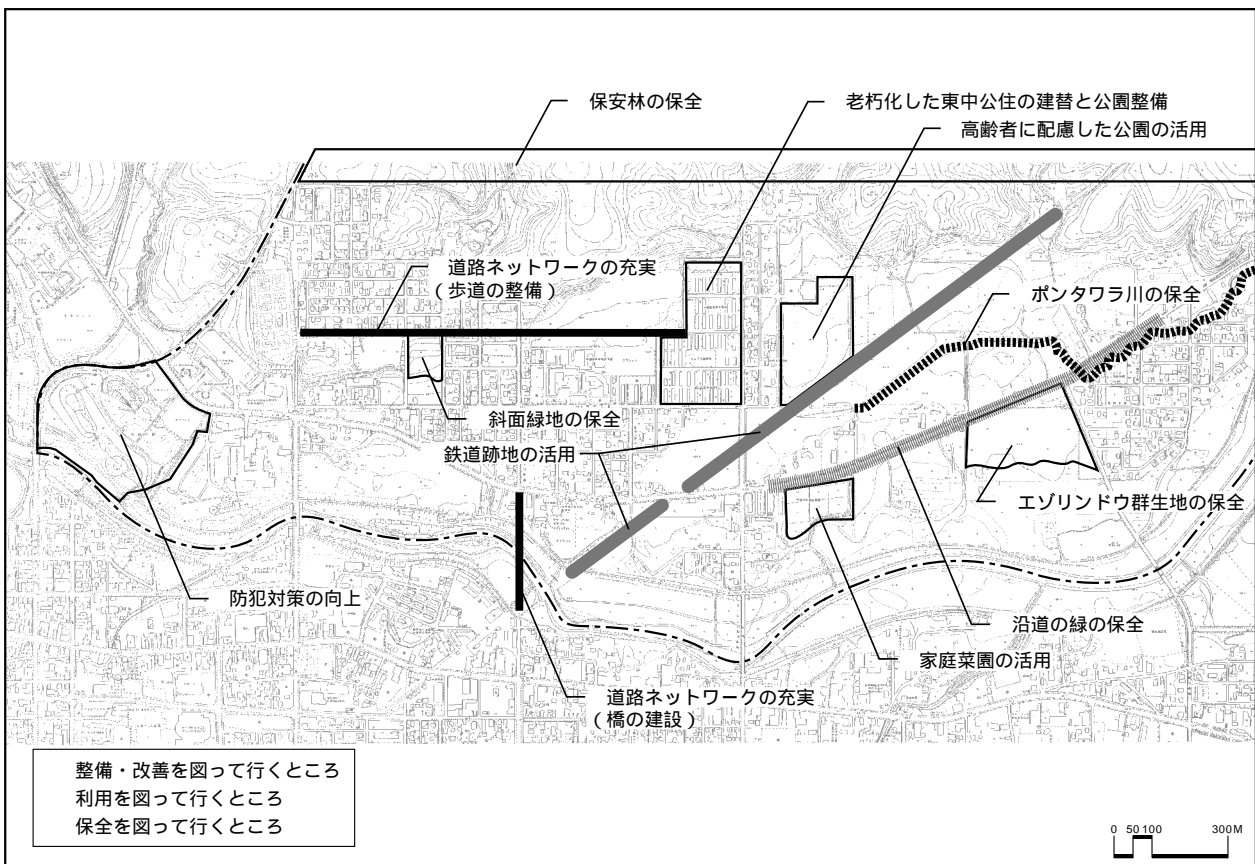
特に、景観の混乱や貴重な自然の減少を懸念、歩行環境や防犯の観点からの問題を感じています。

以上のことから、本地域の街づくりの上では、自然環境の保全を柱とした、人にやさしい生活と交流の場の充実、などが課題となっています。

【地域の現況】



【地域の課題】



3 - 3 - 2 地域街づくり方針

(1) 街づくりの考え方

本地域の街づくりの主要課題は、自然環境の保全を柱とした、人にやさしい生活と交流の場の充実となっています。

一方、都市づくり構想においては“共生ゾーン”として位置づけられ、歴史の積み重ねの構想要素や共生型利用促進地区、パブリックオープンスペースがあります。

よって、本地域の街づくりの考え方を「高齢者や障害者の豊かな生活と交流のある自然と共生する街」とします。

(2) 街づくりの方針

「高齢者や障害者の豊かな生活と交流のある自然と共生する街」の実現のため、まちづくりの方針を以下のとおりとします。

エゾリンドウ群生地とポンタワラ川を守り、鉄道跡地を散策できる道に再生します
使われていない土地を有効に活用し、自然と共生する住宅地をつくります。

高等養護学校やシルバースポーツセンターとともに、東中公住などの施設や周辺環境のバリアフリー化を進め、散策できるようにした標津川や鉄道跡地とつなぎます。

高齢者や障害者も楽しめる家庭菜園や水辺の自然と触れ合う場をつくります。

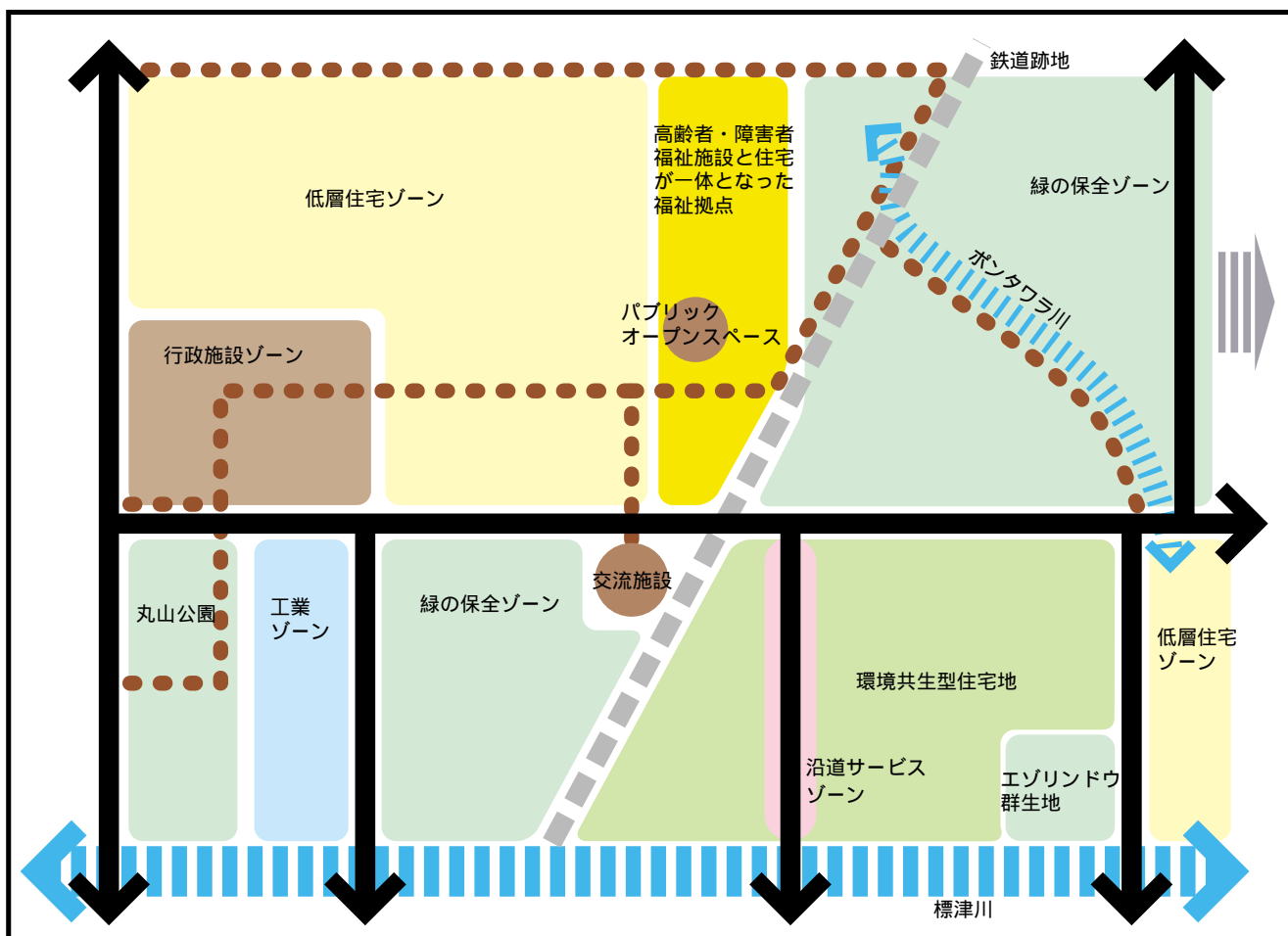


図 街づくり方針

3 - 3 - 3 地域街づくり構想

(1) 土地利用の方針

本地域では、緑が豊富で高齢者や障害者にやさしい住居系市街地としての土地利用を図ります。

そのため、東中団地周辺地区は、福祉のまちづくりの拠点として整備します。

また、川沿通南側地区の未利用地は、環境に配慮しつつ、既存の住宅地と一体的に戸建住宅地として整備し、鉄道跡地は、将来の土地利用のための種地として維持し、町民の記憶に残るような活用方法を検討していきます。

(2) 地域基盤施設の整備方針

道路の整備方針

本地域では、高齢者や障害者を対象とした安心して安全に歩けるネットワークの確保を図ります。

そのため、東中団地周辺と東中多目的集会所、役場を結ぶ歩行者ネットワークの形成を図ります。また、川沿通及び東中13条通は周囲の住宅地と景観的に調和した道路とします。

河川の整備方針

本地域では、親水性やレクリエーション効果が高い河川環境と身近な河川環境の確保を図ります。

そのため、標津川河川敷では、親水性のある環境のほか、散策、ジョギング、サイクリングなどのレクリエーション利用が可能な環境を確保します。また、ポンタワラ川は、周囲の住宅地開発に合わせた小さなせせらぎ空間とします。

公園緑地・オープンスペースの整備方針

本地域では、緑豊かな住環境を維持・増進させながら、高齢者や障害者にやさしい公園緑地・オープンスペースの確保を図ります。

そのため、河岸段丘部の緑地の保全や市街地内のオープンスペースの確保、既存の街区公園や丸山公園のバリアフリー化等を図ります。また、川沿通南側の宅地化の状況を勘案しながら、誘致距離に合わせた街区公園の設置や高齢者や障害者に配慮したきめ細かな緑地・オープンスペースの確保を検討します。

公共下水道ほかの整備方針

本地域では、雨水対策に重点的に取り組むとともに、東中団地の建替を図り、高齢者等に配慮した施設整備、運用を図ります。

(3) コミュニティ施設の整備方針

本地域では、高齢者や障害者に配慮しながら、住民全員が交流しやすいコミュニティ施設の確保・充実を図ります。

そのため、既存の集会施設についてバリアフリー化の促進等を図ります。また、障害者と健常者との交流や子供と高齢者等の多世代交流、地域内外との交流を図る場としての既存公共施設の活用や川沿通南側の住宅立地の様子を勘案した新規集会施設の整備を検討します。

3 - 4 東部地域の街づくり構想

東部地域の街づくりは、「活力にあふれ、武佐岳を望む水と緑の街」を基本的な考え方とし、以下の方針に基づき進めます。

野鳥が飛来する防風保安林やますみ川、チナナ川を守り、親水空間をつくります。

農地や防風保安林を大切にしながら緑豊かな住宅地をつくります。

武佐岳への眺望がすばらしい、自然と共生する住宅地をつくります。

広陵中学や公園、集会場のバリアフリー化を進め、散策できるようにしたますみ川などとつなぎます。

3 - 4 - 1 地域の特性と街づくり上の課題

(1) 地域の概要

本地域は、チナナ川やますみ川といった河川環境に恵まれた、武佐岳への眺望が素晴らしい緑豊かな住宅地と沿道商工業地域が混在しています。一方、市街地は標津側へ拡大しており、大雨時の冠水や交通安全（少ない街灯、バイクなどの暴走行為）といった防災・防犯面での問題を抱えています。

また、ミレニアムプランにおいて、標津川側地区が“利用ゾーン”、南環状通側地区が“共生ゾーン”と位置づけられ、“武佐岳の眺望”“防風保安林”は自然との共生の構成要素となっています。また、夢実現化構想において“東側の地区”は拡大の抑制、“東小学校”や“広陵中学校”はパブリックオープンスペースと位置づけられています。

(2) 地域環境に対する住民評価と街づくり上の課題

地域環境に対する住民評価

住民は、あずまグリーン団地と中央通の間の地域などで発生している冠水、中央通や東25条通交差点付近でみられる暴走行為、東19条通などの少ない街灯などに防犯・防災の観点からの問題を感じています。

街づくり上の課題

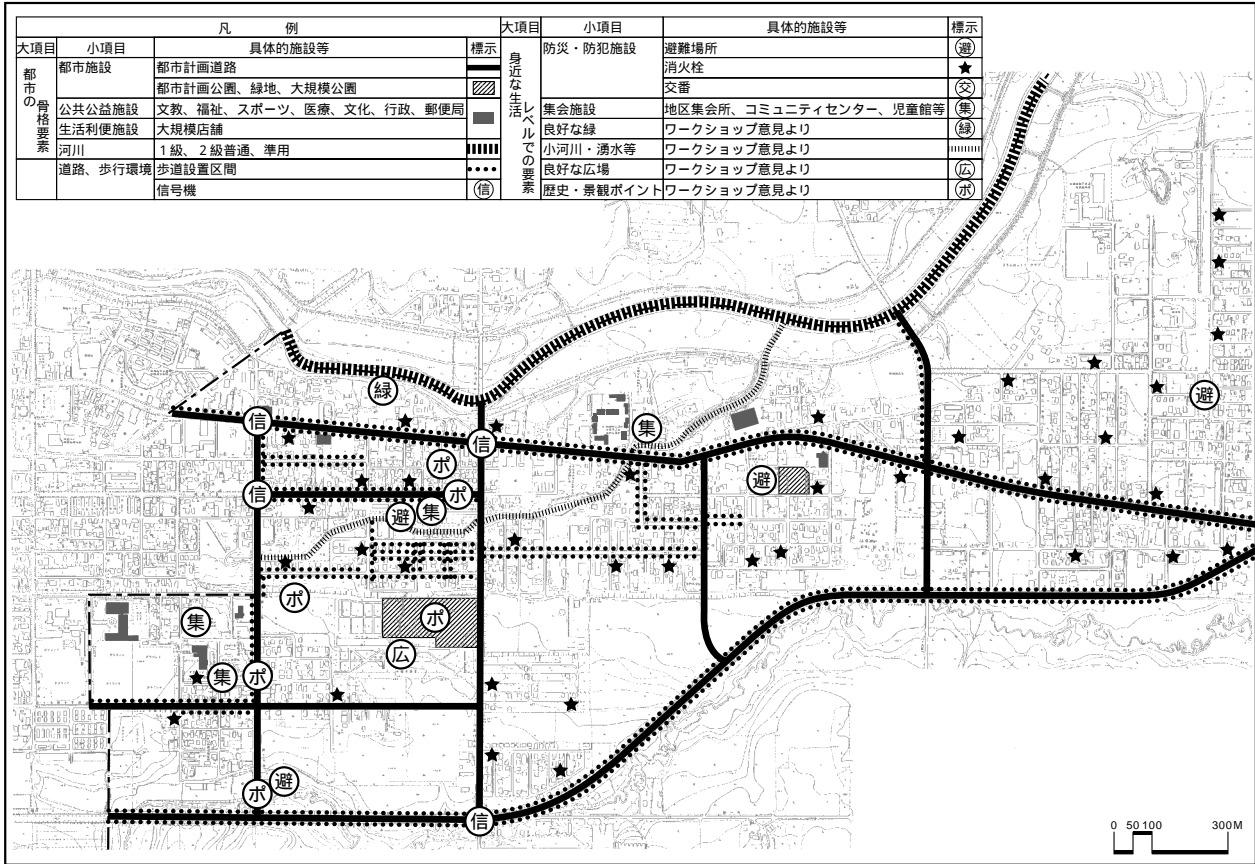
本地域は、河川環境に恵まれ、武佐岳への眺望が素晴らしい緑豊かな住宅地域と沿道商工業地域が混在している地域で、市街地は標津側へ拡大し、大雨時の冠水や交通安全（街灯が少ない、バイク

などの暴走行為）といった防災・防犯面での問題を抱えています。

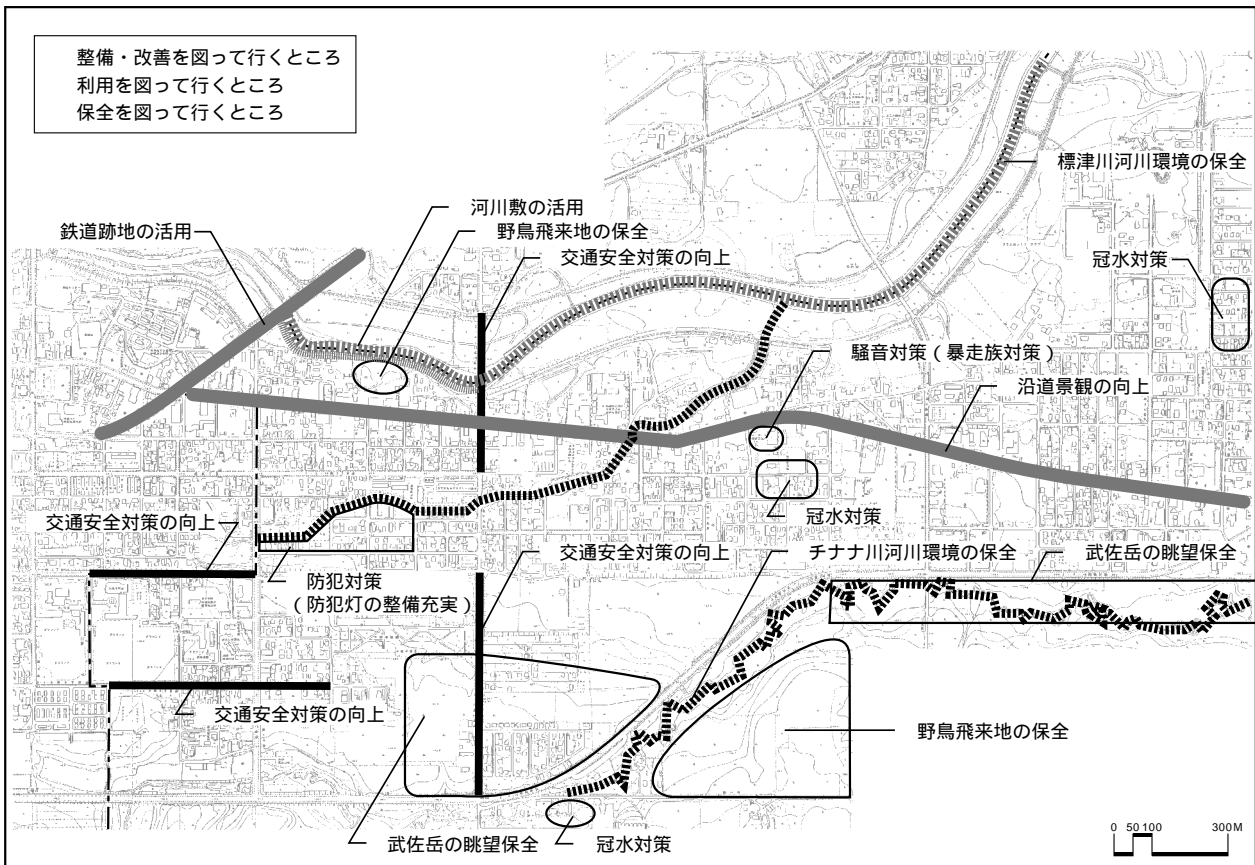
特に、住民は、自然や河川、野鳥の飛来地を大切に感じている一方、冠水、暴走行為、少ない街灯などの防犯・防災の観点からの問題を感じています。

以上のことから、本地域の街づくりの上では、住環境の向上を柱とした自然環境の保全、武佐岳への眺望の確保などが課題となっています。

【地域の現況】



【地域の課題】



3 - 4 - 2 地域街づくり方針

(1) 街づくりの考え方

本地域の街づくりの主要課題は、住環境の向上を柱とした自然環境の保全となっています。

一方、都市づくり構想においては“利用ゾーン”と“共生ゾーン”として位置づけられ、自然との共生の構成要素やパブリックオープンスペースがあります。

よって、本地域の街づくりの考え方を「活力にあふれ、武佐岳を望む水と緑の街」とします。

(2) 街づくりの方針

「活力にあふれ、武佐岳を望む水と緑の街」の実現のため、街づくりの方針を以下のとおりとします。

野鳥が飛来する防風保安林やますみ川、チナナ川を守り、親水空間をつくります。

農地や防風保安林を大切にした緑豊かな住宅地をつくります。

武佐岳への眺望がすばらしい、自然と共生する住宅地をつくります。

広陵中学や公園、集会場のバリアフリー化を進め、散策できるようにしたますみ川などとつなぎます。

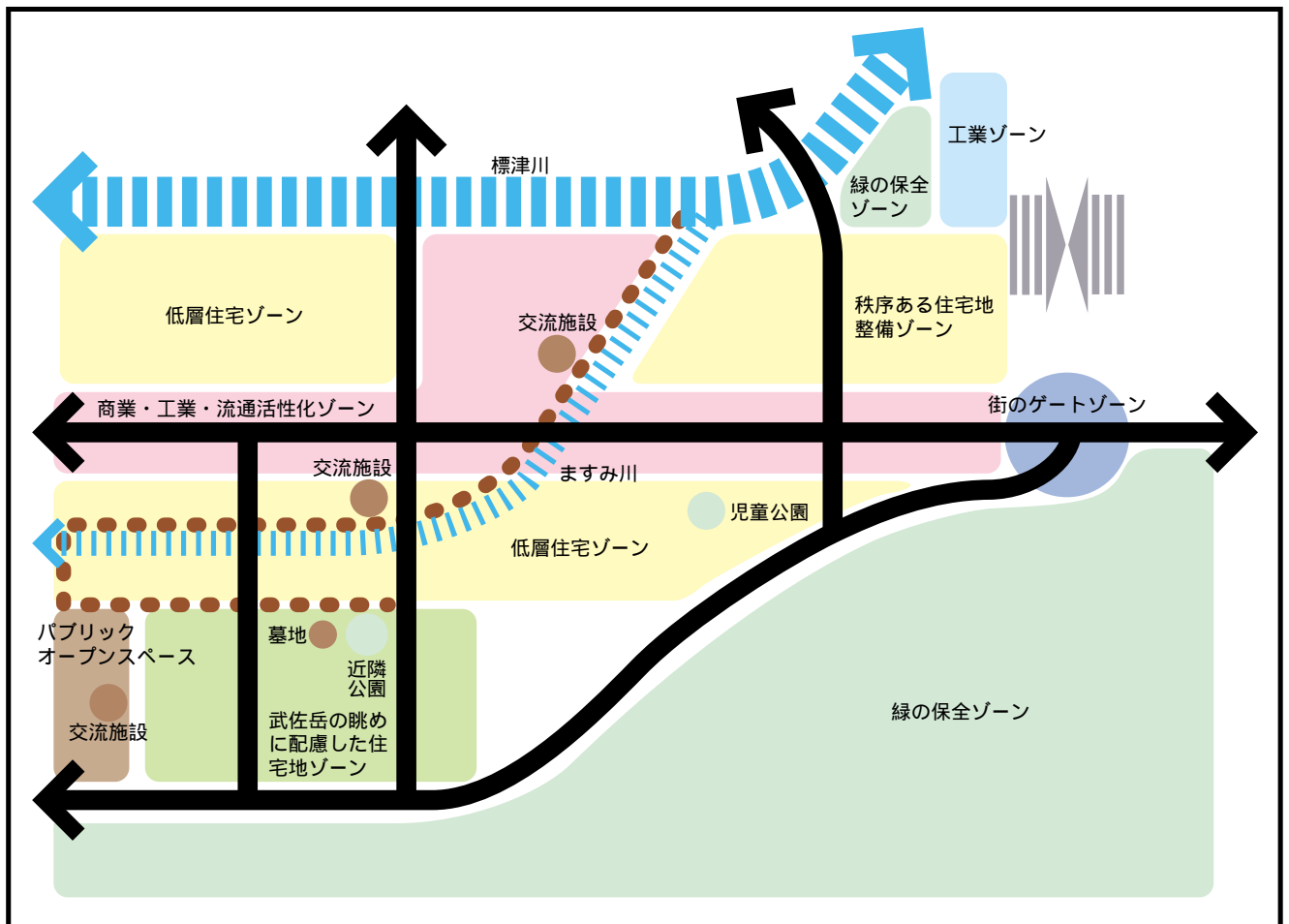


図 街づくり方針

3 - 4 - 3 地域街づくり構想

(1) 土地利用の方針

本地域では、緑が豊富な住居系市街地としての土地利用を図ります。

そのため、中央通沿道は沿道サービス地区として敷地単位での個別の整備を図り、住商の分離、地区環境の改善を図ります。また、北側に配置する工業地は、標津川や現況植生を活かした緑に囲まれた工業団地として誘導を図ります。

(2) 地域基盤施設の整備方針

道路の整備方針

本地域では、安心して安全に歩けるネットワークの確保と広域幹線から市街地中心部への分かりやすいアクセスルートの確保を図ります。

そのため、南環状通は、広域的な幹線道路及び市街地をバイパスする幹線道路として整備されており、東19条通等の地域内の幹線道路、補助幹線道路は歩行者の安全性により配慮しながら周囲の住宅地との景観的に調和した整備を図ります。また、無秩序な宅地開発が進行する北側の住宅地は区画道路を配置し居住環境の改善を図ります。

河川の整備方針

本地域では、親水性の高い身近な河川環境の確保を図ります。

そのため、ますみ川は既存住宅地内を流れる小さなせせらぎ空間として再生し、チナナ川も周囲の開発に合わせて整備します。

公園緑地・オープンスペースの整備方針

本地域では、緑豊かな住環境を維持・増進させながら、高齢者や障害者にやさしい公園緑地・オープンスペースの確保を図ります。

そのため、南環状通沿線および斜面緑地の緑を保全し、旭ヶ丘ふれあい公園、中標津墓園を一体的に整備するほか、既存の街区公園のバリアフリー化等を図ります。また、東側の宅地化の状況を勘案しながら誘致距離に合わせた街区公園の設置を検討します。

公共下水道ほかの整備方針

本地域では、認可区域内における水洗化区域の整備を促進し、特に雨水対策に重点的に取り組みます。

(3) コミュニティ施設の整備方針

本地域では、高齢者や障害者に配慮しながら、住民全員が交流しやすいコミュニティ施設の確保・充実を図ります。

そのため、既存の集会施設についてバリアフリー化の促進等を図ります。また、子供と高齢者等の多世代交流、地域内外との交流を図る場としての既存公共施設の活用や東側の住宅立地の状況を勘案した新たなコミュニティ施設の整備推進を図ります。

3 - 5 中心部地域の街づくり構想

中心部地域の街づくりは、「自然と歴史に抱かれた人にやさしい賑わいの街」を基本的な考え方とし、以下の方針に基づき進めます。

商店街や飲食街、住宅街やしるべつとが一体となった賑やかで元気のあるまちをつくります。

しるべつとや大規模店舗などの人が集まる施設と道路のバリアフリー化を進めます。

保健センターを中心に、高齢者や障害者の仕事・生活・遊びの場をつくります。

タワラマップ川や東7条緑地、昔ながらのまちの形を守り、鉄道跡地を散策できる道に再生します。

使われていない土地を有効に活用し、便利で潤いのあるまちなかの住宅地をつくります。

3 - 5 - 1 地域の特性と街づくり上の課題

(1) 地域の概要

本地域は、商業施設が集積した利便性の高く、タワラマップ川や東7条緑地など自然と触れ合える環境にも恵まれている地域である一方、商業地としての魅力の低下、居住者の減少、大規模空地、駐車場不足などの問題があります。

また、ミレニアムプランにおいて“利用ゾーン”と位置づけられ、“タワラマップ川”は自然との共生の構成要素と、“開発当時の市街地区画形態や中央通、大通、鉄道跡地”は歴史の積み重ねの構成要素となっています。

特に、住民は、駐車場不足や大規模空地の活用、河川の親水性向上、人々が集まる場所周辺のバリアフリー化、冠水箇所の問題を感じています。

以上のことから、本地域の街づくりの上では、商業地・居住地としての魅力向上を柱とした、自然環境の保全、人にやさしい生活と交流の場としての充実などが課題となっています。

(2) 地域環境に対する住民評価と街づくり上の課題

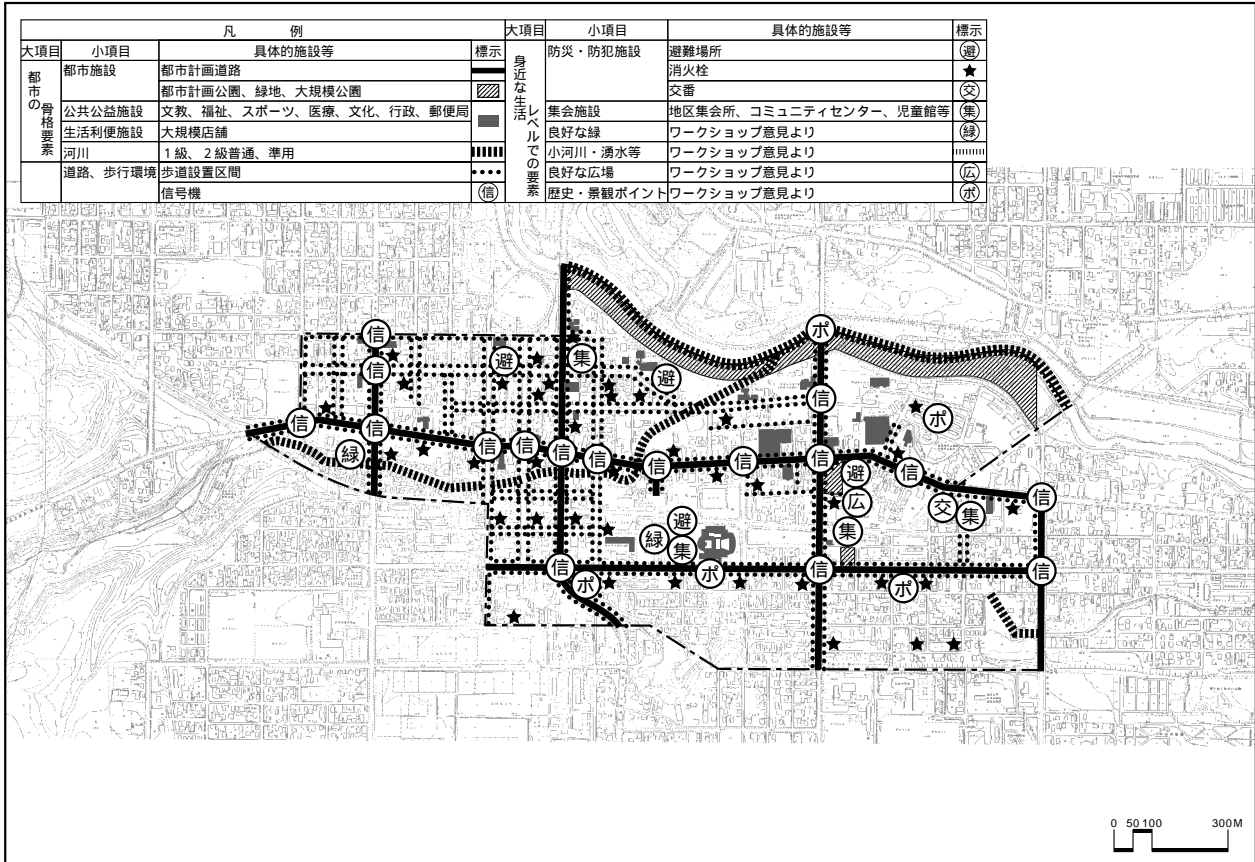
地域環境に対する住民評価

住民は、利便性の高さや自然環境の良好さを感じている一方、商業地域としての魅力低下や定住人口の減少に問題を感じています。また、駐車場不足といった商業環境の問題や病院跡地といった大規模空地の活用といった土地利用の問題、タワラマップ川の河川環境の問題、人々が集まる場所周辺のバリアフリー化といった歩行環境の問題、冠水といった防災の問題などを感じています。

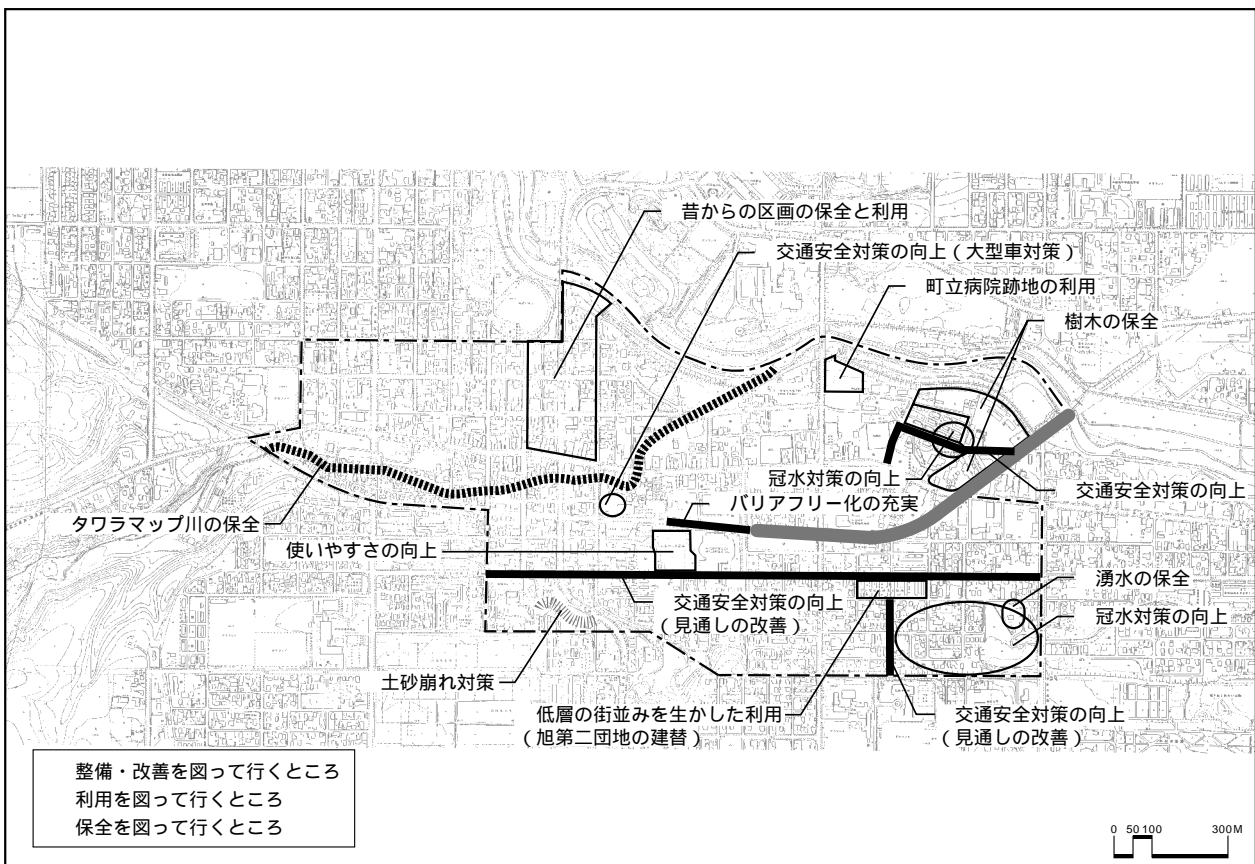
街づくり上の課題

本地域は、商業施設が集積した利便性が高く、自然と触れ合える環境にも恵まれている地域である一方、商業地としての魅力の低下、居住者の減少といった問題を抱えています。

【地域の現況】



【地域の課題】



3 - 5 - 2 地域街づくり方針

(1) 街づくりの考え方

本地域の街づくりの主要課題は、商業地・居住地としての魅力向上を柱とした、自然環境の保全、人にやさしい生活と交流の場の充実となっています。

一方、都市づくり構想においては“利用ゾーン”として位置づけられ、自然との共生や歴史の積み重ねの構成要素があります。

よって、本地域の街づくりの考え方を「自然と歴史に抱かれた人にやさしい賑わいの街」とします。

(2) 街づくりの方針

「自然と歴史に抱かれた人にやさしい賑わいの街」の実現のため、街づくりの方針を以下のとおりとします。

商店街や飲食街、住宅街やしるべつとが一体となった賑やかで元気のあるまちをつくりまします。

しるべつとや大規模店舗などの人が集まる施設と道路のバリアフリー化を進めます。

保健センターを中心に、高齢者や障害者の仕事・生活・遊びの場をつくりまします。

タワラマップ川や東7条緑地、昔ながらのまちの形を守り、鉄道跡地を散策できる道に再生しまします。

使われていない土地を有効に活用し、便利で潤いのあるまちなかの住宅地をつくりまします。

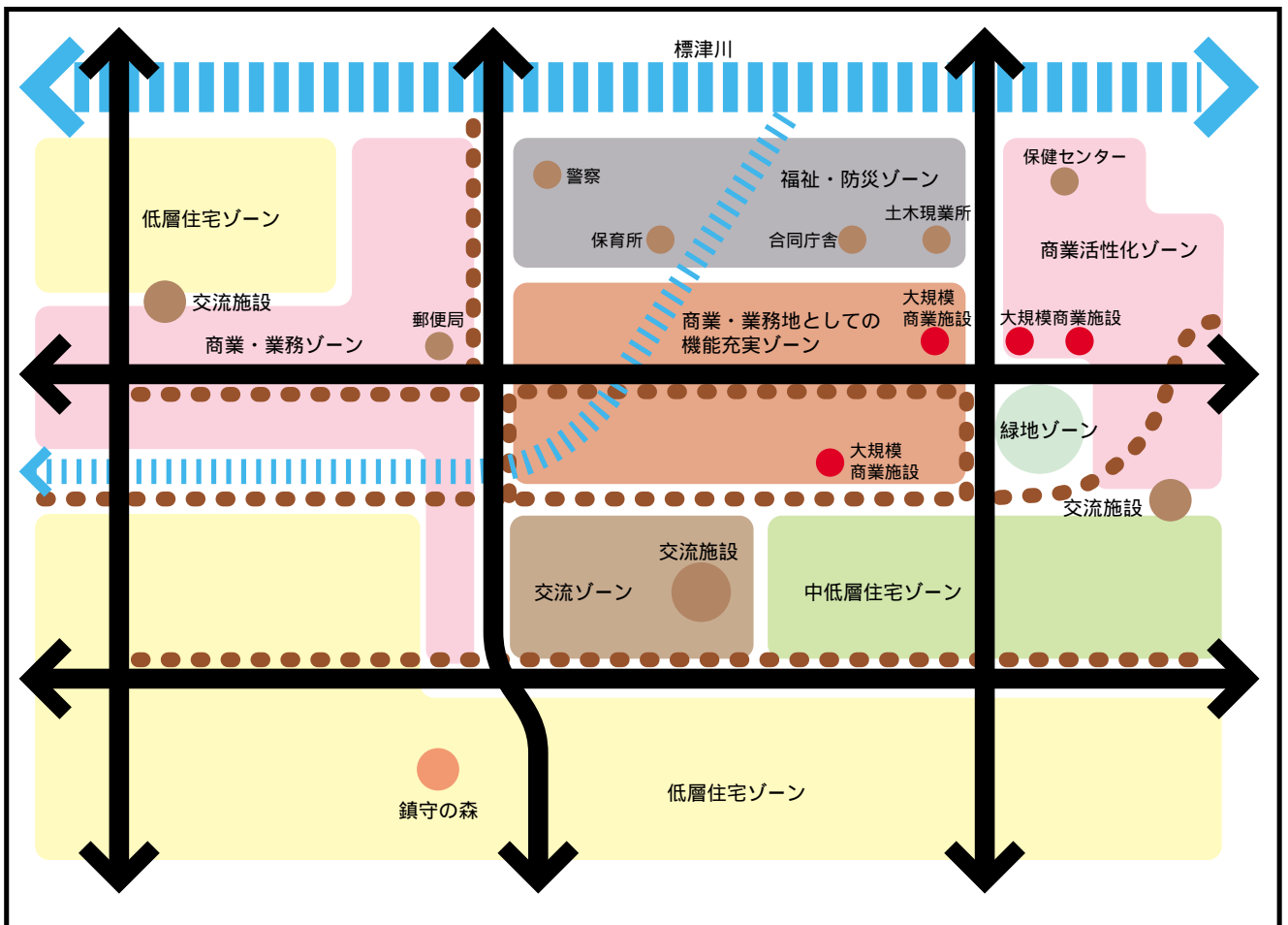


図 街づくり方針

3 - 5 - 3 地域街づくり構想

(1) 土地利用の方針

本地域では、魅力にあふれ機能が充実した商業業務系市街地としての土地利用を図ります。

そのため、中央通沿道および大通沿道、南3丁目通北側の総合文化会館周辺の商業業務地の機能充実、標津川沿いの低未利用地を活用した福祉ゾーンの整備、町立病院跡地の利用促進を図ります。

(2) 地域基盤施設の整備方針

道路の整備方針

本地域では、歩行者が安心して安全に歩ける歩行者ネットワークと商業等の活性化に資する車道の確保を図ります。

そのため、歩行者の回遊性を高める標津川河川敷、鉄道跡地、総合文化会館、中央通等を結ぶ歩行者ネットワークを確保します。また、中央通は、集中する自動車を安全で円滑に流す機能を持ちつつ、シンボリックな賑わい道路とし沿道の土地利用特性を活かし、路面仕上げ、ストリートファニチャー、街路樹等に配慮したシンボリックな賑わい歩行者空間となるように整備します。

河川の整備方針

本地域では、親水性やレクリエーション効果が高い河川環境と身近な河川環境の確保を図ります。

そのため、標津川河川敷は、自然景観を活かした親水性の高い施設整備を行うとともに、都心部のイベントなどの需要に応えるため、多目的に利用できるオープンスペースとして整備します。また、タワラマップ川は、水質の向上を図り、野鳥等の訪れる都心部の潤いのある空間として親水性を高めます。

公園緑地・オープンスペースの整備方針

本地域では、高齢者や障害者にやさしい公園緑地・オープンスペースの確保を図ります。

そのため、既存の街区公園や東7条緑地のバリアフリー化等を図ります。また、高齢者や障害者に配慮したきめ細かな緑地・オープンスペースの確保を検討します。

公共下水道ほかの整備方針

本地域では、雨水対策に重点的に取り組むほか、公営住宅旭第2団地の建替に併せたポケットパーク等の整備により住環境の向上を図ります。

(3) コミュニティ施設の整備方針

本地域では、高齢者や障害者に配慮しながら、住民全員が交流しやすいコミュニティ施設の確保・充実を図ります。

そのため、既存の集会施設や総合文化会館等のコミュニティ施設のバリアフリー化を図り、コミュニティ施設のバリアフリー化を図り周辺町村・全道・全国レベルでの交流拠点および地域の交流拠点としての活用が図られるように整備を推進していきます。

3 - 6 南部地域の街づくり構想

南部地域の街づくりは、「武佐岳を望む緑に包まれた快適な住まいの街」を基本的な考え方とし、以下の方針に基づき進めます。

タワラマップ川の源流や防風保安林などを守り、鉄道跡地を散策できる道に再生します。

農地や防風保安林を大切にしながら、緑豊かな住宅地を守ります。

中標津高校や町立病院、集会所のバリアフリー化を進め、散策できるようにした白樺並木や鉄道跡地でつなぎます。

武佐岳の眺望が素晴らしい自然と共生する住宅地をつくります。

3 - 6 - 1 地域の特性と街づくり上の課題

(1) 地域の概要

本地域は、武佐岳への景観が特に素晴らしく、タワラマップ川など河川環境に恵まれた緑豊かな、農業試験場をシンボルとする住宅地域である一方、郊外型店舗の進出による虫喰いの開発による自然の減少や歩道の勾配が急であるといった問題を抱えています。

また、ミレニアムプランにおいて“共生ゾーン”として位置づけられ、“りんどう大橋からの武佐岳の眺望やタワラマップ川、チナナ川”は自然との共生の構成要素であり、“農業試験場や鉄道跡地、大通”は歴史の積み重ねの構成要素となっています。さらに夢実現化構想では“中標津高校、東小学校、広陵中学校”はパブリックオープンスペースと位置づけられています。

地域である一方、自然の減少や歩行環境の観点からの問題を感じています。

以上のことから、本地域の街づくりの上では、住環境の向上を柱に武佐岳への景観保全、自然環境の保全、歩行の快適性の向上などが課題となっています。

(2) 地域環境に対する住民評価と街づくり上の課題

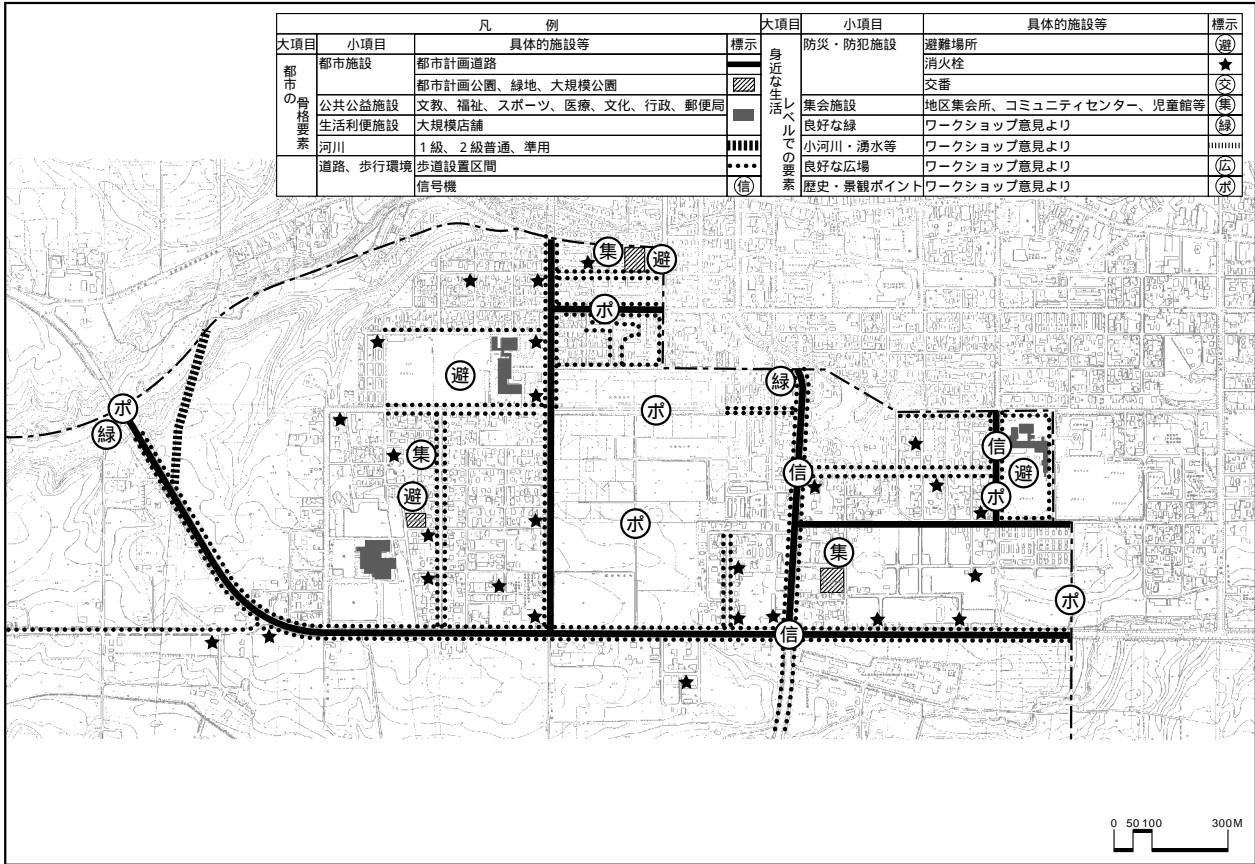
地域環境に対する住民評価

郊外型店舗の進出などによる南環状通沿道の虫喰いの開発による自然の減少を懸念しています。また、病院周辺の歩道は勾配がきつく車椅子での利用は困難であることや東小学校付近に歩道が確保されていないといった交通安全について問題を感じています。農業試験場についても開かれた活用を望む声があります。

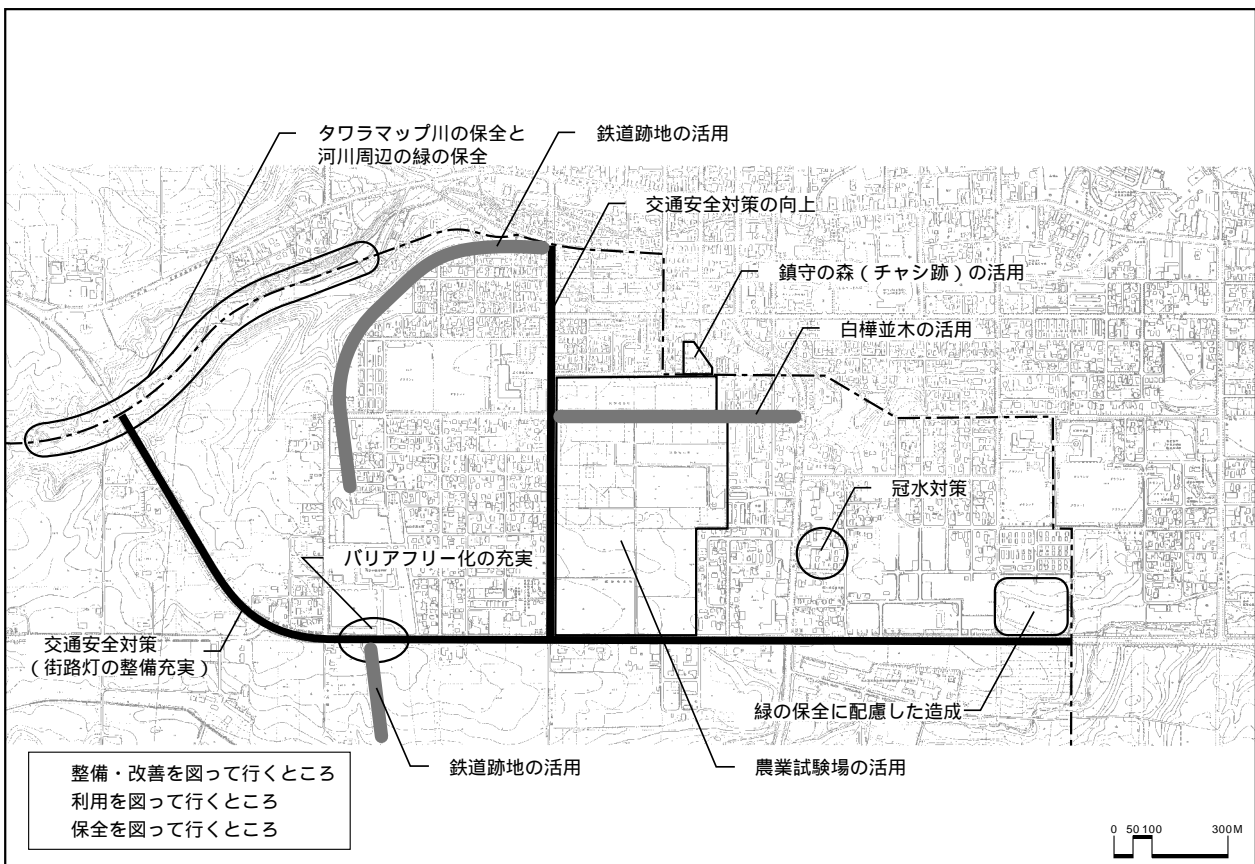
街づくり上の課題

本地域は、武佐岳への景観が素晴らしく、タワラマップ川など河川環境に恵まれた緑豊かな住宅

【地域の現況】



【地域の課題】



3 - 6 - 2 地域街づくり方針

(1) 街づくりの考え方

本地域の街づくりの主要課題は、住環境の向上を柱とした武佐岳への景観保全、自然環境の保全、歩行の快適性の向上となっています。

一方、都市づくり構想においては“共生ゾーン”として位置づけられ、自然との共生や歴史の積み重ねの構成要素やパブリックオープンスペースがあります。

よって、本地域の街づくりの考え方を「武佐岳を望む緑に包まれた快適な住まいの街」とします。

(2) 街づくりの方針

「武佐岳を望む緑に包まれた快適な住まいの街」の実現のため、街づくりの方針を以下のとおりとします。

タワラマップ川の源流や防風保安林などを守り、鉄道跡地を散策できる道に再生します。

農地や防風保安林を大切にしながら、緑豊かな住宅地を守ります。

中標津高校や町立病院、集会所のバリアフリー化を進め、散策できるようにした白樺並木や鉄道跡地をつなぎます。

武佐岳の眺望が素晴らしい自然と共生する住宅地をつくります。

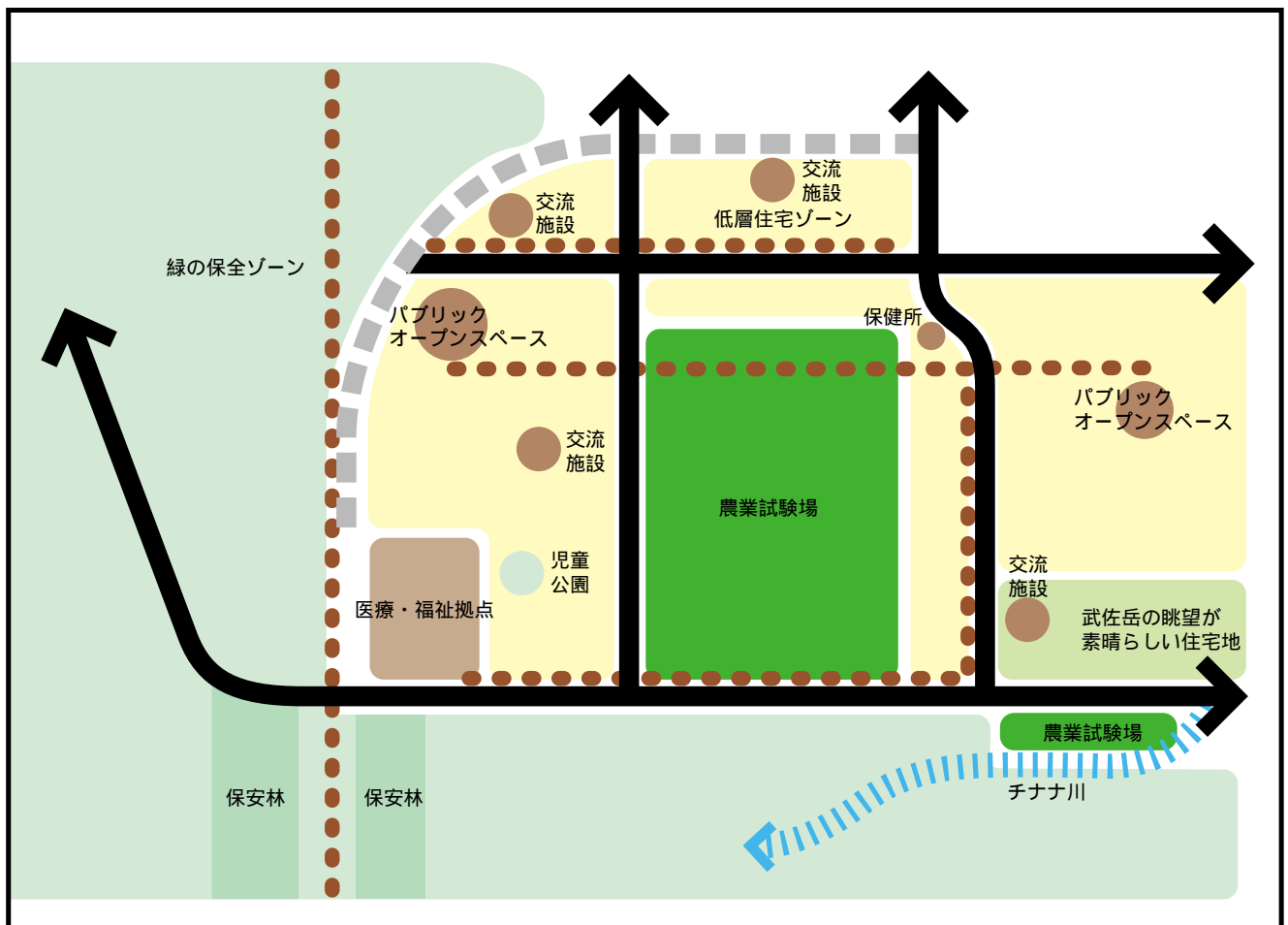


図 街づくり方針

3 - 6 - 3 地域街づくり構想

(1) 土地利用の方針

本地域では、緑が豊富で閑静な住居系市街地としての土地利用を図ります。

そのため、南側は周囲の既存住宅地と一体となった戸建の住宅地として整備し、町立病院を核とした高齢者福祉拠点を形成します。また、りんどう大橋周辺については、武佐岳の景観と調和するよう誘導を図っていきます。特に、鉄道跡地については将来の公共施設用地として保全を図り、農業試験場については、その動向を睨みつつ、町民の記憶に残るような活用方法を検討していきます。

(2) 地域基盤施設の整備方針

道路の整備方針

本地域では、歩行者が安心して安全に歩けるネットワークと周囲の景観に調和した車道の確保を図ります。

そのため、南環状線は、広域的な幹線道路及び市街地をバイパスする主要幹線道路として沿道の緩衝緑地と併せて環境整備を推進します。また、病院周辺の道路はバリアフリー化を促進し、東7条通や西5条通といった地域内の幹線道路、補助幹線道路は、歩行者の安全性や周辺道路との接道に配慮しながら、傾斜の改善や周囲の住宅地との景観的に調和した整備を推進します。

河川の整備方針

本地域では、親水性がある身近な河川環境の確保を図ります。

そのため、チナナ川は、周囲の住宅地開発及び南環状線の緩衝緑地整備に合わせて小さなせせらぎ親水空間として整備し、タワラマップ川は水質の保全を図ります。

公園緑地・オープンスペースの整備方針

本地域では、高齢者や障害者にやさしい公園緑地・オープンスペースの確保を図ります。

そのため、既存の街区公園のバリアフリー化等やタワラマップ川源流域の風致公園化を推進します。

公共下水道ほかの整備方針

本地域では、雨水対策に重点的に取り組むほか、宮下団地の整備に当たっては、旧標津線跡地の活用、タワラマップ川的环境整備に充分配慮し、周辺環境の改善に資する整備を行います。

(3) コミュニティ施設の整備方針

本地域では、高齢者や障害者に配慮しながら、住民が交流しやすいコミュニティ施設の確保・充実を図ります。

そのため、既存の集会施設等のバリアフリー化や子供と高齢者等の多世代交流や地域と学校間の交流が促進される学校施設等の整備を推進します。

3 - 7 西部地域の街づくり構想

西部地域の街づくりは、「健康で便利な生活ができる緑豊かな住まいの街」を基本的な考え方とし、以下の方針に基づき進めます。

タワラマップ川の源流と苗畑、酪農景観を守り、鉄道跡地を散策できる道に再生します。沿道の宅地化を抑え、苗畑、農地を大切にした緑豊かな住宅地をつくります。

中標津中学校、集会所のバリアフリー化を進め、散策できるようにした鉄道跡地や苗畑でつなぎます。

標津川沿いに運動公園、野球場、運動広場を設け、散策できるようにした河川敷でつなぎます。

3 - 7 - 1 地域の特性と街づくり上の課題

(1) 地域の概要

本地域は、西側に酪農地帯としての景観が形成され、野球場などスポーツ施設が集積している住宅地域である一方、国道沿いに工業・業務系施設が立地し沿道景観が混乱しているといった問題を抱えています。

また、ミレニアムプランにおいて“利用ゾーン”として位置づけられ、“西側の苗圃やりんどう大橋からの武佐岳の眺望、タワラマップ川、標津川”は自然との共生の構成要素、“先史遺跡”は歴史からの積み重ねの構成要素となっています。また、中標津小学校はパブリックオープンスペースと位置づけられています。

(2) 地域環境に対する住民評価と街づくり上の課題

地域環境に対する住民評価

住民は、国道沿いの市街地拡大に伴う緑の減少や景観の混乱といった問題を感じています。また、末広公園など交流の場でのごみの放置や施設の老朽化といった問題や、緊急時の消防車等の迅速性といった防災上の観点からの問題、緑町地区の基盤整備の遅れといった問題を感じています。

街づくり上の課題

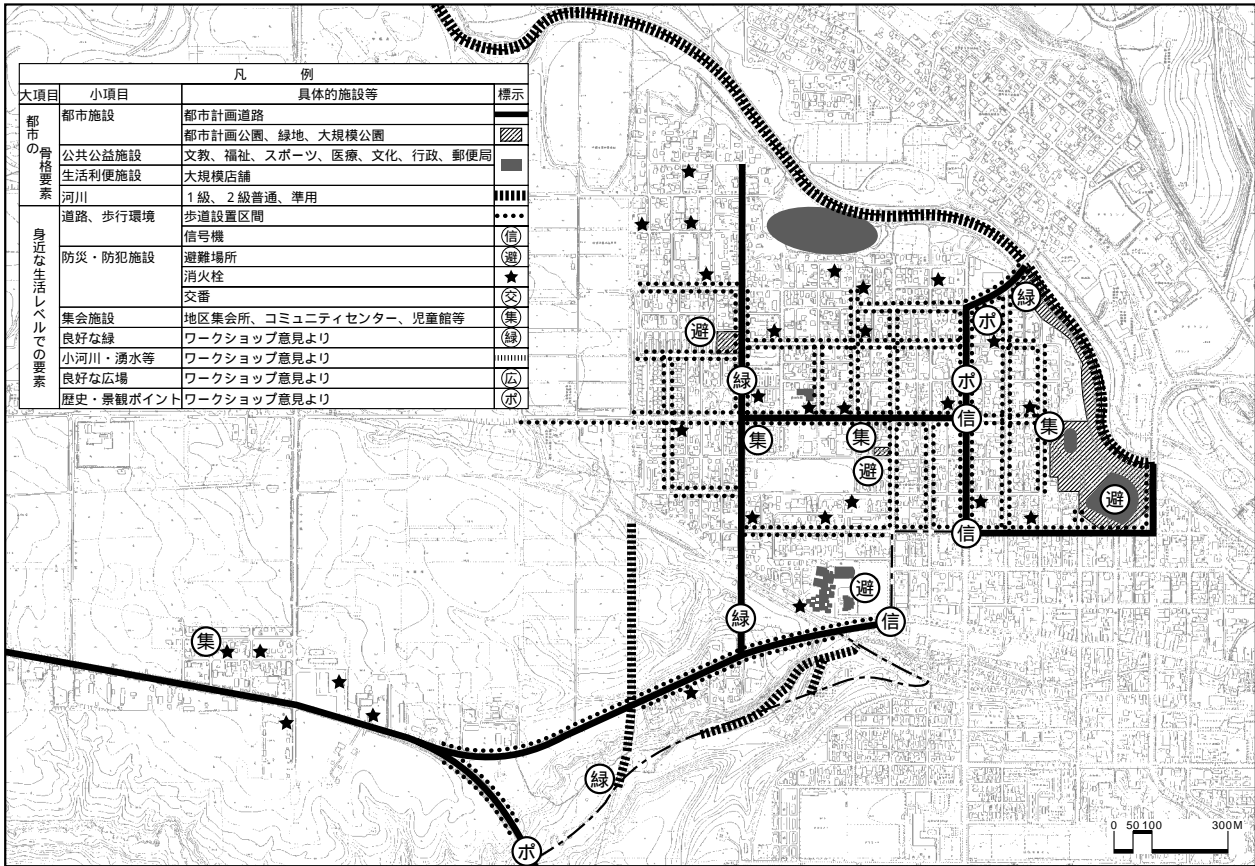
本地域は、スポーツ施設が集積し、酪農地帯としての景観を有している一方、景観の混乱といった問題を抱えています。

特に、沿道景観の混乱や公園などの交流の場で

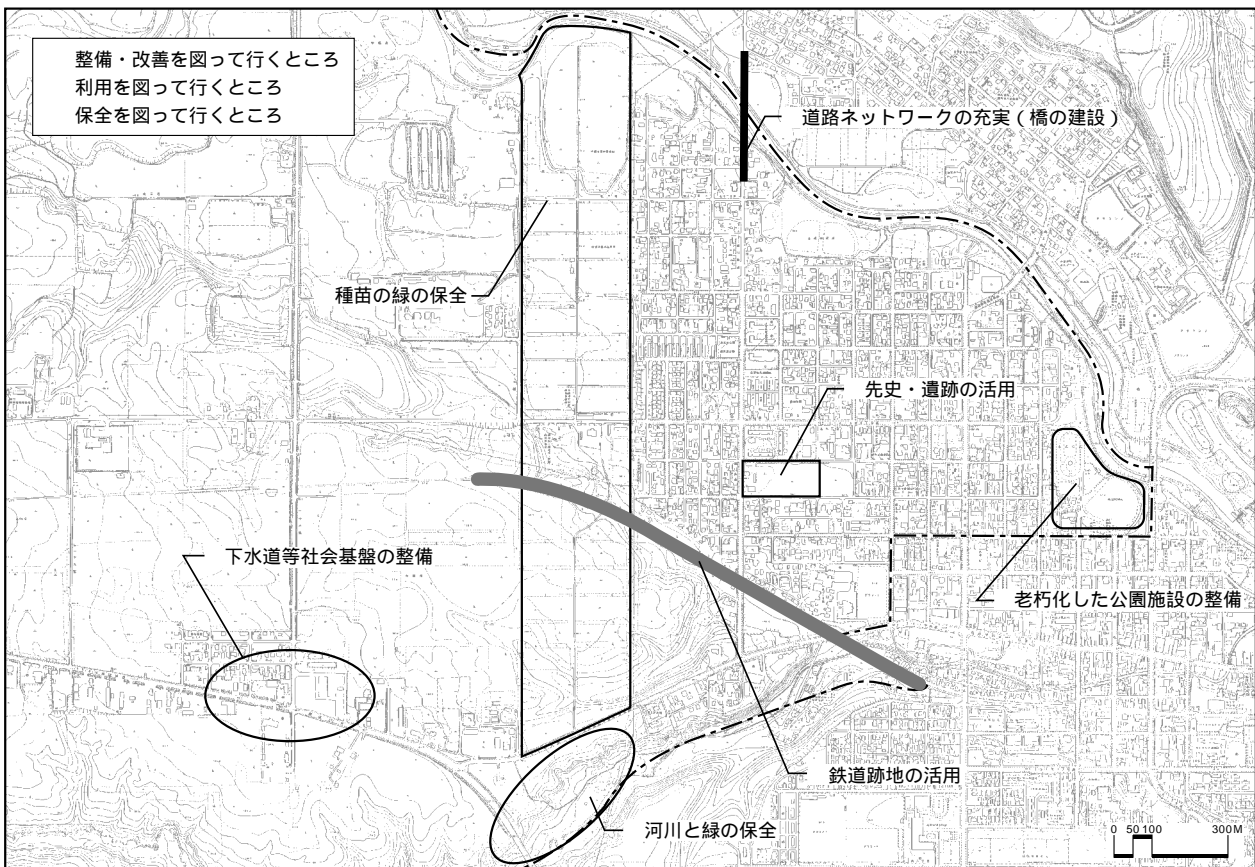
のごみの放置や施設の維持管理からの景観の問題、市街地拡大に伴う緑の減少、緊急時の迅速な対応という観点から防災の問題、緑町の基盤整備の遅れの問題を感じています。

以上のことから、本地域の街づくりの上では、スポーツを通じた交流環境の充実、自然環境の保全、基盤整備の推進、安心できる居住環境の確保などが課題となっています。

【地域の現況】



【地域の課題】



3 - 7 - 2 地域街づくり方針

(1) 街づくりの考え方

本地域の街づくりの主要課題は、スポーツを通じた交流環境の充実、自然環境の保全、基盤整備の推進、安心できる居住環境の確保となっています。

一方、都市づくり構想においては“利用ゾーン”として位置づけられ、自然との共生や歴史の積み重ねの構成要素や、パブリックオープンスペースがあります。

よって、本地域の街づくりの考え方を「健康で便利な生活ができる緑豊かな住まいの街」とします。

(2) 街づくりの方針

「健康で便利な生活ができる緑豊かな住まいの街」の実現のため、街づくりの方針を以下のとおりとします。

タワラマップ川の源流と苗畑、酪農景観を守り、鉄道跡地を散策できる道に再生します。

沿道の宅地化を抑え、苗畑、農地を大切にした緑豊かな住宅地をつくります。

中標津中学校、集会所のバリアフリー化を進め、散策できるようにした鉄道跡地や苗畑でつなぎます。

標津川沿いに運動公園、野球場、運動広場を設け、散策できるようにした河川敷でつなぎます。

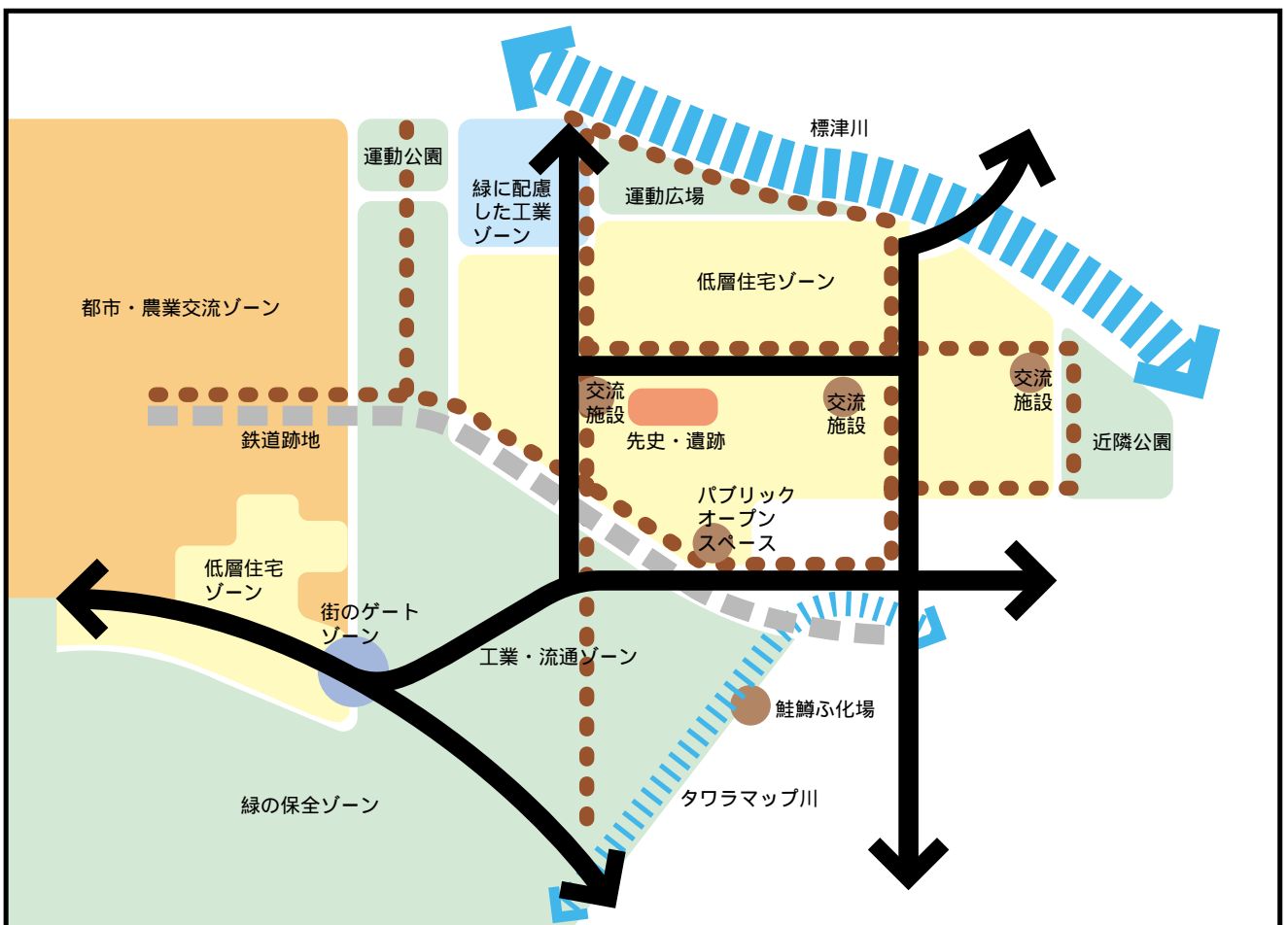


図 街づくり方針

3-7-3 地域街づくり構想

(1) 土地利用の方針

本地域では、緑が豊富な住居系市街地としての土地利用を図ります。

そのため、飛び地の市街地を形成している国道272号沿いは沿道サービス地区として敷地単位での個別の整備、北側の工業地は標津川や現況の植生を活かした緑地に囲まれた工業地への誘導を図りつつ、先人の史跡や鉄道跡地については将来の公共施設用地として保全を図りながら、町民の記憶に残るような活用方法を検討していきます。

(2) 地域基盤施設の整備方針

道路の整備方針

本地域では、安心して安全に歩けるネットワークの確保と広域幹線から中心市街地への分かりやすいアクセスルートの確保を図ります。

そのため、地域内の幹線道路、補助幹線道路は歩行者の安全性により配慮しながら周囲の住宅地との景観に調和した整備を図ります。また、公共施設周辺でのバリアフリー化の促進や一部狭小化等の未改良部分の改善を図ります。

河川の整備方針

本地域では、親水性やレクリエーション効果が高い河川環境の確保を図ります。

そのため、標津川河川敷は、散策、自然観察など自然を活かした整備を行い、隣接する工場用地の緩衝緑地として調和を図ります。

公園緑地・オープンスペースの整備方針

本地域では、緑豊かな住環境を維持・増進させながら、高齢者や障害者にやさしい公園緑地・オープンスペースの確保を図ります。

そのため、運動公園は利便性の高い既存市街地に隣接して配置し、既存の植生と地形を活かした施設を整備するほか、既存の街区公園のバリアフリー化等を図ります。

公共下水道ほかの整備方針

公営住宅泉団地や東泉団地の建替は、周辺の環

境改善に資するように、必要となる関連する施設整備も合わせて行うほか、道路の冠水対策を進めます。

また、雨水対策を促進します。

(3) コミュニティ施設の整備方針

本地域では、高齢者や障害者に配慮しながら、住民全員が交流しやすいコミュニティ施設の確保・充実を図ります。

そのため、既存の集会施設についてバリアフリー化の促進等を図ります。また、子供と高齢者等の多世代の交流、地域内外との交流、地域と学校等の交流を図る場としての既存公共施設や学校施設の活用を検討します。

4 テーマを大切にしたまちづくり構想

4 - 1 テーマのあるまちづくり

テーマ別まちづくり構想は、地域生活の上でその解決が緊急となっている街づくり上の課題と中標津町の総合計画における重点的な都市整備上の課題から、以下の内容としています。

安全・安心のまちづくり：安心して子育てや生活のできる安全なまちづくり構想

交流と活力のあるまちづくり：地域を元気にするまちづくり構想

自律と共生のまちづくり：地域の教育力を高めるまちづくり構想

冬の快適なまちづくり：冬の快適なまちづくり構想

(1) テーマ設定の基本的考え方

まちづくりテーマは、地域生活の上でその解決が緊急となっている街づくり上の課題（安全性や安心感の確保、豊かな自然との共生、冬の快適

な生活の確保など）、中標津町の総合計画における重点的な都市整備上の課題（観光客や地域内の交流の活発化、産業の振興、効率的な都市経営など）から設定します。

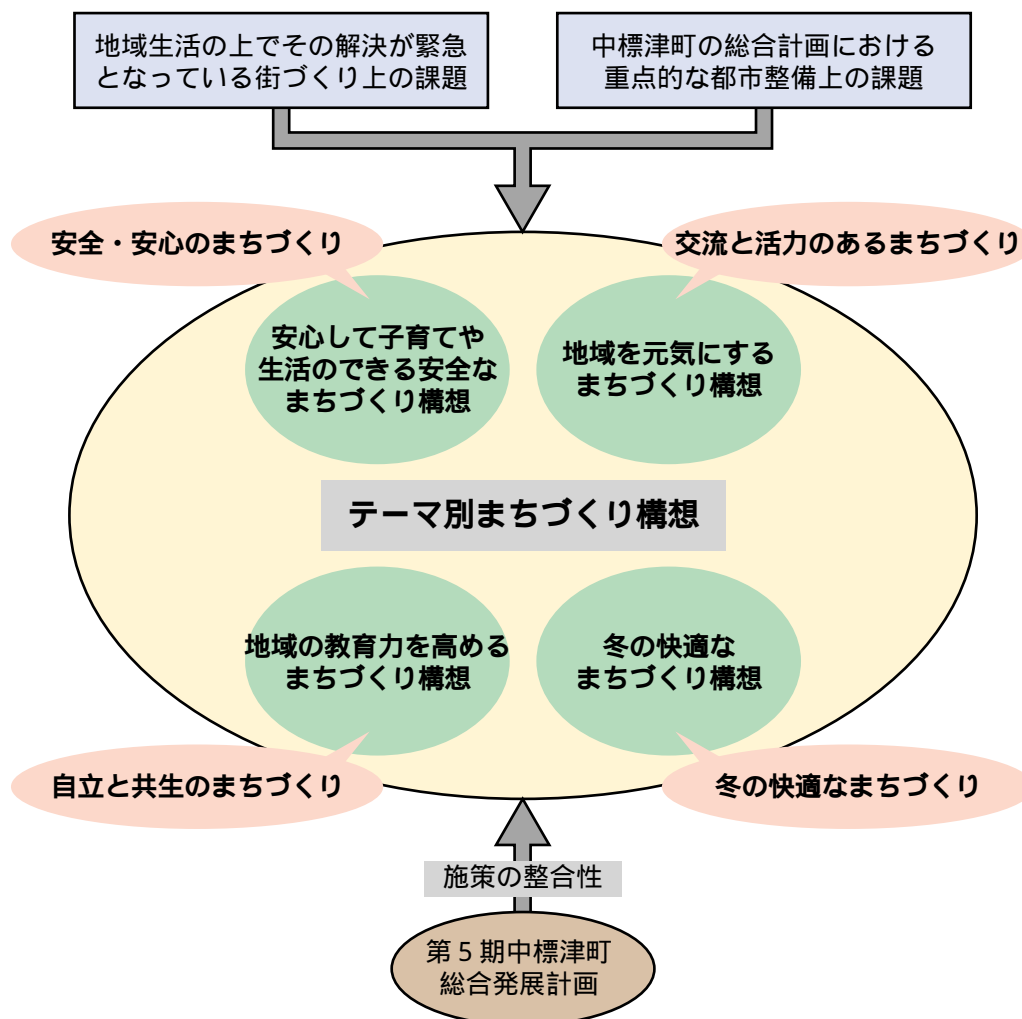


図 テーマ設定の基本的考え方

(2) テーマ別対象領域と構想名

安全・安心のまちづくり：安心して子育てや生活のできる安全なまちづくり構想

“安全・安心のまちづくり”は、「快適で安全な生活環境の形成～安心して暮らせる総合防災対策の推進（防災・消防・救急）、安全に暮らせる環境づくり（生活安全）」、「健康でひとにやさしいまちづくり（保健・医療、地域福祉・障害者福祉、高齢者福祉、社会福祉・社会保障、子育て支援、青少年育成）」、「多様な交流と町民活動の促進～明るい地域社会づくり（コミュニティ・まちづくり）」に関する分野を中心とした都市づくりや地域別街づくりの方針を定めるものです。

ここでは、その構想名を“安心して子育てや生活のできる安全なまちづくり構想”とします。

交流と活力のあるまちづくり：地域を元気にするまちづくり構想

“交流と活力のあるまちづくり”は、「地域性を活かした多様な産業の振興（農業・林業・商工業・産業全般・観光）」、「多様な交流と町民活動の促進（国際化・地域間交流、北方領土）」に関する分野を中心とした都市づくりや地域別街づくりの方針を定めるものです。

ここでは、その構想名を“地域を元気にするまちづくり構想”とします。

自律と共生のまちづくり：地域の教育力を高めるまちづくり構想

“自律と共生のまちづくり”は、「環境共生型社会の創造（環境保全、廃棄物処理、排水処理）」、「快適で安全な生活環境の形成～環境美化・衛生の向上（環境美化・火葬場・墓地）」、「生涯学習の推進（教育、スポーツ、芸術文化）」、「多様な交流と町民活動の促進（男女共同参画）」、「郷土愛に満ちた町民活動と行政運営の推進（町民参加、広報広聴・情報公開、行財政・税務、広域行政）」に関する分野を中心とした都市づくりや地域別街づくりの方針を定めるものです。

ここでは、その構想名を“地域の教育力を高めるまちづくり構想”とします。

冬の快適なまちづくり：冬の快適なまちづくり構想

“冬の快適なまちづくり”は、「快適で安全な生活環境の形成～安全に暮らせる環境づくり（生活安全：総合的雪対策の推進）」に関する分野を中心とした都市づくりや地域別街づくりの方針を定めるものです。

ここでは、その構想名を“冬の快適なまちづくり構想”とします。

4 - 2 安全・安心のまちづくり：安心して子育てや生活のできる安全なまちづくり構想

“安心して子育てや生活のできる安全なまちづくり”は、以下の方針に基づき進めます。

誰もが安心して活動できる市街地中心部の形成

医療・福祉に関する総合的なサービスが効率的に受けられる拠点の形成

安全な移動空間の充実

人にやさしく安全で交流できる施設の充実

(1) 安心して子育てや生活のできる

安全なまちづくりの必要性

中標津町においては、東方沖地震に代表される自然災害への対応や高齢者が安心して暮らせるまちづくり、安心して子育てができると同時に、地域が子どもを育てるまちづくりといった、安全・安心のまちづくりが大きな課題となっています。

(2) 安心して子育てや生活のできる

安全なまちづくりが目指すもの

誰もが“安心して暮らせる安全なまちづくり”のため、高齢者や身障者のみならずすべての住民が、安心して医療や福祉に関するサービスを受取できる市街地中心部の総合的な生活支援・防災拠点化と町立病院や都市公園等を中心とした専門拠点化を図り、また、誰もが安心、安全に移動できる歩行者道路のネットワークをつくります。




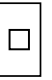


(3) 安心して子育てや生活のできる安全なまちづくり方針

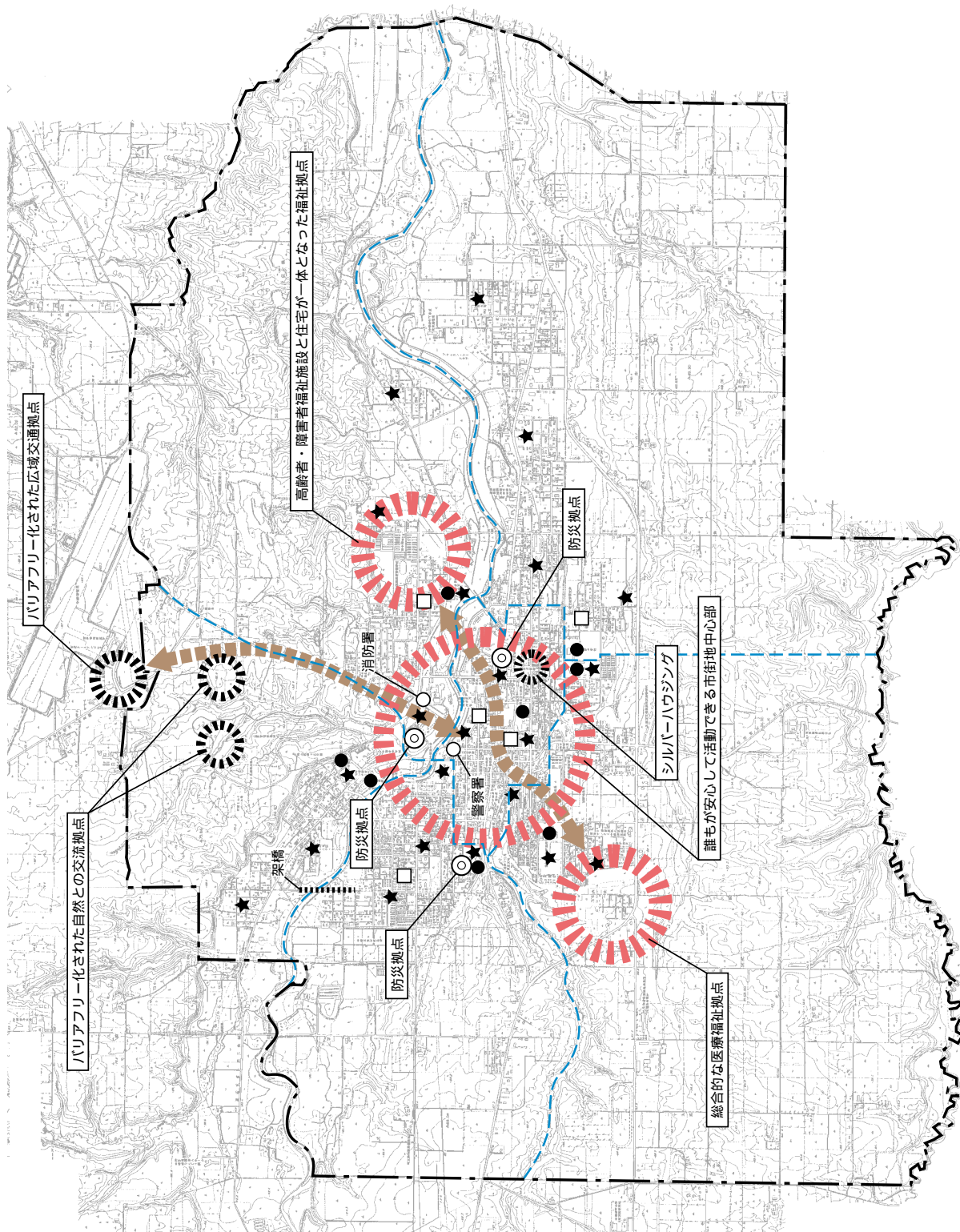
方針	内容
誰もが安心して活動できる市街地中心部の形成	・総合的な地域福祉活動拠点として福祉施設等の整備充実を図るほか、防災や日常の生活拠点として誰もが利用しやすいよう、重点的にユニバーサルデザイン化を進めていきます。
医療・福祉に関する総合的なサービスが効率的に受けられる拠点の形成	・医療施設を中心とした福祉医療拠点の形成と、誰もが住みやすい住宅と交流施設が中心となった福祉・交流拠点の形成を図り、医療・福祉に関する総合的なサービスが効率的に受けられるとともに、健康の維持が図られる環境づくりを目指します。
安全な移動空間の充実	・道路のバリアフリー化の促進やバス輸送機能の充実等により、誰もが安心して移動できる空間、システムの充実を図ります。 ・また、特に、市街地中心部と医療福祉拠点、福祉交流拠点を結ぶ移動空間についてユニバーサルデザイン化を進めていきます。
人にやさしく安全に交流できる施設の充実	・避難所等の防災の機能充実や高齢者等が安心して暮らせる住宅の供給、子供からお年寄りまで誰もが利用しやすい交流空間の機能充実を図ります。

中標津町都市計画 マスタープラン

安全・安心のまちづくり

凡例

-  避難所の対象区域
-  緊急避難所
-  避難所
-  保育所・幼稚園
-  人によさしく安全な移動の充実
-  都市計画界



4 - 3 交流と活力のあるまちづくり：地域を元気にするまちづくり構想

“地域を元気にするまちづくり”は、以下の方針に基づき進めます。

- 交流と活力の総合的拠点である市街地中心部の形成
- 健康・スポーツや自然・農業をテーマにした交流環境づくり
- 空港を活用した広域交流と新しい産業の振興
- 既存の商工業の集積を生かした産業の振興
- おもてなしの気持を大切にされた情報提供の充実

(1) 地域を元気にするまちづくりの必要性

中標津町においては、豊かな生活を求め、自然との交流やスポーツを通じての交流、文化交流等様々な交流の拡大とネットワーク化が求められています。

一方、地域産業についても、空港や農業試験場、商工業の集積を生かした交流人口の増大による活性化が求められています。

(2) 地域を元気にするまちづくりの目指すもの

レクリエーションと産業の両面からの“地域を元気にするまちづくり”のため、レクリエーション

ン面での“高齢者や身障者のみならずすべての町民が様々な水準で参加できる多様なスポーツ・レクリエーション環境”及び“農業や自然と楽しめる環境”とともに、産業面での“空港や広域交通体系といった広域交通拠点としての優位性やインターネット等に代表される情報ネットワークを活かし、既存の商工業・流通産業の集積を基盤とした新たな産業振興を図るための受け皿”を、市街地中心部では総合活性化拠点として、また、ゆめの森公園や空港周辺等では専門活性化拠点を形成すると同時に、多様な移動ネットワークをつくり





(3) 地域や子供を元気にするまちづくり方針

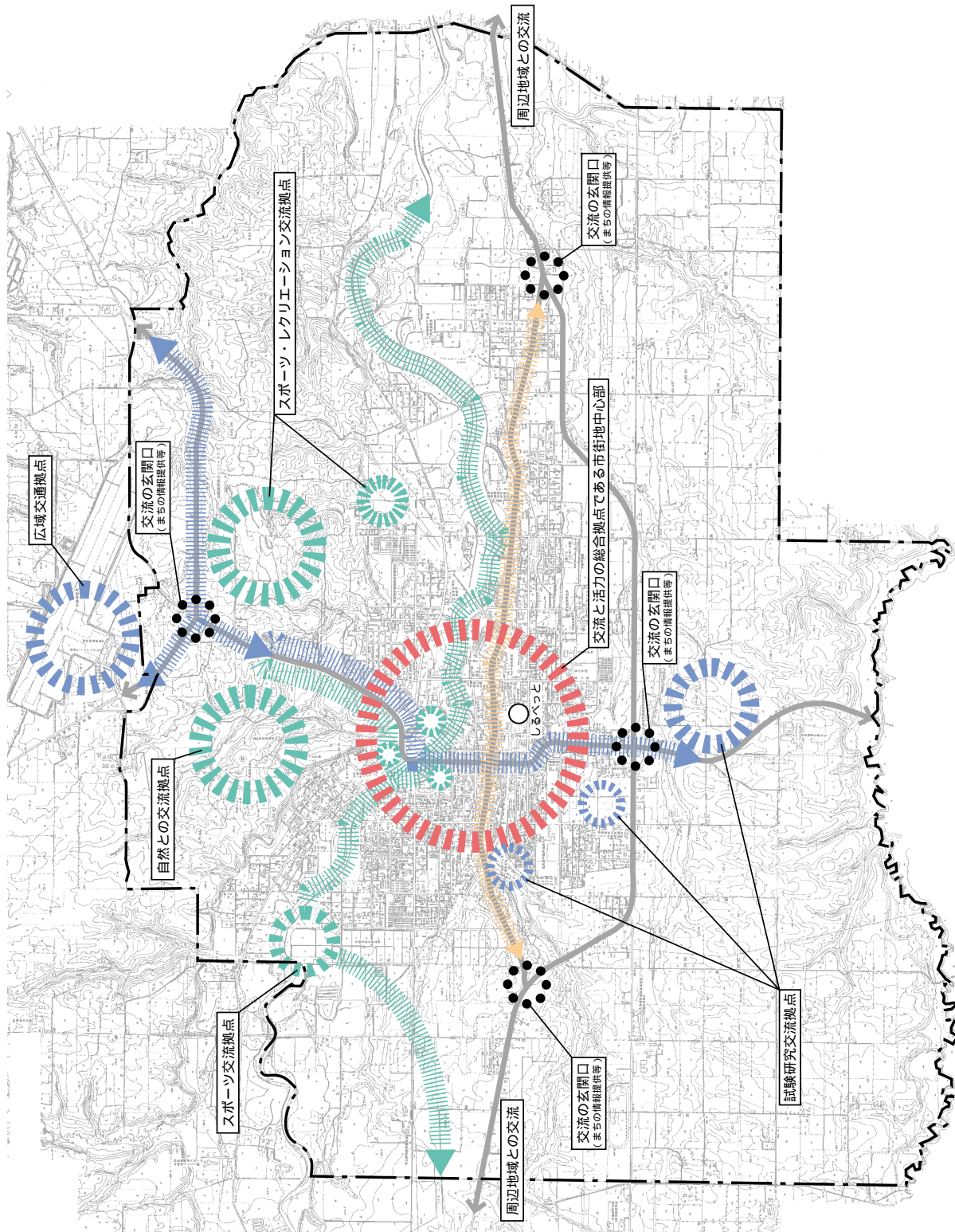
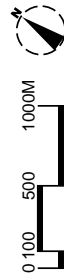
方針	内容
交流と活力の総合的拠点である市街地中心部の形成	・文化、芸術を楽しむことはもとより、顔を向きあわせての交流など様々な交流を図ることができ、交流を求めて人が集まる、魅力ある市街地中心部を形成します。
健康・スポーツや自然・農業をテーマにした交流環境づくり	・運動公園の整備やスポーツ施設の機能充実のほか標津川河川敷を生かしたジョギングやウォータースポーツ環境の整備、学校開放などにより、様々な参加型スポーツやニュースポーツが楽しめると同時に専門的な楽しみも享受できるスポーツ環境づくりを進めます。 ・緑を楽しんだりや農村景観や農業体験を楽しめる、都市と自然、農村との交流環境づくりを進めます。
空港を活用した広域交流と新しい産業の振興	・広域交通拠点である空港を生かし、試験研究や臨空型の産業の受け皿づくりを自然環境への負荷に配慮しながら進めます。
既存の商工業の集積を生かした産業の振興	・商業、流通、工業施設の集積を、まとまりを持たせながら高めることにより、集積による効果の発揮や利便性の向上を図ります。
おもてなしの気持を大切にされた情報提供の充実	・町外からの観光客等に対し、まちのイメージ向上やより深いまちへの理解の促進を目的に、より親切・丁寧な情報提供をおこないます。

中標津町都市計画 マスタープラン

交流と活力のあるまちづくり

凡例

-  スポーツ・レクおよび自然・農業との交流軸
-  広域交流・産業振興軸
-  商業・工業・流通振興軸
-  都市計画界



4 - 4 自律と共生のまちづくり：地域の教育力を高めるまちづくり構想

“地域の教育力を高めるまちづくり”は、以下の方針に基づき進めます。

市街地拡大のバッファの形成

地形や河川環境を大切にした市街地の形成

まちの歴史と自然を伝える緑園都心の形成

地域の自然や歴史と触れ合える共生ネットワークの形成

子供からお年寄りまでの幅広い参加・協働

(1) 地域の教育力を高めるまちづくりの必要性

中標津町においては、市街地の無秩序な拡大、自然環境の荒廃、環境への負荷の増大といった課題があります。

一方で、保安林や酪農といった地域の歴史や文化、資源にみられる「中標津らしさ」に対する住民意識が高まりつつあります。

(2) 地域の教育力を高めるまちづくりの目指すもの

高齢社会・成熟社会を迎えるにあたって、持続的な発展に向けて地域が自律し、自然や歴史と共生する“地域の教育力を高めるまちづくり”のため、環境負荷の抑制に向けた市街地の高密度化と同時に、市街地中心部の地域の歴史や豊かな自然環境を子どもたちに伝える地域教育拠点化を図り、多様な共生ネットワークを、子供からお年寄りまでが、個人さらには学校や町内会などを通じて幅広く参加し、協働のもとでつくります。








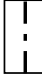
(3) 地域の教育力を高めるまちづくり方針

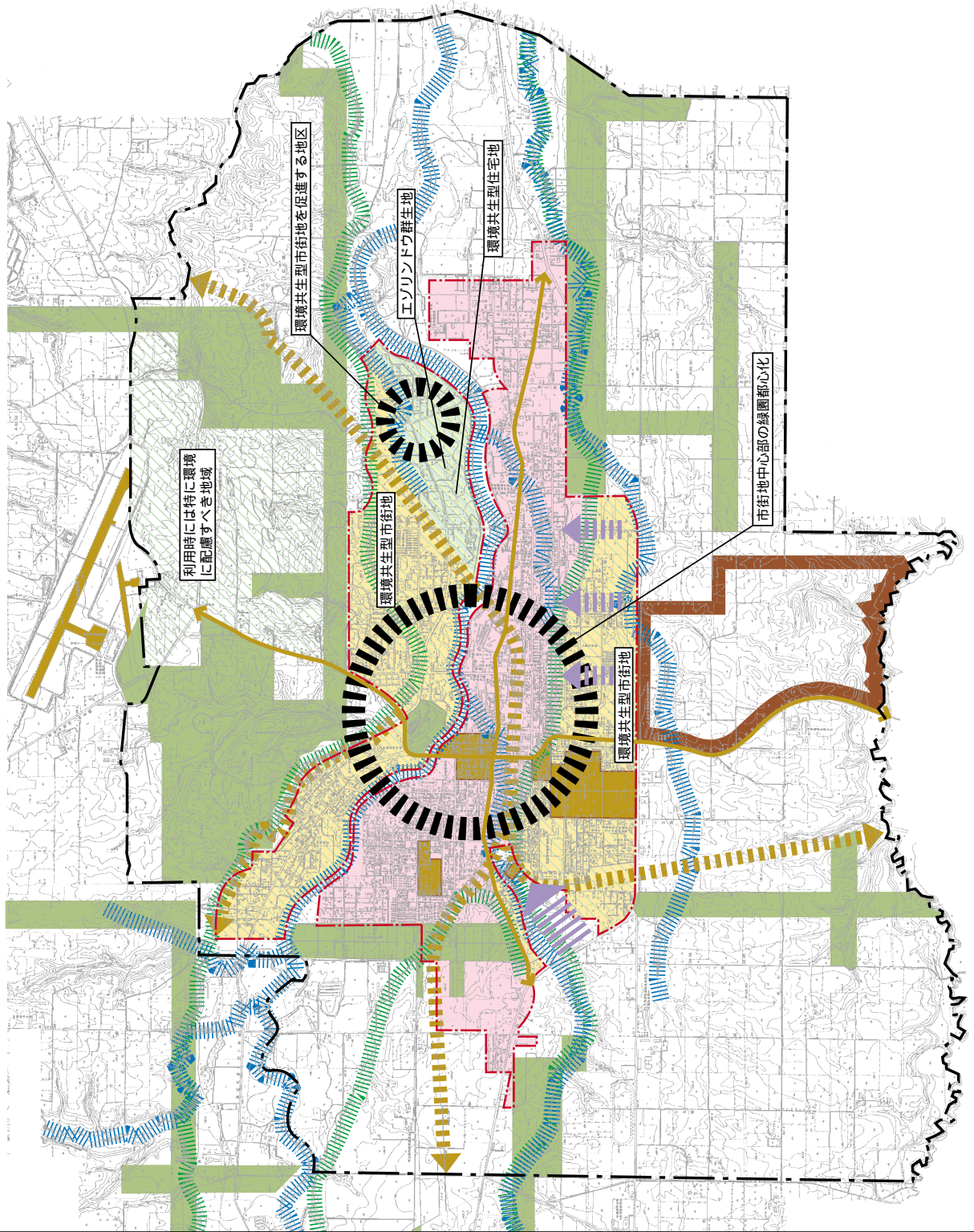
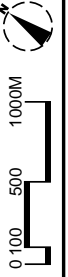
方針	内容
市街地拡大のバッファの形成	・優良農地や保安林、河川などを市街地拡大のバッファとして活用するとともにその保全を図っていきます。
地形や河川環境を大切にした市街地の形成	・標津川等の河川や標津川が作り出した河岸段丘を大切にするとともに、それらを活用した自然や自然が作り出した景観と共生する市街地形成を図ります。
まちの歴史と自然を伝える緑園都心の形成	・鉄道跡地や標津川、タワラマップ川があるなど自然や歴史を学ぶ事ができる場があるとともに交流や学習機能が集積している市街地中心部を、歴史と自然を伝える緑園都心として整備を図ります。
地域の自然や歴史と触れ合える共生ネットワークの形成	・鉄道跡地を始めとする酪農を中心とした農業に関する産業遺産や近代化遺産などを活用し、自然やまちの歴史と触れ合える共生ネットワークを形成します。
子供からお年寄りまでの幅広い参加・協働	・身近なまちづくり活動において、子供からお年寄りまでが、個人さらには学校や町内会などを通じて幅広く参加し、協働することによって、地域コミュニティの向上や健全な子供の教育を図ります。

中標津町都市計画 マスタープラン

自律と共生のまちづくり

凡例

-  川との共生軸
-  地形（段丘）との共生軸
-  市街地拡大のバリアとして
守り生かす緑
-  守るべき武佐丘への眺望
-  地域の自然や歴史と触れ合える
共生ネットワークの形成
-  環境に配慮しながら有効利
用する市街地
-  都市基盤施設重点整備区域
-  都市計画区域境界



4 - 5 冬の快適なまちづくり構想

“冬の快適なまちづくり”は、以下の方針に基づき進めます。

- 北国にふさわしい住宅・住宅地の形成
- 冬の遊び場の創出
- 冬でも快適な活動拠点の形成
- 官民一体となった総合的雪対策の充実

(1) 冬の快適なまちづくりの必要性

中標津町においては、11月から3月くらいの5カ月は雪と厳しい寒さの中で暮らしとなります。したがって、除排雪のみならず親雪や積雪寒冷の中での移動手段の確保、快適な住宅地・住宅の確保が大きな課題となっています。

(2) 冬の快適なまちづくりの目指すもの

“冬の快適なまちづくり”のため、北国にふさわしい住まいや冬ならではの楽しみを体験できる市街地中心部の総合的な冬対策（防寒・耐雪・利雪・親雪）拠点化を図り、冬期の快適な交通ネットワークをつくります。

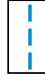


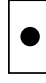

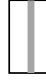

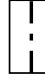
(3) 冬の快適なまちづくり方針

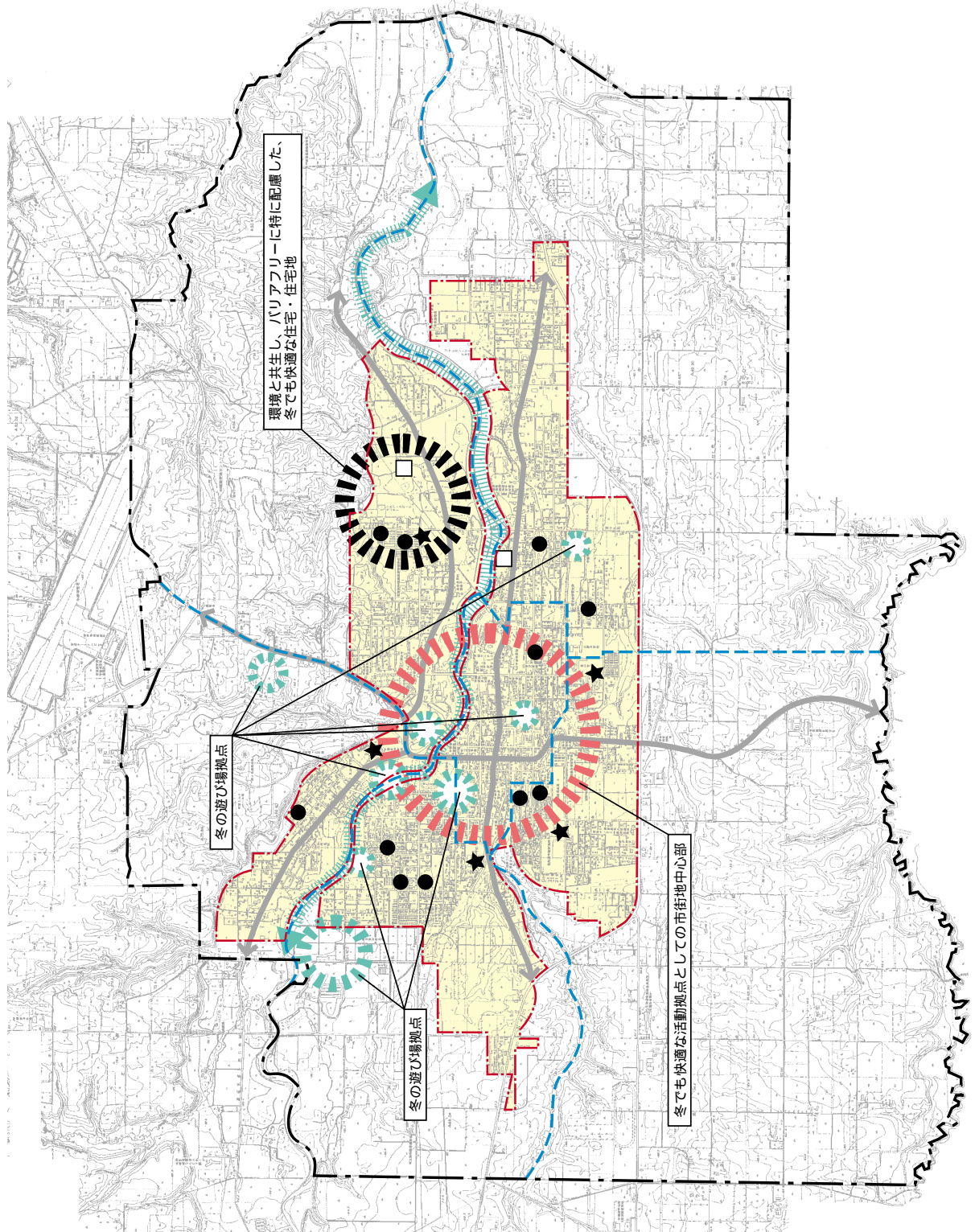
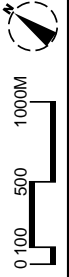
方針	内容
北国にふさわしい住宅・住宅地の形成	・積雪寒冷地にふさわしい快適に居住できる住宅の供給や交通ネットワークの整備等により冬でも暮らしにくさを感じさせない住環境づくりを進めます。
冬の遊び場の創出	・冬でも楽しく遊べる公園や冬ならではのイベント開催や場の創出を図ります。
冬でも快適な活動拠点の形成	・誰もが四季を通じて快適に様々な活動ができるような市街地中心部の整備を図ります。
官民一体となった総合的雪対策の充実	・パートナーシップによる除排雪等住民間の連携や住民と行政との連携による効率的・効果的な除排雪体制をつくります。

中標津町都市計画 マスタープラン

冬の快適なまちづくり

凡 例

-  パートナーシップによる除雪
区域
-  雪捨て場
-  冬でも快適に集えるパブリック
オープンスペースと冬の快
適な移動を確保するバス停
-  冬でも快適な住宅・住宅地
-  冬の遊び場軸
-  重点的に冬期対策を行うべき
道路
-  重点的に除雪を行う範囲
-  都市計画界



5 パートナーシップによる実現化方策

5 - 1 都市計画マスタープランの実現化

都市計画マスタープランの実現化に向けては、都市づくりや地域別街づくりに関する事業等について、内容の事前検討段階から許可等の決定段階までの住民・行政・専門家等による評価・判断・誘導のしくみづくり、テーマ別まちづくりの実現化に向けて、住民・行政・専門家等のパートナーシップによる総合的で横断的な取り組みが計画的なプログラムのもとで進められる戦略的なプロジェクトの推進、に取り組みます。

中標津町の都市計画マスタープランは、“都市づくり構想”と“地域別街づくり構想”による2段階のプランと、“テーマ別まちづくり構想”によるハードとソフトの複合したプランで構成されています。

“都市づくり構想”と“地域別街づくり構想”による2段階のプランの実現化に向けては、行政と住民が協働して、明確な基準と透明なプロセスのもとで、各プランの整合性や土地利用・施設整備・事業負担・波及効果等を評価し、適切な方向へ誘導することが必要であることから、「都市づ

くりや地域別街づくりに関する事業等について、内容の事前検討段階から許可等の決定段階までの住民・行政・専門家等による評価・判断・誘導のしくみづくり」に取り組みます。

また、“テーマ別まちづくり構想”によるハードとソフトの複合したプランの実現化に向けては、「住民・行政・専門家等による総合的で横断的な取り組みが計画的なプログラムのもとで進められる戦略的なプロジェクトの推進」に取り組みます。

5 - 2 住民・行政による検討から決定までのしくみづくり

“都市づくりや地域別街づくりに関する事項等について、内容の事前検討段階から許可等の決定段階までの住民・行政・専門家等による評価・判断・誘導のしくみづくり”は、必要に応じた住民・行政・専門家等の適切な参画、事業の検討・決定プロセスの公開、都市計画マスタープランに基づく評価・判断・誘導、既存のまちづくりに関係する条例等との連携、の4点を基本的考え方とします。

その上で、“都市づくり構想対応型の検討・決定システム”と“地域別街づくり構想対応型の検討・決定システム”をつくります。

また、システムの中核となる組織の設立に向けては、策定委員や地域別街づくりワークショップなどへの参加者を中心とした継続的な協議体制づくりとともに、行政内部の新たな体制の検討を進めます。

(1) 評価・判断・誘導のしくみづくりに向けた基本的考え方

都市づくりや地域別街づくりに関する事項等について、内容の事前検討段階から許可等の決定段階までの住民・行政・専門家等による評価・判断・誘導のしくみづくりを支える基本的考え方を以下の4点とします。

必要に応じた住民・行政・専門家等の適切な参画
 事業の検討・決定プロセスの公開
 都市計画マスタープランに基づく評価・判断・誘導
 既存のまちづくりに関係する制度等との連携

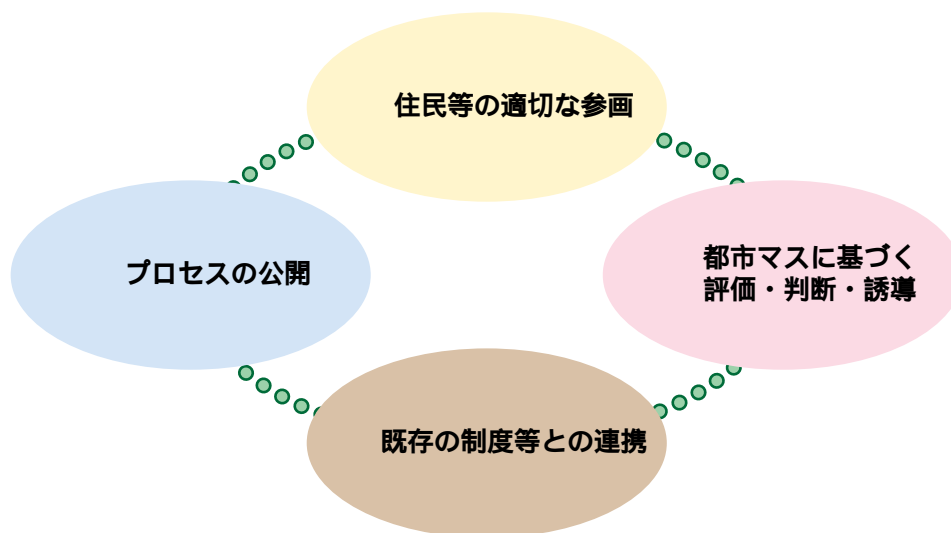


図 しくみづくりに向けた基本的考え方

(2) 都市づくり構想対応型の検討・決定システム

都市づくり構想対応型の検討・決定システムは、都市づくりに係わる事項を対象に、住民・行政・専門家等の適切な参画のもとで、都市計画マスタープラン（主に、都市づくり構想）に基づく評価・判断・誘導を行い、既存の都市づくりに関係する制度等（都市計画決定や開発行為の申請手

続きなど）との連携を基本とし、事業内容の事前検討段階から許可等の決定段階までの一貫した体制をつくります。

都市づくりに係わる事項としては、都市づくり構想に係わる事項、都市計画決定（地区計画決定）に関する事項、大規模な土地開発・建設に係わる事項、都市づくり構想との整合性を図

るべき地域別街づくり構想・テーマ別まちづくり構想に関わる事項などを想定しています。

システムの中核となる組織構成は、事業内容の事前検討段階においては、検討対象となる事項に関する事業等の責任主体、地域の住民代表、都市計画審議会などのオンブズマン的組織代表者、

行政を主体に、必要に応じて、学識経験者やコンサルタントなどの専門家、NPOなどを加えることを想定しており、事業の許可等の決定段階においては、検討対象となる事項に関する行政を想定しています。

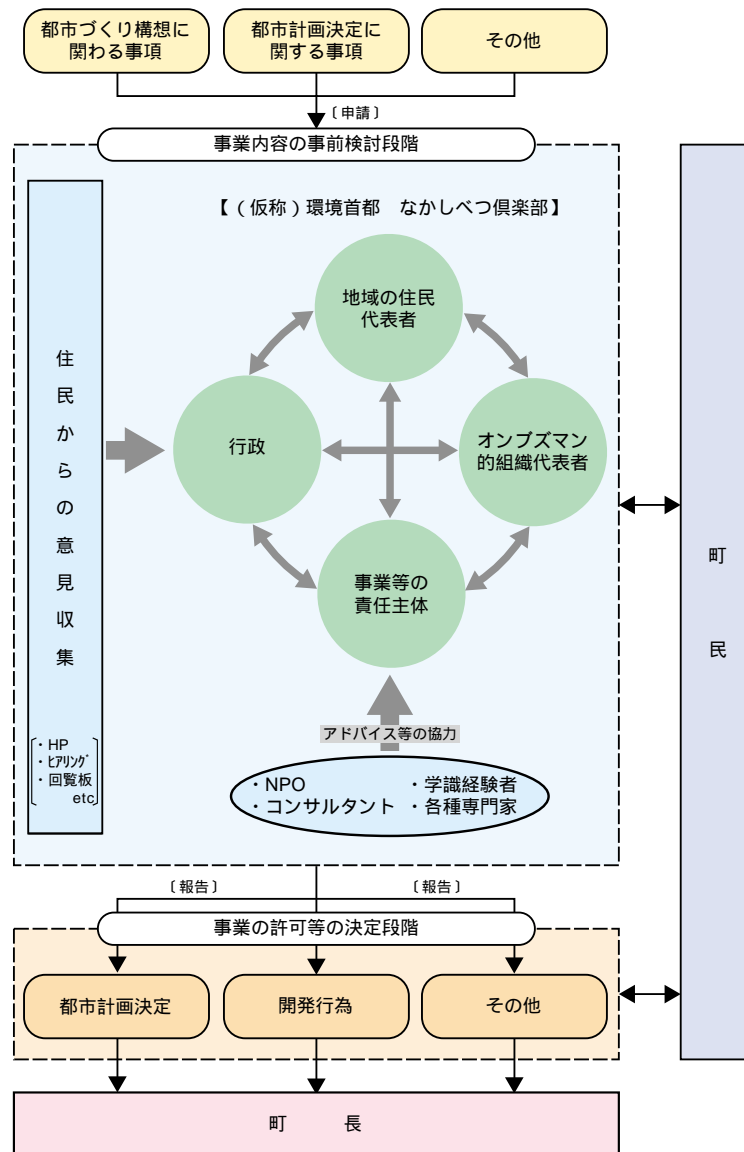


図 都市づくり構想対応型の検討・決定システム

(3) 地域別街づくり構想対応型の検討・決定システム

地域別街づくり構想対応型の検討・決定システムは、地域別街づくりに係わる事項を対象に、町内会の代表者・地域住民、行政等の適切な参画のもとで、都市計画マスタープラン(主に、地域別街づくり構想)に基づく評価・判断・誘導を行い、既存の街づくりに関係する制度等(地区計画決定

や建築確認の申請手続きなど)との連携を基本とし、事業内容の事前検討段階に重点を置く体制をつくります。

地域別街づくりに係わる事項としては、地域別街づくり構想に係わる事項、地区計画(都市計画決定)に関する事項、小規模な土地開発・建設に係わる事項、地域別街づくり構想との整合性を図るべき都市づくり構想・テーマ別まちづ

くり構想に関わる事項などを想定しています。

システムの中核となる組織構成は、事業内容の事前検討段階においては、検討対象となる事項に関する事業等の責任主体、町内会代表者、地域

の住民を主体に、必要に応じて、行政などを加えることを想定しており、事業の許可等の決定段階においては、検討対象となる事項に関する行政を想定しています。

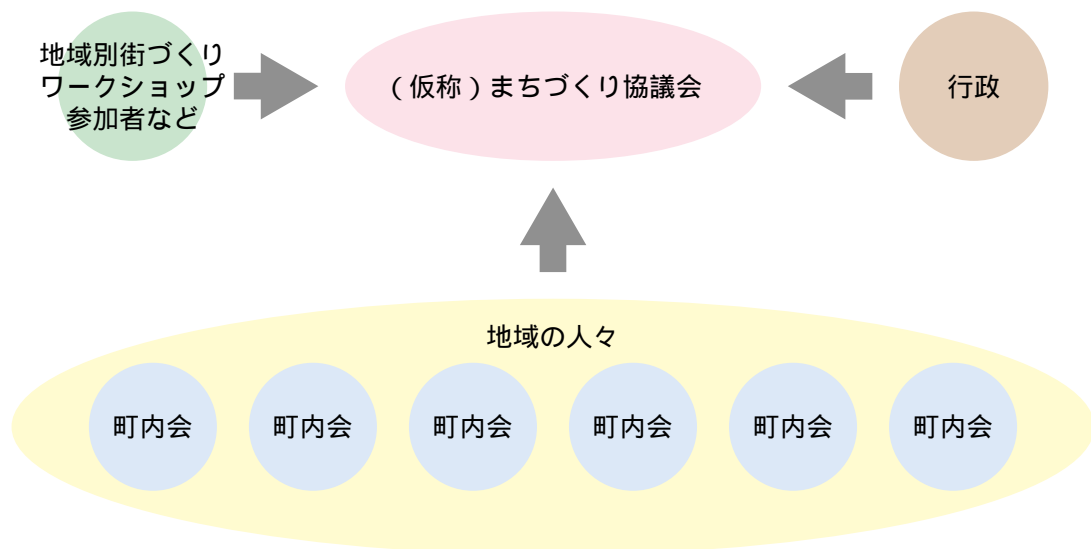


図 地域別街づくり構想対応型の検討・決定システム

(4) システムの中核となる組織の設立

策定委員や地域別街づくりワークショップなどへの参加者を中心とした継続的な協議体制づくり

都市計画マスタープランの策定委員や地域別街づくりワークショップなどへの参加者は、町民の代表であるとともに、中標津町を強く愛する町民のひとりです。よって、これまでの策定のプロセスを広く伝えるとともに、これからの都市づくりや地域づくりの担い手として継続的に関わることが求められます。

以上のことから、都市計画マスタープランの実現に向けたシステムの中核となる組織の設立は、第5期中標津町総合発展計画策定の各種委員や参加者とともに、都市計画マスタープランの策定委員や地域別街づくりワークショップなどへの参加者を中心とした継続的な協議体制をつくることから始めます。

都市づくり構想対応型の検討・決定システムの中核となる組織については、策定委員や第5期中標津町総合発展計画策定の各種委員と中標津町都市計画審議会等を母体に“(仮称)環境首都な

かしべつ倶楽部”などの組織を立ち上げ、都市の主要課題の解決や重点事業・プロジェクトの実施を目的とした検討や活動に取り組みます。

また、地域別街づくり構想対応型の検討・決定システムの中核となる組織については、地域別街づくりワークショップへの参加者と既存の町内会を母体に“(仮称)まちづくり協議会”などの組織を立ち上げ、地域の主要課題の解決や重点事業・プロジェクトの実施を目的とした検討や活動に取り組みます。

行政内部の新たな体制の検討

都市計画マスタープランを実現するためには、専門性が高く、地域の事情に明るい行政の総合的で横断的な取り組みが必要です。

以上のことから、プロジェクトの立ち上げ、総合的で横断的な取り組みが可能な組織体制など、都市計画マスタープランの実現化に向けた行政内部の新たな体制の検討を行います。

5 - 3 パートナーシップ・プロジェクト

“ テーマ別まちづくりの実現化に向けて、住民・行政・専門家等による総合的で横断的な取り組みが計画的なプログラムのもとで進められる戦略的なプロジェクトの推進 ” は、 安心して暮らせる安全なまちづくり構想の実現、 地域を元気にするまちづくり構想の実現、 地域の教育力を高めるまちづくり構想の実現、 冬の快適なまちづくり構想の実現、 緑園都心構想の実現、 パブリックオープンスペース・ネットワーク構想の実現、 の6点を基本的考え方とします。

(1) 戦略的なプロジェクトの推進に向けた基本的考え方

テーマ別まちづくりの実現化に向けて、住民・行政・専門家等による総合的で横断的な取り組みが計画的なプログラムのもとで進められる戦略的なプロジェクトの推進を支える基本的考え方を以下の6点とします。

安心して暮らせる安全なまちづくり構想の実現

地域を元気にするまちづくり構想の実現

地域の教育力を高めるまちづくり構想の実現

冬の快適なまちづくり構想の実現

緑園都心構想の実現

パブリックオープンスペース・ネットワーク構想の実現

に育つタウン景観ネットワークの形成 ” の視点のもとに構想します。

地域別街づくりプロジェクトは、6地域毎の住民意向を反映させて構想します。

(2) 戦略プロジェクト・重点プロジェクト ・地域別街づくりプロジェクトの視点

戦略プロジェクトは、都市づくり構想の実現に向け、“コンパクトな都市規模の維持”、“まちの総合拠点の形成”、“地域アイデンティティの醸成とともに成熟する交流拠点の形成”、“住民の余暇活動の充実と交流拠点の形成”、“新たな産業活力導入のための受け皿の形成”、“誰もが安全に安心して暮らせるまちの形成”、“地域コミュニティとともに育つタウン景観ネットワークの形成”、“持続可能な都市づくりを担うパートナーシップ体制の構築”といった視点のもとに構想します。

重点プロジェクトは、戦略プロジェクトの中から、実現可能性と事業効果の高さを念頭に“地域アイデンティティの醸成とともに成熟する交流拠点の形成”とともに、“地域コミュニティとともに

(3) 戦略プロジェクト

目的	プロジェクト	プロジェクト概要
コンパクトな都市規模の維持	都市近郊農業活性化プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> コンパクトな市街地形成を図るため、市街地に隣接する農地の保全（優良農地）や活用（体験農場）を図ります。 特に、市街地に隣接する農地では、都市住民が積極的に参画する“都市と農村の交流”や“地球環境にやさしい農業の展開”を図り、都市住民の都市近郊農地の重要性に対する意識の向上と農家の営農継続意欲の向上を促進します。
	まちなか保安林保全・活用プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> コンパクトな都市規模の維持を図るため、ミレニアムプランにおいて貴重な自然環境として位置づけられた保安林や緑地等の都市内保安林等を保全・活用します。 特に、保安林等の間伐材の利用促進による保全・活用資金の確保を図り、保安林等の持続可能な維持・管理システムの構築を目指すほか、保安林等における環境教育等を実施することにより、都市内の保安林や緑地に対する都市住民の意識向上を促進します。
	地域教育緑向上プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> コンパクトな都市規模の維持を図るため、市街地に隣接する公園・緑地の整備・保全・活用を図ります。 特に、公園・緑地等における環境教育等を実施することにより、都市内の公園・緑地に対する都市住民の意識向上を促進します。
まちの総合拠点の形成	緑園都心プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> 町民の歴史の中心舞台であり、貴重な自然が残る市街地（中心部）で、居住や商業・業務、文化や交流といった様々な機能の再活性化を図るため、人や歴史、自然を基軸とした環境づくりを図ります。 また、将来のまちづくりに求められる少子高齢化や新産業創出、情報化などのニーズに対する環境づくりを重点的に進め、新たな市街地（中心部）の役割の創出を目指します。 これらの環境づくりや新たな役割の創出については、行政と住民のパートナーシップにより実現させます。
地域アイデンティティの醸成とともに魅力が深まる交流拠点の形成	エコミュージアム・まち全体が自然と酪農の博物館プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> このプロジェクトは、中標津町の都市及び農村を包括するまち全体を「中標津の自然や歴史、文化の博物館」（オープンミュージアム）とみため、地域内外の人への地域資源の情報提供、学習機会の提供、体験の提供地域資源へのアクセスの確保等を図ることにより、地域住民には地域への愛着心や誇りを感じてもらい、地域外の人達には地域の魅力を体験してもらうことにより、交流の増大とともに拠点の形成を図ることを目的としているものです。
住民の余暇活動の充実と交流拠点の形成	スポーツパーク・タウンプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> 誰もが様々な水準でスポーツやレクリエーションを楽しめる健康なまちづくりのため、高齢者や身障者のみならずすべての町民が参加できるスポーツ・レクリエーション環境の形成を図ります。 また、それらの拠点の間をジョギングロードやサイクリングロード等スポーツを楽しみながら移動できることを目指します。
新たな産業活力導入のための受け皿の形成	環境共生型臨空産業クラスタープロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> 環境を大切にしたまちづくりとの連携、空港や交通結節点を有する広域拠点としてのまちの比較優位性の展開、インターネット等に代表される情報ネットワークの活用などによる新たな産業クラスターの形成と同時に、環境負荷が少ない産業振興拠点づくりを図ります。
誰もが安全に安心して暮らせるまちの形成	安全・安心拠点形成プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> 誰もが安全に安心して暮らせるまちづくりのため、高齢者や身障者のみならずすべての町民が、安心して医療や福祉に関するサービスを受受できる施設の集積した拠点と、安心して様々な都市的サービスを受けられる中心市街地の形成を図ります。 特に、それらの拠点や中心市街地の間を自家用車を使用せずに移動できると同時に、中心市街地内の道路のほとんどはユニバーサルデザイン化されていることを目指します。
地域コミュニティとともに育つタウン景観ネットワークの形成	花と緑の大回廊プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> このプロジェクトは、行政と町内会等の地域住民とが役割分担し、家庭から出る生ごみの堆肥を使いながら、花と街路樹によるうらおいのある沿道景観づくりを行うというもので、市街地の緑化およびそれをきっかけとした地域コミュニティの育成や環境負荷の低減、ごみの軽減化といった環境意識の向上を目的としているものです。
持続可能な都市づくりを担うパートナーシップ体制の構築	まちづくりサポートカンパニープロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> 行政と住民が両輪となり、都市マスの施策が持続的に展開することを目指し、ボランティア組織、NPO組織等の育成や地域コミュニティの育成、行政と住民、住民間での情報交換の活発化を図ります。

(4) 重点プロジェクト

エコミュージアム・まち全体が自然と酪農の博物館プロジェクト

～エコミュージアム・まち全体が自然と酪農の博物館プロジェクト～

地域アイデンティティの醸成とともに成熟する交流拠点の形成

ア) プロジェクトの目的と環境イメージ

この「エコミュージアム・まち全体が自然と酪農の博物館プロジェクト」は、地域アイデンティティの醸成とともに成熟する交流拠点の形成を通じて、住民の自律意識の向上や地域内外との幅広い交流を促進すること目的としています。

具体的には、中標津町の都市計画地域、農業地域等を包括する町域全体が、「北海道の開拓や酪農の近代化を支えた道東の“自然や歴史、生活、文化など”の語り部の宝庫である」との地域アイデンティティの再認識を図ることに始まり、特に、地域住民のボランティアやNPOの自発的な活動による地域内外への各種情報・学習・体験機会が様々な拠点において提供されることによって、この地域アイデンティティが醸成され、様々な拠点の交流が一層図られるといった展開を期待しています。

特に、都市計画地域における交流拠点は、市街地中心部における総合交流拠点（しるべつとの活用や博物館等施設の整備）、酪農研究拠点（道立農業試験場活用）、道立ゆめの森公園などであり、農業地域においては、開陽地区、開陽台などを想定し、それらの拠点を河川や歩行者道路、防風林などでネットワークしている環境をイメージしています。

イ) 展開プログラム

ステップ1：自然と酪農の博物館構想の検討

- ・地域資源および人材・組織の把握
- ・官民パートナーシップのもとでの自然と酪農の博物館構想の検討
- ・ボランティア団体等の人材・組織との実現化に向けた勉強会等の開催

ステップ2：モデル事業の実施

- ・モデル事業の検討
- ・ボランティア団体等の人材・組織により構成されるモデル事業推進体制の構築
- ・モデル事業の実施と課題の整理

ステップ3：地域全体への展開

- ・官民パートナーシップのもとでの酪農パイロットオープンミュージアム計画の検討
- ・ボランティア団体等の人材・組織により構成される本格的な事業推進体制の構築
- ・地域全体の交通システムや情報提供システムの整備・充実

花と緑の大回廊プロジェクト

～花と緑の大回廊プロジェクト～

地域コミュニティとともに育つタウン景観ネットワークの形成

ア) プロジェクトの目的と環境イメージ

この「花と緑の大回廊プロジェクト」は、花や緑の景観ネットワークの形成を通じて、環境との共生や住民の自律意識の向上、地域コミュニティの育成を図ることを目的としています。

具体的には、中標津町の主として都市計画地域内で、「生活と密着した環境負荷低減活動や環境美化活動により、花や緑に囲まれた美しいまちをつくること」をテーマに、行政や地域コミュニティが活動を開始することに始まり、特に、“公共施設における大量の生ゴミのコンポスト化と都市の骨格となる道路・公園等の整備・維持・管理のための肥料の供給”といった大きな循環システムと、“地域住民の自発的な活動による生ゴミのコンポスト化と地域の花や緑の整備・維持・管理のための肥料の供給”といったきめ細かな循環システムが構築されることによって、行政の環境意識の向上や地域コミュニティの育成、タウン景観ネットワークの形成が図られるといった展開を期待しています。

特に、都市づくりのレベルでは、“主要な都市基盤施設（道路・公園・河川等）や公共サービス施設、大規模民間施設など”が含まれ、地域レベルでは、“主要な地区基盤施設（区画街路・ポケットパーク等）や地区サービス施設など”の環境を、都市計画地域における花と緑の対象地区としてイメージしています。

イ) 展開プログラム

ステップ1：花と緑の基本計画の策定

- ・地域資源および人材・組織の把握
- ・官民パートナーシップのもとでの花と緑の基本計画の策定
- ・ボランティア団体等の人材・組織との実現化に向けた勉強会等の開催

ステップ2：モデル事業の実施

- ・モデル事業の検討（南3丁目通や西9条通、川沿通等）
- ・ボランティア団体等の人材・組織により構成されるモデル事業推進体制の構築
- ・モデル事業の実施（花壇やプランター、植樹柵の設置や町内会でのコンポストの取り組み普及等）と課題の整理

ステップ3：中心市街地、全町的な展開

- ・官民パートナーシップのもとでの花と緑の基本計画（重点地区～市街地中心部）の検討
- ・ボランティア団体等の人材・組織により構成される市街地中心部・全町の事業推進体制の構築

(5) 地域別街づくりプロジェクト

地域別まちづくりプロジェクトでは、地域コミュニティの育成、身近な緑や水辺の保全と活用、安全・快適な地域環境の確保といった住民の身近な生活環境へのニーズの実現化を念頭に置いた、地域別構想の実現化に資する市街地形成への取り組みを構想しています。

西町地域：未舗装の区画道路を活用し、各家庭の軒先ガーデニングや沿道プランター設置などによる花のネットワークづくりの推進

西町地域は、標津川や森林公園などの水と緑の豊かな自然に囲まれた地域です。一方、住宅地の区画道路は未舗装であるため、自動車通行時の砂埃などによる日常的問題が生じています。

以上のことから、自然と花と共生する市街地の形成に向け“未舗装の区画道路を活用し、各家庭の軒先ガーデニングや沿道プランター設置などによる花のネットワークづくりの推進”を重点方策とします。

この方策により、町内会等による未舗装区画道路へのプランター設置などが、自動車通行時のスピードと砂埃を抑制するといった効果を期待します。

東中地域：ポントワラ川周辺の散策路づくり

東中地域は、標津川、エゾリンドウ群生地、ポントワラ川といった豊かな自然の残る地域です。また、これらの自然は、地域住民に親しまれています。

以上のことから、自然と触れ合う機会の増加に向けた“住民の手づくりによるポントワラ川周辺の散策路づくり”を重点方策とします。

この方策により整備される散策路のイメージは、より身近に自然を感じられるように舗装されておらず、草を刈ってできた小道のようなものに、危険箇所や遊びのポイントなどには案内板を設置するなど、安全面・利用面での情報提供に配慮したものです。

東部地域：行政と地域住民の連携による街路灯の配置

東部地域は、ますみ川に代表される小河川に恵まれると同時に、武佐岳への眺望が素晴らしい緑豊かな住宅地を有していますが、街路灯が少なく中での夜間の歩行などでは、交通安全面での問題が生じています。

以上のことから、安全で安心な環境づくりに向けた“行政と地域住民の連携による街路灯の配置”を重点方策とします。

具体的には、ワークショップなどの手法を用い、街路灯等の配置場所のみならず、維持管理等の方法や役割分担、デザインの在り方などについて検討するとともに、地域の良好な景観形成やコミュニティの醸成につながる地域住民ならではのアイデアを検討します。

中心部地域：花と緑によるまちの顔づくり

中心部地域は、まちの顔と期待されるとともに、タワラマップ川や東7条緑地などに代表される身近な自然が残されています。また、南3丁目通では住民による沿道花壇の管理が行われています。

以上のことから、緑と花に包まれたまちづくりに向けた“住民が中心となった花と緑によるまちの顔づくり”を重点方策とします。

具体的には、既に南3丁目通沿道においての地域住民と行政とが連携して進めている花からのまちづくり活動を核とし、周辺地区の企業や商店街、住宅地等へ声をかけながら活動の輪を広げていくことなどを想定しています。

南部地域：武佐見散歩ルートづくりと沿道のごみ拾い等の環境美化活動

南部地域は、のどかな白樺並木の景観を持つ農業試験場や多くの方々の評価の高いりんどう大橋からの武佐岳への風景を有する地域です。また、地域住民からは、この風景をいかした散歩ルートづくりが期待されています。一方、道路へのごみの不法投棄など、環境美化上の問題が生じています。

以上のことから、美しい武佐岳への風景を楽し

めるまちづくりに向け、“武佐見散歩ルートづくりと沿道のごみ拾い等の環境美化活動”を重点方策とします。

特に、白樺並木は、通学などに使われるとともに武佐岳への風景が確保できることから評価の高い道路であることから、沿道での花植や住民や学生を巻き込んだゴミ拾い等の環境美化活動、自動車のスピード低減を呼びかける看板設置などといった展開が考えられます。

西部地域：花や緑による良好な地域の景観づくり

西部地域は、保安林や先史・史跡の緑、標津川河畔の緑など、身近な歴史と自然の豊富な地域です。一方、公園や空地におけるごみの不法投棄など、環境美化上の問題が生じています。

以上のことから、環境美化に楽しく取り組むまちづくりに向け、“花や緑による良好な地域の景観づくり”を重点方策とします。

具体的には、既に西11条通沿道においての地域住民と行政とが連携して進めている花からのまちづくり活動を核とし、周辺地区の沿道や空地を対象に加えながら、環境美化活動の輪を広げていくことなどを想定しています。

用 語 解 説

あ

アイデンティティ

自分の存在を感じるといった意味の英語で、都市マスの中では地域性の理解や地域への愛着、誇りといった意味で使っています。

アクセス

近接、近づくこと、またはそのための手段のことです。

い

移動制約者

高齢者や車いす利用者のほか、一時的な怪我などにより歩行が困難な方、妊婦、荷物を持つ人、車を持っていない人など、移動に制約があると考えられる方々全般のことです。

インターネット

コンピューターを使い相互に情報の送受信ができるシステムのこと。

う

ウォータースポーツ

海や川などで楽しむスポーツのことで、釣りやカヌーなどがあげられます。

え

エコミュージアム

地域全体を博物館と見立てて、地域内外の人達と交流したり地域を学習したりする活動のことです。

エヌピーオー（NPO）

NPOとはNon（非）Profit（利益）Organization（組織）の略で、営利目的ではない目的の実現のために活動する組織のことをいいます。新聞などでは「民間非営利組織」と後書きされていることが多くみられます。

また、一般にNPOといえば、上記のような活動をする、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づいた特定非営利活動法人（NPO法人）である団体のことをいいます。

お

オープンミュージアム

野外博物館といった意味。

オンブズマン

議会が任命する行政監視員のこと。本都市マスでは「オンブズマン的組織代表者」というものを想定していますが、これは都市マスに基づいて施設整備等の議論がなされているか等について監視する役割の担う方々の意味で使っています。

か

ガーデニング

庭いじりのこと。

海軍飛行場（海軍空港建設）

正式名称を「海軍標津航空第2基地」といい、現在の中標津空港の前身です。本土決戦に備え昭和18年に着工しましたが未完成のうちに終戦となりました。なお道東には海軍飛行場3カ所、陸軍飛行場が4カ所建設されました。

ガイドプラン

ここではある目的を実現するための道標となるような方法等について検討、整理した計画として使っています。

開発行為

主として建築物の建築またはアスファルトプランや野球場、遊園地等の特定工作物の建設を目的に行う土地の区画・形質の変更をいいます。ここで土地の区画・形質の変更とは、宅地造成に伴う道路の新設、盛土、整地などをいいます。

街灯

街灯には街路灯、防犯灯の2種類があります。街路灯は交通安全の確保を目的に交通量の多い市街地内の道路に設置されます。防犯灯は犯罪防止を目的に、地域の自治会の申請により設置費や維持管理費の補助が行政から出されます。

河岸段丘

河道の変化などにより河岸が階段状になっている地形のこと。

カルテ（都市カルテ）

まちの様子を把握、診断するため、まちの統計

データ等を体系的に整理したもの。

環境共生

環境へのダメージを抑制しながら人間も快適な暮らしをして行こうという考え方。

環境首都

本都市マスで中標津町の目指す将来像として設定した造語です。首都とは一般に政治の中心地で大都会というイメージがありますが、ここでは「環境に関してはこのまちが最先端で取り組んで行こう」という意気込みを表すための言葉として使っています。

環境負荷

環境へのダメージのこと。

環状線

路線が環状形（輪の形）となっている道路もしくはその一部を構成している道路のこと。

緩衝緑地

都市計画において、騒音等の公害防止をはかることを目的に、その発生源と背後の市街地とを遮断分離するために設ける緑地のことです。

冠水

排水溝から水が溢れるなどにより、周辺に水が溜まってしまうこと。

間伐材

山林の手入れのため森林の一部を伐採した時に発生する木の枝等の廃棄物のこと

き

基盤（都市基盤）

道路、公園、下水道等のこと。

キャッチフレーズ

簡潔に言い表した語句のこと。

共生型農業

家畜排せつ物の適切な処理などによる環境にやさしい農業を指しています。

協働

ともに手を取り合って取り組むということ。

近代化遺産

主に明治以降に整備された産業、交通、生活に貢献した建築物等の構造物のことです。なお、文化庁で近代化遺産の指定をしていますが、本

都市マスでは法的な指定にとらわれず住民の方々のまちづくりへの想いから出てきた大事にしたいまちの歴史として使っています。

く

空洞化

人が移転しまちに人が住まなくなること。

グリッド

格子状のこと。

け

景観

本都市マスでは、その地域の風土、歴史、活動等が風景として映し出されているものを景観といっています。

こ

公共公益施設

一般に公共施設とは道路、広場などまちの骨格を形成するような施設のことを呼び、公益施設とは教育施設や集会所といった住民生活に必要な施設を呼びます。

コミュニティ

共同体といった意味の英語で、一般的に地域社会やある共通の意識によりつながっている集団といった意味でも使われます。

コンパクト

まとまりのあるということです。

コンポスト

生ごみなどを堆肥化することです。

さ

サイン計画

主に案内標識などについてのデザインや配置についての計画のこと。

サポートカンパニー

サポートとは支援するという意味。カンパニーは仲間とか会社という意味。

産業クラスター

「クラスター」とは（ブドウなどの）房のこと。産業クラスターとは、新たな効果を生み出

す産業などの結びつきの総称です。

し

持続的な都市

長きに渡り発展して行く、維持して行くことが可能なまちという意味。

親雪

雪に親しみを持つことで、具体には冬のイベントや冬のスポーツなどがあります。

諮問（しもん）

意見を尋ね求めること。

修景

景観をよりよくするために手を加えること。

植民区画

永住目的で本州等から開拓で来た人達がつくった土地の区画のこと。

自律

自らつくった規範に従って行動すること。

シルバーハウジング

高齢者の生活特性に配慮した設備・仕様を施すとともに、ライフサポートアドバイザー（生活援助員）による緊急時における連絡等のサービスの提供により、高齢者の居住の安定に資する福祉施策と連携した公共賃貸住宅のことです。

循環型社会

ここでは、廃棄物のリサイクル、他用途への利用などが図られている社会を指しています。

人口フレーム

フレームとは枠、骨組みのことで、人口フレームとは将来のまちの人口を想定すること（枠を決めること）です。

シンポジウム

複数の人があるテーマについて意見を講演し、その後聴衆等と意見交換等する討論の形式のこと。

す

ストリートファニチャー

直訳すると「道路を飾る家具」という意味で、電話ボックス、ベンチ、花壇、街路灯などが該当します。

スプロール

虫食いのという意味で、市街地が無計画に郊外に拡大し、虫食いの無秩序な市街地を形成することを言います。

せ

脆弱（ぜいじゃく）

もろく弱いこと。

成熟社会

一般的に概ね、経済効率性中心の社会ではなく、安らぎ、潤い、豊かさなどの人間重視の社会のことといわれています。

セミナー

一般に講習会のこと。

そ

ソフト（事業）

企画や運営についての事業のこと。イベント企画、開催など。

ち

地域の教育力

地域住民全体で地域の子供を育て行く力のこと。例えば悪いことをしている子供をみつけたら親でなくてもちゃんと叱るといったこと。そしてそれを認める地域の合意形成など。

チャシ

チャシとは一般的には「砦」とか「城」と言われていますが、もともとはアイヌ語で「柵」とか「柵囲い」を意味する言葉で、戦争の場(砦)、祭式を行う場、談判の場、鮭漁などに関係した見張りの場などに使われていたのではないかとされています。

超長期

本都市マスにおいて、長期に渡る計画のうち、特に長期に渡るものを指す言葉として用いている造語。

鎮守の森

その地を鎮め守る神を奉る社にある森のこと。

と

都市計画

「都市計画」という言葉は大きく「都市づくりにかかわる計画全般」という意味と都市計画法で定められた「都市計画（法定都市計画ともいわれます）」という意味で使われます。中標津町の都市マスにおいては後者の意味（法定都市計画）で使っています。

この場合の都市計画の内容としては、市街化区域、市街化調整区域、用途地域といった土地利用に関する計画、道路や公園、下水道などの都市施設整備に関する計画、土地区画整理事業や再開発事業などの市街地開発事業に関する計画の3つに分けることができ、それぞれの位置や区域などを定めますが、施設等の詳細部までを決定するものではありません。施設等の詳細部については道路計画、公園計画等各個別の計画で検討されます。

都市計画区域

都市計画法その他の関係法例の適用を受けるべき土地の区域。

都市計画決定

都市計画を一定の手続きにより決定することで、都市計画が決定されると、都市計画制限が働き、都市計画が定められた土地の区域に関係する権利者（土地の持ち主など）などの権利に一定の制限が加えられます。

都市計画審議会

都市計画に関する事項を調査審議するため設置された機関。

都市整備

土地利用を決めたり道路や公園、公共公益施設などを配置して行くこと。

都市の骨格

まちの最も基礎となる、施設や自然などの配置のこと。

な

苗圃（なえはた）

苗を育てる畑のこと。

生業

暮らしを立てるためにする仕事のことです。

に

ニーズ

要望、需要のこと。

ね

ネイチャーマップ

まちの特徴的な自然の位置などを示したものの。

ネットワーク

互いに結びつくこと。

は

ハード（事業）

施設整備の意味です。

パートナーシップ

一般に相互の理解に基づく良好な協力関係のことをいいますが、本都市マスでは特に行政と住民（民間）が協力し合う関係のことを意識しています。

バッファ

直訳すると緩和するもの、和らげるものという意味です。

パブリックオープンスペース

直訳すると「公共的な開かれた場所」で、本都市マスでは地域住民が地域の人達等と交流する公共的な開かれた場所という意味で使っています。

バリアフリー

高齢者や障害者の日常生活における障害を取り除くこと。

バンク

銀行という意味。

ひ

ビジョン

将来像、目標とする姿という意味。

ふ

フォーラム

公開討論会のようなもの。

フレーム

枠、骨組みのことです。

プロジェクト

本都市マスではある目的のために取組む様々な施策を束ねる総称として使っています。

プロセス

何か目的に向かって取組む際の過程のこと。

ほ

防空壕

空襲の際に待避するため地を掘ってつくった穴や構造物のこと。

防風保安林

森林法に基づき風害などの予防のため指定された森林のこと。伐採などに制限が加わります。

ホームページ

インターネット場での情報発信手段の一つ。

ポケットパーク

小規模な空き地等わずかな広さの場所をりょうした小公園などのことです。

ポスターセッション

ある成果や結果を公の場で展示し、展示されたものを基に、見にこられた方々と主催者、または見にこられた方々同士で意見交換等をしたりすることで、ある成果や結果の情報を幅広く伝えたり内容の充実を図るための方法です。

ま

マスタープラン

様々な施策等を展開する際の基本となる計画。

み

ミルクロード

特に景観が良い乳製品の集出荷に使われる道路のことで、24線、北19号線などが該当します。

ミレニアム

直訳すると千年間といった意味。本都市マスでは長く続くことの象徴的言葉として使っていま

す。

も

モデル(事業)

標準的、代表的な型のことです。

ゆ

悠久の時

悠久とは長い間という意味。

優良農地

健全な農業が営まれている農地のこと。

ユニバーサルデザイン

障害者や高齢者のみではなく、すべての人々が便利に使えるように配慮されたデザインのことです。

ら

ライフスタイル

衣食住等の生活様式から仕事への取り組み方、住まい方や社会との関わり方などを含めた、広い意味での「暮らし方」、「生き方」のことです。

り

リアリティ

現実性という意味です。

利雪

雪を利用するということ。例えば雪を活かした低温貯蔵など。

リゾート

避暑や静養などを目的とする行楽地のこと。

緑園都心

本都市マスにおいて、環境首都なかしべつにふさわしい市街地中心部の将来像として設定した造語。具体には、自然と歴史を大事にしながら生活の場、仕事の場、交流の場としての機能がより充実している市街地中心部を目指します。

れ

連関

互いに関わり合うこと。

ろ

路面仕上げ

舗装の仕方のこと。例えばインターロッキング舗装、アスファルト舗装などがあります。

わ

ワークショップ

集団で計画案づくりや設計案づくりなどを行なうのに適していると考えられている住民参加手法の一つで、グループ討議などを重ねておこない、参加している方々の意見を集約させながら一つの計画にまとめていく方法です。

中標津町では都市マス策定における住民参加の方法としてワークショップ方式を取り入れ、より多くの人々が身近な課題を隣近所の人と話し合ったり気軽に意見を出し合える井戸端会議的な場を目指した「街づくりワークショップ」を立ち上げました。

補足説明（都市計画用語について）

1 用途地域

都市計画区域内において、住環境の保護などを目的とした土地の合理的利用を図るため、都市計画法に基づき、建築物の用途、容積率、建ぺい率について制限を行う制度のこと。

現在、用途地域は次の12種類があり、中標津町では第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、商業地域、準工業地域、工業地域の9種類が設定されています。

2 都市施設

都市施設とは都市生活や産業活動などのために必要な施設で、都市計画法では道路などの交通施設や公園、緑地などを設定しています（詳細は都市計画法第11条1項参照）。

ここでは、住民の日常生活に特に関係が深い施設の例として道路と公園についての補足説明をします。

（1）道路

道路を交通機能的に分類する方法は一様ではありませんが、本都市マスでは大きく主要幹線道路、幹線道路、補助幹線道路、区画道路の4つに分類しています。

主要幹線道路

都市間を相互に連絡する主たる道路（高速道路含む）のことを指しています。都市計画法における幹線街路および道路構造令における主要幹線道路が該当します。

幹線道路

主に西町地域や西部地域などの地域間を相互に連絡する道路のことを指しています。都市計画法における幹線街路および道路構造令における幹線道路が該当します。

補助幹線道路

幹線道路を補完する機能を有する道路で、幹線道路間等を連絡する役割を果たしたりします。都

市計画法における幹線街路および道路構造令における補助幹線道路が該当します。

区画道路

補助幹線道路から戸口までのアクセス機能を主とした道路のことを指しています。都市計画法における区画街路および道路構造令におけるその他の道路が該当します。

（2）公園

地方公共団体が設置する都市公園としては、次の7種類があります。

街区公園

もっぱら児童の利用に供することを目的とする公園のことで、中標津町には旭児童公園など8カ所あります。

近隣公園

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園のことで、丸山公園が該当します。

地区公園

主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園のことで、中標津町には旭児童公園など8カ所あります。

総合公園

主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園のことです。

運動公園

主として運動の用に供することを目的とする公園のことです。

広域公園

1つの市町村の区域を超える広域の利用に供することを目的とする公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるもので、ゆめの森公園が該当します。

特殊公園

主として風致の享受の様に供することを目的とする公園または動物公園、植物公園、歴史公園その他特殊な利用を目的とする公園のことです

3 地区計画

地区計画は、地区の特性に合わせて、家づくり、道づくり、広場づくりなどのルールをきめ細かく定めるまちづくりの計画であり、その内容に従って開発行為や建築行為の規制、誘導を行うものです。

4 開発行為

開発行為とは、主として建築物の建築又はコンクリートプラント、ゴルフ場などの特定工作物の建設のように供する目的で行う土地の区画形質の変更をいい、例えば、切土・盛土・整地などをして建築（分譲）する、農地等を宅地にするといったことが該当します。

このような開発行為を行う場合には事前に許可（開発許可）が必要となり、道路、下水道などを整備しなくてはならない場合があります。

なお、中標津町においては、主に3,000㎡以上の開発行為において開発許可が必要となります。

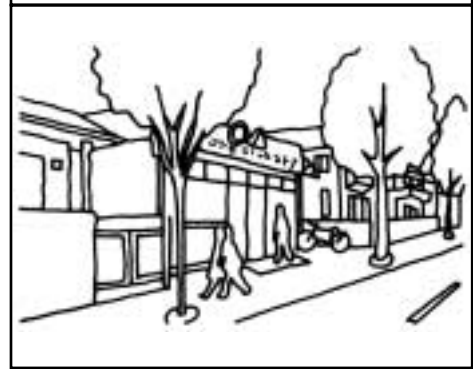
次ページに用途地域のイメージを掲載しています。

第一種低層住居専用地域



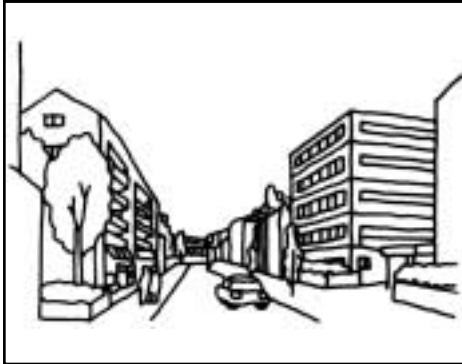
低層住宅の良好な環境を守るための地域です。小規模なお店や事務所をかねた住宅や小中学校などが建てられます。

第二種低層住居専用地域



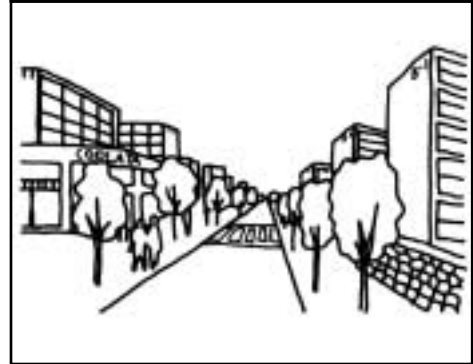
主に低層住宅の良好な環境を守るための地域です。小中学校などのほか、150㎡までの一定のお店などが建てられます。

第一種中高層住居専用地域



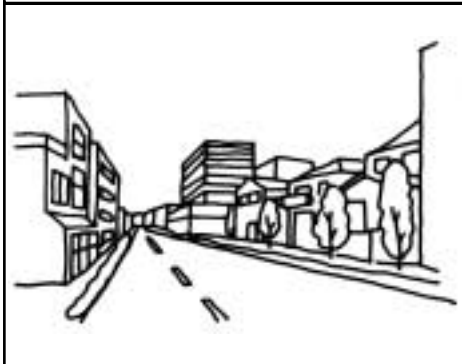
中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。病院、大学、500㎡までの一定のお店などが建てられます。

第二種中高層住居専用地域



主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。病院、大学などのほか、1,500㎡までの一定のお店や事務所などが建てられます。

第一種住居地域



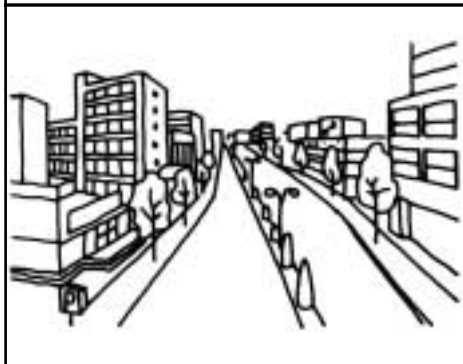
住居の環境を守るための地域です。3,000㎡までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられます。

第二種住居地域



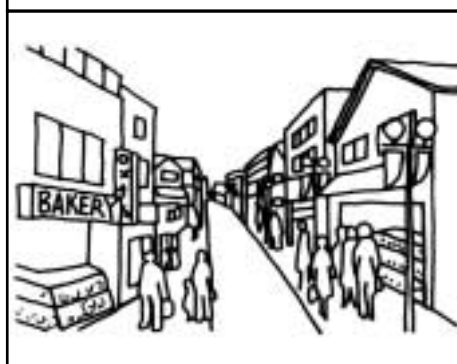
主に住居の環境を守るための地域です。店舗、事務所、ホテル、ぱちんこ屋、カラオケボックスなどは建てられます。

準住居地域



道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域です。

近隣商業地域



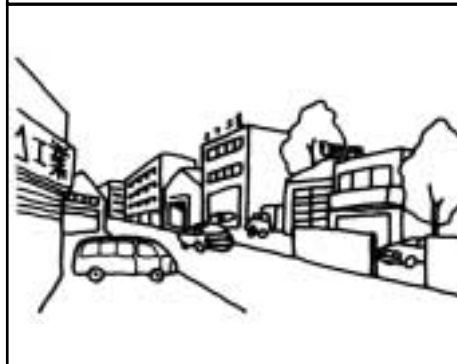
近隣の住民が日用品の買物をする店舗等の業務の利便の増進を図る地域です。住宅や店舗のほか小規模の工場も建てられます。

商業地域



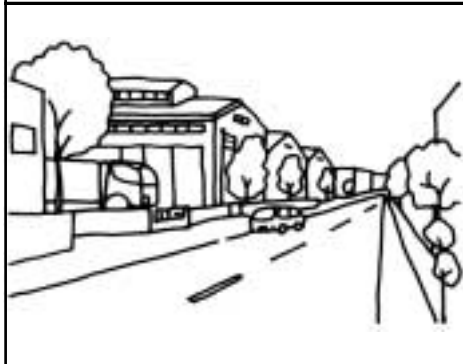
銀行、映画館、飲食店、百貨店、事務所などの商業等の業務の利便の増進を図る地域です。住宅や小規模の工場も建てられます。

準工業地域



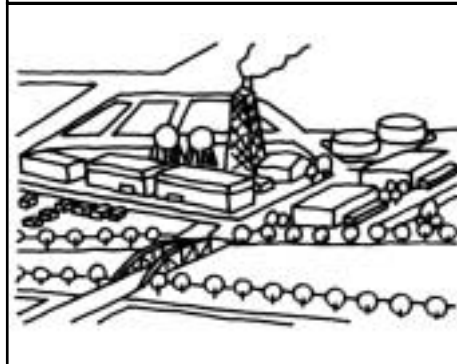
主に軽工業の工場等の環境悪化の恐れのない工業の業務の利便を図る地域です。危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられます。

工業地域



主として工業の業務の利便の増進を図る地域で、どんな工場でも建てられます。住宅やお店は建てられますが、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

工業専用地域



専ら工業の業務の利便の増進を図る地域です。どんな工場でも建てられますが、住宅、お店、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

資料編

1 策定の経緯

(1) 策定の体制

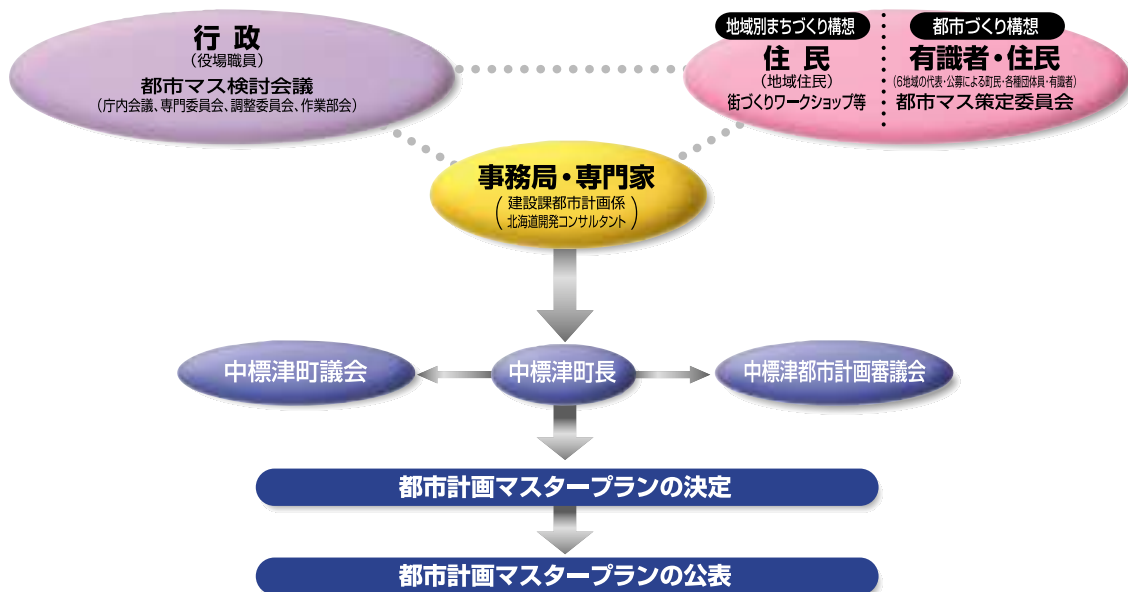
都市マス策定委員会：住民の立場から、主に都市づくり構想、テーマ別まちづくり構想、実現化方策について検討する組織で、公募者、地域の代表者、業界からの代表者、学識経験者より構成されています。また、検討結果は答申書としてまとめられ、平成13年2月28日に町長に提出されました。

街づくりワークショップ：住民の立場から、主に地域別街づくり構想を検討する会議（ワーク

ショップ）のことで、都市マス策定事務局が中心となり地域の住民の方々の自由参加で会議が開催されて行きました。ワークショップは合計5回開催され、検討結果は策定委員会や庁内会議での検討が加わり、地域別街づくり構想として反映されています。

行政における検討体制：庁内においては、庁内会議（理事者、部長等）専門委員会（部長）調整委員会（課長）作業部会（係長）による都市マス検討会議により検討を進めました

都市マス策定のプロセス



(2) 策定の経緯

都市マス策定委員会

策定委員会は、8回開催され、主に都市づくり構想、テーマ別構想、実現化方策について検討を進めました。ここでは、まちの問題・課題や各委員のまちの中の大切にしたい空間、まちづくりへの想いについて意見交換をしながら都市マスの内容を検討して行きました。検討経緯の具体的内容は策定委員会記録メモに記しています。

街づくりワークショップ

主に地域別構想策定に係わる住民からの意見収集を目的に開催したワークショップで5回開催しました。この中では車いすを使いながらのタウンウォッチングやロールプレイングを用いたまちの将来像の検討などを行いました。検討経緯の具体的内容は街づくりワークショップ記録メモに記しています。

都市マス検討会議

主に行政の視点からの検討を行う場で、必要に応じて随時開催されました。この中では、ワークショップの結果や策定委員会の結果等踏まえながら、都市マスの検討を進めました。また、当時策定中であった第5期中標津町総合発展計画との整合性などについても議論しています。

その他のワークショップ、シンポジウム等

都市マスフォーラム（H11年2月13日）

千葉大学の北原先生や策定委員会の小林委員長の講演、対談のほか、町民の方々をパネラーとしたパネルディスカッションを行いました。具体的内容は都市マスフォーラム報告書に記していません。

安全安心のまちづくりワークショップ（女性セミナー）（H11年9月12日）

まちの安全安心をテーマに、タウンウォッチングやグループディスカッションを行いました。具体的内容は安全・安心のまちづくりワークショップ記録メモに記しています。

都市マスポスターセッション（H12年8月13～15日）

街づくりワークショップや安全安心のまちづくりワークショップ、広陵中学校の生徒さんによる

まちづくりインタビュー調査などの結果をしるべつとで公開しました。

都市マス講演会&シンポジウム（H13年1月27～28日）

川崎市の伊藤氏や策定委員会の小林委員長の講演、対談のほか、都市マスの内容について、グループディスカッションを行いました。

北海道都市マス研修会（H12年10月28～29日）

北海道主催の市町村職員や支庁関係者を対象とした都市マスの研修会で、三重大学の浅野先生と策定委員会の小林委員長による講演や対談、中標津町を題材にしたまちづくりワークショップを行いました。

中心市街地活性化勉強会（H13年1月19日）

策定委員会の小林委員長を招き、商工会の方々を主な対象者として、小林委員長の講演や意見交換を行いました。具体的内容は中心市街地活性化勉強会メモに記しています。

J C 例会講演会（H13年2月18日）

中標津青年会議所の例会において、策定委員会の小林委員長が都市マスについて講演しました。

まちづくり研究会(街づくり講座中標津研究会)での意見交換

町民有志で構成されている会で、北海道立寒地住宅都市研究所の大柳氏から、中標津町を題材にした研究結果の発表を行い、今後の中標津のまちづくりについて意見交換を行いました。

表 都市マス策定の経緯

年度	時期	住民による検討		行政による検討	その他の検討	情報公開	アンケート調査等
		都市マス策 定委員会	街づくりワー クショップ				
平成10年度	春						
	夏			庁内研修会			
	秋			・第1回調整委員会 ・第1～2回専門委員会		新聞1～2号	
	冬					・都市マスフ ォーラム& パネルディ スカッション ・新聞3号	町民アンケ ート
平成11年度	春		第1回街づ くりワー クショッ プ	・第1回作業部 会 ・第2回調整委員会 ・第3回専門委員会			
	夏	第1回策定 委員会	第2回街づ くりワー クショッ プ	・第2回作業部 会 ・第3回調整委員会 ・第4回専門委員会	第2回街づく り研究会	新聞4号	
	秋	第2回策定 委員会	第3回街づ くりワー クショッ プ	・第3～4回作業部 会 ・第4回調整委員会 ・第5回専門委員会	・安全安心ま ちづくりワ ークショッ プ ・道都市マス 研修会	・新聞5号 ・ホームペー ジ開設	
	冬	第3回策定 委員会	第4～5回 街づくりワ ークショッ プ	・第5～6回作業部 会 ・第5回調整委員会 ・第6回専門委員会	・中心市街地 勉強会 ・J C例会講 演会 ・広陵中学ま ちづくりポ スターセッ ション	ホームペー ジ更 新	・中標津高 校による全 校アンケ ート ・広陵中 学による 「21世紀 のまちづ くりつ いて考 えよう (私たち の提言) 」ポ スターセ ッション
平成12年度	春					新聞6号	
	夏	第4回策定 委員会		第7回作業部 会	ポスターセッ ション		
	秋	第5回策定 委員会		・第6回調整委員会 ・第7回専門委員会		新聞7号	
	冬	・第6～8 回策定委 員会 ・答申書 提出		・第9～10回作業部 会 ・第7回調整委員会 ・第8回専門委員会	・都市マス講 演会&シン ポジウム ・都市計画審 議会	・新聞8号 ・ホームペー ジ更新	・町内会アン ケート

2 策定への参加者

都市マス策定委員会委員名簿

公募

石崎龍彦 志田純司（副委員長） 加藤孝
則 岩野美津子 後藤幸子

地域代表

中畑和成（西町地域） 松村啓市（東中地域）
三宅利津恵（東部地域） 大野ヒロ子（中心
部地域） 佐々木哲（西部地域） 合田耕
造（南部地域）

各種団体

三宅正浩（青年会議所） 田中 博（中標津
商工会青年部） 南出昭広（中標津町農協）
二本柳千尋（中標津地区連合会） 日下雪夫
（PTA連合会） 桜田力夫（中標津町障害児
者連絡協議会）

学識経験者

小林英嗣（委員長・北海道大学大学院）
稲毛誠一（釧路土木現業所中標津出張所）
大柳佳紀（北海道寒地住宅都市研究所）

街づくりワークショップ参加者名簿

【西町地区】

秋山テイ、佐藤光弘、館下裕典、中畑和成、中
畑千鶴子、端 祐子、森田正治、長谷川淳

【東中地区】

日下雪夫、阿部 強、北山崇憲、佐藤 仁、杉
野進市、佐々木正直、松村啓市、日野沢譲、岸
井良策、殿守富、三枝留蔵、安江八五郎、

【東部地区】

及川ただ子、加藤孝則、後藤隆樹、佐藤セキ、
佐藤武志、二本柳千尋、松村康弘、水戸部謙一、
三宅利津恵、横田健次、浅沼重宏

【中心部地区】

伊藤キミ子、井南由香、上原芳昭、大野ヒロ子、
小沼祐美、角田光明、竹内憲弘、平松英次、福
井芳一、真野順三、矢島洋子、矢島佳那子、矢
島聡子、矢島新一、油谷勝弘、飯島 実、桜田
力夫、須田 匠、石神絵里、蛭子俊介、木村美
香、木村優貴、寺山奈生

【南部地区】

雨宮慶一、岩本四郎、奥田洋子、金森栄子、神

代愛彦、合田耕造、斎藤光江、阪口一二三、田
中潤子、土岐剛史、中畑和成、三宅正浩、森田
芳美、田中 博、志田純司

【西部地区】

赤波江利夫、加藤公貞、鎌田武文、串山明朗、
佐々木 哲、鈴木 実、町田明弘、山本則康、
石崎龍彦、磯角美知子、伊藤友子、岩野美津子

【ワークショップサポーター】

表 健一、中野勝也、船越信雄、坂下 毅、高
橋善貞、菅野三夫、不藤浩二、立田鉄雄、阿部
隆弘、平松英次、佐藤 仁

都市計画マスタープラン検討会議関係者

【専門委員会】

沢田 紘（委員長） 武田正幸（副委員長） 清
原哲雄、下村陽一、本田 潔、横内建夫、小林
勇、林 泰邦、（中本昌征）（小玉一郎）（上
杉嘉孝）

【調整委員会】

（清原 哲雄） 柏川俊隆、小林 実、高山今朝
男、西垣 勝、円谷正雄、青山繁和、小林 亨、
（武田正幸） 門間 修（委員長）（田中 稔）
太田清則、（上原孝雄） 奥地明夫、須田 悟、
千野武男、三ヶ田紀夫、（林 泰邦） 佐藤 隆、
佐野一彰、西尾保則、（高橋源幸） 中司弘行、
川本清秀

【作業部会】

石毛敏博、遠藤俊勝、阿部隆弘、増田 実、船
越信雄、西村 穰、水戸勝一、（中野勝也） 川
野弘善、高玉良次、笠井雅治、立田鉄雄、柏川
真隆、高橋善貞（委員長）（川本清秀） 山本
剛、本多敏春、平松英次、佐久間貞夫、坂下
毅、菅野三夫、宮川京子、田附直子、奥野裕美、
（山口 修）

その他関係者

【安全・安心のまちづくりワークショップ】

阿部敬子、五十嵐敬子、石山砂織里、日下春美、
助口宣子、掘尾 紫、宮脇田鶴子、山本恵子、
横内志津子

【まちづくり研究会(街づくり講座中標津研究会)】

中田千佳夫、三宅正浩、中村芳彦、石川正明、
望月正人、坂下 毅、天野英典、山田博之、渡

辺純一、飯島 実、山田 博、松本 徹、及川啓彰、菅野三夫、山口 修、名越 仁、二本柳千尋、林 博樹、野毛徳利、日野澤譲

【シンポジウム等の主な参加者】

H10年度（フォーラム&パネルディスカッション）：北原理雄（千葉大）、飯島 実、佐藤セキ、三宅正浩、中尾邦幸、小林英嗣（北大）
 H11年度（道都市マス研修会）：浅野 聡（三重大）、小林英嗣（北大）
 H12年度（講演会&シンポジウム）：伊藤和良（川崎市）、小林英嗣（北大）

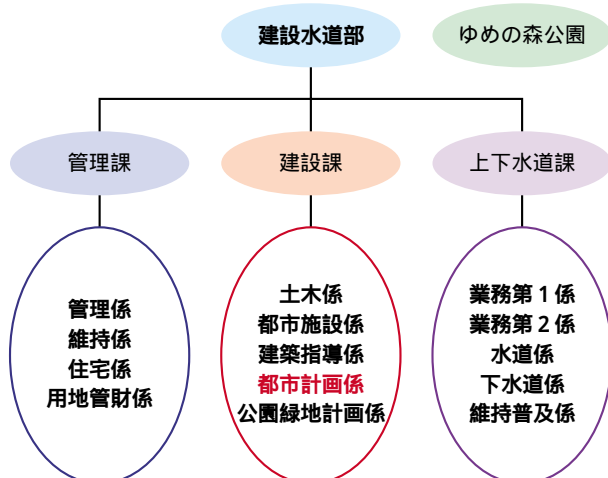
その他：

- ・中標津高校生徒会役員一同（H11年度）、広陵中学校1年生（H11年度）
- ・北海道建設部まちづくり推進室（まちづくり企画課、都市計画課）、根室支庁建設指導課
- ・北海道大学大学院小林研究室（近藤、郷堀、平井、平松）、川崎地方自治研究センター
- ・各種アンケート回答者、24町内会役員一同、ホームページ閲覧者
- ・シンポジウム・フォーラム等出席者

【事務局】

沢田 紘（建設水道部長、H11年度～）、中本昌征（建設水道部長、～H10年度）、小玉一郎（建設水道部技監、～H10年度）、上原孝雄（建設課長、H12年度～）、城地哲夫（建設課長、～H11年度）、須田 悟（建設課主幹）、山田博（建設課主幹、～H11年度）、矢島竜二（都市計画係長）、田中道行

参考 建設水道部機構図



【コンサルタント】

北海道開発コンサルタント（株）（まちづくり計画部：佐藤敏雄、岩崎秀樹、今野 亨、佐竹大助、本間省爾、東 賢哉、湊志緒子、岩木栄、太田恵利子、水上英子、相田ゆみ子、伊藤美和）

【編集】

（有）編集の森（都市計画マスタープランガイドおよびパスポート）

【印刷】

雨宮印刷（株）

3 策定に関する各種資料

アンケート関連

まちの良いところや問題点を中心に調査した町民アンケート（配布数 約2500票）、都市マスの内容についての地域としての考えを調査した町内会アンケートがあります。具体的内容についてはそれぞれの調査結果報告書に記しています。

都市および地域データ関連

まち全体を対象とした都市カルテ、ワークショップの地域別に身近な地位の問題・課題や公共施設等を整理した地域別カルテを作成しています。

情報公開関連

ワークショップや策定委員会結果、今後の取り組み予定等を町民にお知らせする中標津街づくり新聞（全戸配布）のほか、町外にいても都市マスの情報がわかるよう都市マスホームページを町のホームページ内に開設しました。

その他関連資料

中標津高校では、生徒会が全校生徒を対象に、まちの問題点やこれからの自分達のまちづくりへの取り組みを考えたアンケート調査（平成11年9月）を行いました。この結果は、第3回街づくりワークショップで発表されました。この結果はホームページ等で見ることができます。

広陵中学では、21世紀のまちづくりについて考えよう（私たちの提言）と題したポスターセッションを平成12年1月に行いました。

4 都市計画マスタープラン策定委員会答申書

平成13年2月28日

中標津町長 新出 實 様

中標津町都市計画マスタープラン策定委員会
委員長 小林 英嗣

中標津町都市計画マスタープランの答申について

中標津町都市計画マスタープラン策定委員会は、平成11年7月30日に中標津町長より諮問された中標津町都市計画マスタープランについて調査審議を重ね、ここに計画案をとりまとめましたので答申いたします。

また、調査審議の過程で出された多くの貴重な意見についてもとりまとめましたので、併せて付記いたします。

将来都市像「環境首都 なかしべつ」に関する意見

将来の中標津町民は、悠久の時を超えて形成された“自然や大地”に感謝し、街の基盤が形成された開拓に始まる“20世紀の歴史”を大切にしながら、それらを次の世代へ継承する人々です。また、広域から地域にわたる様々な人々との“交流”を楽しみ、自然や農業との“共生”を積極的に図り、自由と責任を意識しながら“自律”して行動している人々でもあります。

このような町民の生活を実現するため、将来の中標津の都市は、“自然や大地”と“20世紀の歴史”を骨格とする、“交流・共生・自律”をテーマとした拠点やネットワークからなる構造が大切です。

まず、市街地は、人口の大幅な増加が見込めない時代の到来に対し、既存の都市基盤を最大限活用した経営効率と公共サービス水準の高いコンパクトな規模を維持しなければなりません。

また、市街地の中心部は、商業の場としてのみならず、すべての町民が親しみ、誇ることでできる豊かな環境のもと、安心して安全に生活できる場であり、酪農などの基幹産業と連携した生業の場であり、観光客などとの交流を楽しむ場として活性化されることが期待されます。

さらに、多くの町民のつながりや思い出を育んできた学校や集会所、公園などの公的な環境は、河川や緑道、人にやさしい歩行者道路などによってネットワークされ、いつまでも町民のきずなとしてしっかりと結んでいく必要があります。

中標津町では、自然や歴史といった環境を大切にすなかで、交流を楽しみ、共生を受け入れ、そして自律を追求し、人間を中心に据えた都市を実現するため、将来の都市像を「環境首都 なかしべつ」と定め、北海道全体の目標である“北の美しい国づくり”などの21世紀のモデル都市を目指した取り組みを継続していく、強い意志を内外に示す必要があります。

中標津町都市計画マスタープラン（計画案）の概要

1 基本的事項

都市計画マスタープラン策定の背景および目的と方法について整理いたしました。

2 都市全体構想

中標津町の特性と都市づくり上の課題を整理した上で、将来の都市像（環境首都 なかしべつ）と都市づくりの基本目標に基づく3段階の都市全体構想（都市づくり構想）を提案いたします。

1) ミレニアムプラン

超長期にわたる都市の骨格づくりのため、「自然と大地を次世代に継承し、街の基盤が形成された20世紀を語り継いでいくこと」を理念とした“骨太な都市”づくりを目指す構想です。

2) 夢実現化構想

長期にわたる都市の構造づくりのため、「町民ひとりひとりの人生を豊かにするため、地域への夢や希望を描くこと」を目標とした“夢が実現する都市”づくりを推進する構想です。

3) 総合計画連動構想

20年程度の中期を対象に、具体的な都市の整備・改善・保全・利用のため、「総合計画を上位計画とし、行政と住民のパートナーシップのもと、実効性の高い施策を展開すること」を方針とした“生活実感に基づいたリアリティのある都市”づくりに取り組む構想です。

3 地域別街づくり構想

居住者が身近な地域の街づくりに自発的に関わり、地域の特性を踏まえた都市づくりやまちづくりを進めるための構想です。

特に、地理的条件や土地利用等の空間的なまとまりと地域コミュニティ等の社会的なまとまりから、住民のコミュニティ空間を重視した6つの地域区分（西町地域、東中地域、東部地域、中心部地域、南部地域、西部地域）を行い、ワークショップなどにより把握された住民意見を反映しながら、それぞれの地域の街づくり構想を提案しています。

4 テーマ別まちづくり構想

生活する上でその解決が緊急となっている街づくり上の課題や、中標津町の第5期総合発展計画における重点的な都市整備上の課題を解決するため、①安全・安心のまちづくり、②交流と活力のあるまちづくり、③自律と共生のまちづくり、④冬の快適なまちづくり、をテーマとしたまちづくりが必要です。

5 実現化方策

都市全体構想と地域別街づくり構想の実現化に向けて、“都市や地域に関する様々な事業に対し、その位置づけや内容を判断する主体や基準を明確にすること”、“まち全体の中での様々な分野との整合性や相乗効果の高まる方策についての検討プロセスを公開すること”を提案いたします。

また、テーマ別まちづくりに関する具体的取り組みに向けた戦略プロジェクトや重点プロジェクトとともに、6地域別の街づくりに関する住民意向反映型プロジェクトを提案いたします。

都市計画マスタープランの実現化に向けた意見

中標津町都市計画マスタープラン（以下、都市マス）の策定は、本格的な地方分権化社会における都市づくりや地域づくりの第1歩であることから、その実現化に向けた以下の具体的な取り組みを強く望みます。

1 都市マスの策定委員や地域別ワークショップなどへの参加者は、町民の代表であるとともに、中標津町を強く愛する町民のひとりです。よって、これまでの策定のプロセスを広く伝えるとともに、これからの都市づくりや地域づくりの担い手として継続的に関わることが求められます。

以上のことから、都市マスの普及や各種プロジェクトの具体化に向けた推進体制を早急に整備し、第5期中標津町総合発展計画策定の各種委員や参加者とともに、都市マスの策定委員や地域別ワークショップ等の参加者を推進体制の一員として継続的に位置づけていただくことを強く望みます。

2 都市マスの実現化方策に提案された仕組みやプロジェクトを具体化するためには、専門性が高く、地域の事情に明るい行政の総合的で横断的な取り組みが必要です。

以上のことから、プロジェクトの立ち上げ、総合的で横断的な取り組みが可能な組織体制など、都市マスの実現化に向けた行政内部の新たな体制の検討を望みます。

3 町民の参加意欲を継続し、庁内の総合的で横断的な取り組みを図るためには、明確な目標のもとでの具体的な取り組みが必要です。

以上のことから、第5期総合発展計画に位置づけられた新年度施策と連携するプロジェクトの早期立ち上げを望みます。

特に、「市街地中心部の緑園都心化」と「公的環境のネットワーク化」は、

今後の中標津町にとっての重要な目標であるとともに、第5期中標津町総合発展計画と連動した具体的な取り組みが可能なプロジェクトとして積極的に早期具現化されることを望みます。

また、テーマ別まちづくりに関する具体的な取り組みに向けた**戦略プロジェクト**や**重点プロジェクト**については、第5期総合発展計画や中標津町農村環境計画などの施策レベルでの整合性を図るとともに、早期に着手予定の施策を核として具体的に取り組むことを望みます。

さらに、6地域別の街づくりに関する**住民意向反映型プロジェクト**については、それらをたたき台とし、地域での検討を継続する場を用意するとともに、できるものについては住民参加による取り組みを支援し、整備を図ることを望みます。

策定委員会の過程で出された重要な意見

1 中標津町は、基幹産業を酪農とするものの、周辺地域からの人口集積による商業やサービス産業が中心となって発展してきたまちです。また、第5期総合発展計画において、今後の産業の活性化について述べられていますが、都市マス策定委員会の中では、これまでの成り立ちを念頭においた産業の活性化が図られる都市づくりを強く意識すべきとの意見が出されています。特に、都市規模のコンパクト化や市街地中心部の活性化を目指すことが、人口集積を妨げたり、住宅産業を抑制したり、新しい広域型商業の導入機会を喪失することのないよう配慮すべきとの意志が強く出されています。

都市マスの大きな役割は、土地の在り方（ランド・プラン）と人間主体の街づくり（コミュニティ・デザイン）の2つの目標を示すことにありますが、同時に、産業振興などといったその時代の社会経済状況と強く連動する土地利用（ランド・ユース）や各種都市基盤施設整備（インフラ・デザイン）、公共空間整備（パブリックオープンスペース・デザイン）、景観整備（ランドスケープ・デザイン）についての方向性について描くことも重要な役割です。

以上のことから、自然や歴史を大切にしながら、地域の産業も発展する「交流と活力のあるまちづくり」について、国内外の持続可能なまちづくり事例等をヒントに、具体的なプロジェクトや事業を対象にしながら、土地利用や各種都市基盤施設整備、公共空間整備、景観整備等の検討を継続することが必要です。

2 中標津町では、2年連続して痛ましい少年事件が発生しました。現在では、“中標津町安全で住みよいまちづくり条例”が制定されましたが、その事件については風化しつつあるように思われます。しかしながら、都市マス策定委員会や安全・安心のまちづくり女性ワークショップの中では、子供や青少年に対する教育の在り方や大人の態度、町内会活動の可能性といった意見とともに、都市づくりや街づくりに子供から大人まで幅広く参加することが大きな効果を

もたらずのではないかと多くの意見が多く出されています。さらに、都市マスに対する広陵中学校の自主的な取り組みや、地域別ワークショップへの高校生の自発的な参加を通じ、将来を担う青少年の明るさや意欲、そしてなによりも地域に対する夢や希望の存在を確認することができました。

以上のことから、子供から大人までが都市づくりや地域別街づくりに参加することによって、地域の教育力を高め、結果として「安全・安心のまちづくり」が図られることが必要です。

3 本委員会では、上記意見のほか、下記の意見が出され、今後の積極的な取り組みが必要です。

- 1) 高齢者が安心して暮らせるまちづくりの整備
- 2) 町内会活動の明確な位置づけと連携による活性化の支援
- 3) 商工、青年、女性、安全・安心、文化・芸術、健康・スポーツなど、多様な目標に基づく活動や組織の明確な位置づけと活動の支援
- 4) 住宅産業や商業などの地域内産業の活性化と美しい街並みや豊かな環境の創出など、産業と環境が共生する仕組みの整備

5 町民憲章（昭和40年7月1日制定）



わたしたちは、朝夕気高い武佐岳を仰ぎ、標津川の流れとともにひらけゆく中標津の町民です。

はてしない緑の原に、先人のきびしい開拓のあとをしのび、その心をうけて、みんなの力で明るい豊かなまちをつくるために、この憲章をさだめます。

- 1 からだをきたえ しかわせな家庭にしましょう
- 1 誇りをもって働き 豊かなまちにしましょう
- 1 きまりを守り 明るいまちにしましょう
- 1 自然を愛し 美しいまちにしましょう
- 1 教養を高め よりよい文化を育てましょう

中標津町の“まちの木”は白樺、“まちの花”はエゾリンドウです。

中標津町都市計画マスタープラン

～中標津町の都市計画に関する基本的な方針～

編集・発行 中標津町街づくり推進室街づくり推進係
(旧都市計画係)

〒086-1197

北海道標津郡中標津町丸山2丁目22番地

電 話：01537-3-3111 (代表)

ファクス：01537-3-5333

ホームページ
アドレス

http://www.aurens.or.jp/nakasi_t/tosimasu

